

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会計年度（又は事業年度）】	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
【発行者の名称】	オーストリア輸出銀行 (Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	執行取締役 (Member of the Board of Executive Directors) Angelika Sommer-Hemetsberger 執行取締役 (Member of the Board of Executive Directors) Helmut Bernkopf
【事務連絡者氏名】	弁護士 松添 聖史 弁護士 渡邊 大貴
【住所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

- 注(1) 本有価証券報告書中、別段の記載がない限り、「ユーロ」と表示されるすべての金額は欧州通貨統合参加国の単一通貨を意味する。2026年6月19日現在、東京の主要銀行により公表された対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ユーロにつき184.72円であった。
- (2) オーストリア輸出銀行 (OESTERREICHISCHE KONTROLLBANK AKTIENGESELLSCHAFT) 及びオーストリア共和国の会計年度は暦年である。
- (3) 本有価証券報告書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。
- (4) オーストリア統計局 (STATISTIK AUSTRIA)、WDS-WIFO (オーストリア経済調査研究所) データシステム及び連邦大蔵省は定期的にデータの修正・改訂を行っており、しばしば過去のデータにまで遡って小さな修正・改訂がなされることがある。ある程度の期間をおかないと正確なデータを入手できない情報もある。従って、本有価証券報告書中の数値が、昨年ないしそれ以前の報告書に記載された数値と異なることもありうる。

## 第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

## 第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

該当なし

(2)【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3)【最近日の為替相場】

該当なし

### 第3【発行者の概況】

#### 1【発行者が国である場合】

該当事項なし。

#### 2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし。

#### 3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

##### (1)【設立】

###### 設立の背景、設立年月日

オーストリア輸出銀行(Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)(以下「当銀行」、「OeKB」、「輸出銀行」又は「オーストリア輸出銀行」という。)は、1946年に設立されたオーストリアの銀行法人である。当銀行は、オーストリア経済において、通常の商業銀行業務に属さない一定の専門業務を提供することを目的として設立された。当銀行の発行済株式は、オーストリアの主力銀行によって保有されている。当銀行の主たる事務所の所在地は、オーストリア、ウィーン市A-1010、アム・ホフ4である。

###### 目的、沿革、法律上の地位

当銀行は、1950年にオーストリア共和国(以下「オーストリア」又は「共和国」という。)の輸出金融と輸出振興に関する業務を開始した。1964年に輸出振興法(同法は、1981年6月1日に1981年輸出保証法(以下「輸出保証法」という。)に置き換えられ、その後も改正が行われている。)が制定されて以来、当銀行は、オーストリアの輸出取引にかかる商業上、政治上及び外国為替上のリスクを補償するために、同法に基づいて共和国が発行する保証(輸出保証)の運用にあたる共和国の総代理人を務めている。当銀行はまた、オーストリアの銀行及び輸出保証法に基づいて共和国が返済を保証した輸出取引を行う外国の輸入業者向けの中長期金融も営んでいる。輸出貸付業務にかかる当銀行の外貨建借入金は、元利金もしくは外国為替リスク又はその双方に関して、1981年輸出金融保証法(以下「輸出金融保証法」という。)に基づいて共和国が実質的に全額保証している。本書において、輸出金融スキームの文脈での「借入金」とは、当銀行が輸出金融保証法第1条第1項に従い行う信用(債券発行、借入れ、信用及びその他の債務)を意味する。当銀行のその他金融業務としては、国内債券発行(特に共和国による債券募集)の引受及び管理業務などがある。当銀行とウィーン証券取引所との合併企業であるセントラル・カウンターパーティ・オーストリア(CCP.A.)が、ウィーン証券取引所の清算システムを運営する。2015年9月12日以降、当銀行の子会社であるOeKB CSD GmbH(OeKB CSD)は、以前は当銀行が50年間にわたり運営してきたオーストリアの中央証券保管振替機関(Wertpapiersammelbank)の業務を行っている。規制上の要件により当銀行からOeKB CSDに当該業務が移管された。OeKB CSDは有限責任会社であり、オーストリア証券保管法に基づき、中央証券保管振替機関として行為する。当銀行は、一般公衆からの預金受入業務や、一般向け貸付、その他の商業銀行業務を営んでいない。2008年、当銀行は共和国を代理し、開発途上国の民間産業を確立する手助けのために、オーストリア・アントヴィックルングスバンクAGを設立した。2019年、当銀行は、観光分野への融資と投資促進のための特別目的銀行であるÖsterreichische Hotel- und Tourismusbank Gesellschaft m.b.H.(ÖHT)の株式の68.75%を取得した。

###### 特権

##### 1. 1993年オーストリア銀行法(改正済)による免除特権

第3条1-(7)により、当銀行は輸出金融に関連する事業活動に関して、EUの自己資本比率規制(CRR)2013/575/EU及び第39条3及び4から免除されている。

##### 2. 免税措置

オーストリア国税局の通達により、当銀行は輸出金融によって得た利益の一部を一定の条件の下に金利平準化のための特別準備金として積立てることができるが、この特別準備金への毎年の利益の割当には、その大半は法人税及び貿易税が課せられない。この特別準備金自体が総資産課税額と相続税相当額を減らすことになる。(訳者注-法人の財産に対しては、それが将来も相続税の課税を受けないという理由から、毎年税金が徴収されている。)

日本との関係  
 なし。

(2) 【資本構成】

資本勘定表

2025年12月31日現在の資本の状況は以下のとおりである。

(単位：1,000ユーロ)<sup>(1)</sup>

長期債務 <sup>(2)</sup>	
銀行からの預金	324,790
顧客からの預金	0
発行済債券	15,999,693
長期債務合計	16,324,483
株主資本	961,130
長期資本合計	17,285,613
短期債務	
銀行への支払債務	323,505
顧客への支払債務	1,273,783
発行済債券	12,214,979
短期資本合計	13,812,267
資本勘定計	31,097,880

注(1) この表に挙げられた項目はOeKBグループの連結財務書類から抜粋されている。OeKBの連結財務書類は、EUが採択した国際財務報告基準(IFRS)並びにUGB(オーストリア商法)第245a条及びBWG(オーストリア銀行法)第59a条に基づく追加要件に従って作成されている。

(2) 貸借対照表日から満期まで5年以上の残存期間を持つ債務を指す。当銀行は2026年1月1日から2026年6月30日までに以下の公募を完了した。

2031年1月満期3.750%利付保証付債券15億米ドル

2030年10月満期3.875%利付保証付債券5億英ポンド

2030年10月満期3.875%利付保証付債券7,500万英ポンドの追加発行

2028年10月満期4.125%利付保証付債券2,500万英ポンドの追加発行

2029年10月満期4.500%利付保証付債券7,500万英ポンドの追加発行

2030年10月満期3.875%利付保証付債券5,000万英ポンドの追加発行

2028年10月満期4.125%利付保証付債券2,500万英ポンドの追加発行

2030年10月満期3.875%利付保証付債券1億英ポンドの追加発行

2031年4月満期2.875%利付保証付債券10億ユーロ

2029年5月満期4.125%利付保証付債券12億5,000万米ドル

2030年10月満期3.875%利付保証付債券1億5,000万英ポンドの追加発行

株主

2025年12月31日現在、当銀行の株主資本は、総額1億3,000万ユーロの無額面普通株式880,000株からなる。当銀行株主の持株比率は次のとおりである。

株主の名称	持株比率
CABETホールディングGmbH、ウィーン (ユニクレディット・バンク・オーストリア・グループ)	24.750%
ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン	16.140%
エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュペーカッセンAG、 ウィーン	12.890%
シェーラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	8.260%
AVZ・GmbH、ウィーン	8.250%
ライファイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエンゲゼルシャフト、 ウィーン	8.120%
P.S.K. ベタイリグングスフェアバルトウングGmbH、ウィーン	5.090%
ライファイゼンOeKBベタイリグングスゲゼルシャフトmbH(ライファイゼン・ グループ)、ウィーン	5.000%
オーバーバンクAG、リンツ	3.889%
ベタイリグングスホールディング5000GmbH、インスブルック	3.055%
BKSバンクAG、クラゲンフルト	3.055%
フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン	1.500%
	100.000%

当銀行の取引の大部分が、当銀行の株主及びその関連会社、並びに当銀行の監事会又は執行取締役会の構成員が取締役あるいは役員などを務める様々な機関との間で行われている。当銀行は自行がその株主、また他のオーストリアの銀行や信用機関に対し、競合関係にあるとは考えておらず、さらに基本的に、株主との協議なしで新たな取引を始めることはない。ただし、株主に対し特別な優遇を与えることはしない。(下記「(4)業務の概況」を参照のこと。)

(3)【組織】

執行取締役会

当銀行の業務の運営に当たるのは執行取締役会で、執行取締役会の構成員は、5年を超えない任期で監事会が任命する。2025年12月31日現在、執行取締役会構成員の氏名と役職名は次のとおりであった。

氏名	主たる役職
アンゲリカ・ゾマー	執行取締役
ヘルムート・ベルンコプフ	執行取締役

オーストリア政府の代表

1993年オーストリア銀行法(改正済)(Bankwesengesetz)によれば、共和国の大蔵大臣は、当銀行を含むほとんどの銀行について、政府査察官1名及び政府副査察官1名を任命しなければならない。政府正副査察官は、当銀行の株主総会及び監事会に参加する資格を有し、共和国の法令に違反する決議があったと認めるときは、異議を申し立てなければならない。そのような異議申し立てがあったときは、その決議の合法性について金融市場当局の決定があるまで、その決議は効力を停止される。また、輸出金融保証法によれば、大蔵大臣は、同法に基づいて共和国が負う保証に関して共和国の利益を擁護する責任を負う代表1名と副代表1名を任命する権限がある。これらの代表に与えられた権限は、当銀行の一切の帳簿・記録を検査すること、及び輸出金融保証法に基づく共和国の保証の対象となる当銀行の借入金に関して当銀行の行う一切の審議に議決権なしで参加することである。

上記の法に基づく2025年12月31日現在の政府正副査察官/代表の氏名と地位は次のとおりである。

ハラルド・ヴァイグライン

政府査察官/代表 ..... オーストリア連邦大蔵省第 (経済政策及び金融市場)局長

ヨハン・キナスト

政府副査察官/副代表..... オーストリア連邦大蔵省第 /8 (輸出保証及び債務繰延)部長

監事会

当銀行の監事会は、2025年12月31日現在、当銀行の株主が選任した次の構成員からなる。

氏名	主たる役職
ディーター・ヘンゲル 議長	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン ジェネラル・ディレクター兼執行取締役会会長
マリー・ヴァレリー・ブルナー 第一副議長	ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエン ゲゼルシャフト、ウィーン 取締役兼執行取締役会メンバー
イリンカ・カイガナ 第二副議長	エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパー カッセンAG、ウィーン チーフリスクオフィサー兼執行取締役会メンバー
ザビーネ・アプファルター	ライフアイゼン・バンク・インターナショナル・アクティエン ゲゼルシャフト、ウィーン 執行取締役会メンバー
ライナー・ボーンズ	フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン 執行取締役会メンバー
ライナー・ハックル	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 戦略クレジット&統合リスク部門長
クリスティーネ・ハルトリープ-ゲッツ	ユニクレディット・リーシング(オーストリア) GmbH、ウィー ン 最高執行責任者
ロバート・コンラート	エアステ・グループ・バンクAG、ウィーン グループトランザクションバンキング長
マリオン・クリステン	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン STEF&EXIN長、マネージング・ディレクター
ヘルベルト・ピッチラー	Privatstiftung zur Verwaltung von Anteilsrechten、ウィー ン 執行取締役会メンバー
フリードリッヒ・シュパンドル	BAWAG P.S.K. バンク・フュア・アルバイト・ウント・ヴィルツ シャフト・ウント・オーストリア・ポストシュパーカッセAG、 ウィーン 法人組織、参加及び税務部門長
ヘルタ・シュトックパウアー	BKSバンクAG、クラーゲンフルト 執行取締役会メンバー
ハンス・ウンテルドーファー (2025年9月25日死去)	エアステ・バンク、ウィーン チーフコーポレートオフィサー
ジャン・ヴコビツ	ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン 法務ガバナンス及びデジタル化部門長
ロバート・ヴィーゼルマイヤー	カード・コンプリート・サービス・バンクAG、ウィーン 執行取締役会メンバー

また、オーストリアの法律によれば、監事会には、当銀行の従業員総会が選任した従業員代表を任期4年で参加させる必要がある。従業員代表は、監事会の会合で事実上すべての協議事項について議決権を有する。2025年12月31日現在の監事会従業員代表の氏名は次のとおりである。マルティン・クルール、クリスティーナ・シャダウ

アー、エリザベス・ハリー、スザナ・ミニッチ、クリストフ・セパー、マルクス・ティチ及びエヴリン・ウルリッチ-ヘル。

当銀行の経営状態・財務状態については、監事会が株主に報告し意見を述べる。執行取締役会による一定の取引（当銀行による一定額を超える借入及び貸付を含む。）の授權については、監事会の承認を得る必要がある。なお、当銀行の借入業務と貸付業務に関しては、監事会は現在以下の3人で構成される執行委員会に対して権限を委譲している。

ディーター・ヘングル	監事会議長
ザビーネ・アプファルター	監事会メンバー
マルティン・クルール	監事会従業員代表

#### （４）【業務の概況】

##### 輸出業務

##### 共和国の輸出保証制度の運用

輸出保証法に従い、当銀行は輸出保証の運用について共和国の総代理人を務めている。当銀行自身が輸出保証の受益者である場合を除き、当銀行が輸出保証の発行申請の信用分析を処理し、実行する。輸出保証はすべて共和国の認可を受ける必要があり、当銀行は共和国に代わってその発行と管理を行っている。2025年中、当銀行は共和国の代理人として総額78億ユーロの輸出取引を対象とした932件の輸出保証を発行し、2025年12月31日現在、輸出保証の対象であるすべての輸出取引の総額は300億ユーロであった。2022年12月に、輸出保証法の効力が2027年12月31日まで延長された。その時点で輸出保証法に基づき既に発行された保証は、期限満了により将来影響を受けない。

輸出保証法に基づき、オーストリア政府は、欧州経済地域内で適切な銀行免許を有する他の金融機関が、共和国の輸出保証管理の総代理人になるために当銀行と競う資格の取得手続きを開始できる。かかる場合、

- ・規定された調達手続きに従い代理契約を与えられた他の機関がない場合は、当銀行は共和国の総代理人であり続ける。
- ・オーストリア政府は、新しい代理契約を入札金融機関（当銀行を含む。）の1つに与えるために調達手続きを開始する少なくとも2年前には当銀行にその旨通知することを求められている。
- ・新代理人が任命される場合、その時に未決定の輸出保証及び輸出金融取引は当銀行が引き続き管理し、必要な資金を調達する信用業務は引き続き共和国により保証される。

2025年12月31日現在、輸出保証法の規定によると、発行済み輸出保証に基づく共和国の債務限度額は400億ユーロであり、共和国の債務総額は302億ユーロ、すなわち75.4%であった。使用状況を算定するにあたっては、保証に基づく発行済基本額（保証限度額マイナス最低保有率）及び為替手形保証による要求払い保証の場合において届出られる必要融資総額を算入しなければならない。

2008年、輸出保証法の改正に基づき、オーストリア開発銀行（以下「開発銀行」という。）が設立された。開発銀行は、発展途上国に対する民間産業の創設を目的とした資本参加、ローンその他財務手段の付与及び支援の供与（連邦大蔵省に従い計画される。）をその任務とする。開発銀行は当銀行の完全子会社であり、その取締役会は当銀行の経験豊富な2名の職員により構成される。

なお、当銀行は、67カ国の輸出信用・投資保険業者86社で構成するベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合）に加盟している。

##### 輸出保証の対象になるリスク

共和国が輸出保証法に基づき引受ける債務は、外国の契約相手方による正当な契約履行のための保証、又はその割引手取金が輸出保証取引に適用される為替手形保証による保証の形をとる。輸出保証スキームは12種類の保証から構成される。最も重要なものは、タイト（ひもつき）財政信用を対象とした保証であり、これは2025年12月31日現在発行済保証総額の20.4%、61億ユーロを占めた。

その他の重要な輸出保証は、売掛債権の取得を対象とした保証（2025年12月31日現在の発行済保証総額の3.4%、10億ユーロ）及び直接供与及びサービスを対象とした保証（2025年12月31日現在の発行済保証総額の7.1%、21億ユーロ）である。

##### 輸出保証による支払い

輸出保証法に基づく1981年大蔵大臣規則（以下「大蔵大臣規則」という。）によれば、輸出保証に基づいて共和国に生じた請求権は、その債務の認識時に（期限到来済みの請求権及びオーストリアが債務を認識した後に満期が到

来する請求権共に) 根拠となる契約に定める支払日程に従い、オーストリアが支払うことになっている。また、大蔵大臣規則はまた、輸出保証に基づくオーストリアに対する支払日程の短縮を規定する。大蔵大臣規則は、主にかかる保証の発行に関連する詐欺若しくは虚偽表示又は保証条件の不履行に相当する事由など一定の条件下において、オーストリアに輸出保証に基づく債務を拒絶することを認める。

2025年中、オーストリアは保証人として、1億2,400万ユーロ(2024年: 2億1,000万ユーロ)の請求総額を支払い、他方回収額は合計4,700万ユーロ(2024年: 4,000万ユーロ)であった。

#### 当銀行の輸出貸付金融業務

当銀行は、共和国の総代理人として輸出保証法に基づく輸出保証プログラムの運用に当たる一方で、当銀行の株主各行を含む銀行に対し、これらの銀行が自ら輸出貸付を行えるよう、貸付(以下「リファイナンス・ローン」という。)を行っている。

#### 輸出貸付額と貸付約定額

次表は、タイド・ローンの借換え及び外国投資の元本金額について、過去3年間の各年の12月31日現在の残高を示したものである。

	(単位: 10億ユーロ)		
	2023年	2024年	2025年
タイド・ローン	2.70	2.75	3.36
売掛債権の取得	0.07	0.07	0.08
avalによる保証	17.17	17.09	16.67
その他リファイナンス契約	2.09	2.32	2.24
ローン合計	22.03	22.23	22.35

2025年12月31日現在のリファイナンス・ローン残高のうち79億3,000万ユーロは、当銀行の直接又は間接株主であるオーストリアの主要銀行に対するものである。

このほか、当銀行が輸出貸付として将来貸し出す契約を結んでいる貸付約定分がある。2025年12月31日現在、当銀行が約定した輸出貸付の未支出残高は28億ユーロで、次表のように引出されていく予定である。

12月31日まで	(単位: 百万ユーロ)
2026年	2,384
2027年	219
2028年	155
2029年	33
	2,791

この未支出額は、借手の都合で全額又は一部が取り消されることがあるが、現在までのところそのような取消額はごく僅かである。納期や建設の遅れその他の理由で、この未支出額の引出時期の見通しは随時変更されることがある。

当銀行の輸出、輸出保証及び輸出金融スキーム  
地域及び国グループ別  
(単位：百万ユーロ)

地域/ 国グループ別	2025年輸出		2025年の保証 発行高(契約)		2025年12月31日 現在の保証残高		2025年12月31日現在の 輸出貸付残高		
		(%)		(%)		(%)	約定額		実行額
		(%)		(%)		(%)	(%)		(%)
ヨーロッパ (トルコ及び 旧ソ連を含む)	1,881	24.5	4,007	13.4	2,457	9.8	2,307	10.3	
北アメリカ	17	0.2	187	0.6	85	0.3	78	0.3	
ラテンアメリカ	131	1.7	1,140	3.8	271	1.1	270	1.2	
アジア	880	11.5	3,698	12.3	2,541	10.2	2,369	10.6	
オーストラリア、 オセアニア	0	0.0	76	0.3	-	-	-	-	
アフリカ	119	1.6	1,100	3.7	690	2.8	621	2.8	
包括保証(CP)	0	0.0	0	0.0	56	0.2	36	0.2	
保証合計	3,028	39.5	10,209	34.0	6,101	24.4	5,682	25.4	
avalによる保証 (GA)	4,316	56.2	18,125	60.4	18,855	75.6	16,666	74.6	
OeEB	330	4.3	1,665	5.6	-	-	-	-	
計	190,136	100.0	7,675	100.0	29,999	100.0	24,956	100.0	22,347
その内(CPとGAを除く) :									
OECD(1)	1,890	24.6	4,475	14.9	2,131	8.5	1,976	8.8	
EU	1,104	14.4	2,045	6.8	1,534	6.1	1,384	6.2	
発展途上国 (ヨーロッパ以外)	1,727	22.5	6,933	23.1	3,249	13.0	3,008	13.5	
OPEC	406	5.3	504	1.7	866	3.5	681	3.0	

注(1) 経済協力開発機構。

#### 輸出貸付の融資条件

当銀行の輸出貸付はユーロ建てによるものがほとんどである。当銀行は、貸付のうち、輸出金融保証法に従い、輸出保証で全額担保されている、保険が付されている、又はその他担保されている金額まで融資を行う。リファイナンス・ローンについては、(1)それぞれ、銀行のその借手に対する権利及び銀行の当該リファイナンス・ローンを担保する輸出保証又は信用保険に基づく共和国又は信用保証者に対する権利又は銀行のその他適格な保証人に対する権利、並びに(2)オーストリアの輸出業者の外国の輸入業者に対する権利が当銀行に譲渡される。外国の政府、政府機関又は金融機関に対してローンが直接行われない場合はほとんど、当該貸付については、輸出保証による直接の担保のほか、外国の政府、政府機関又は金融機関による保証がつく。

オーストリア輸出金融スキームは、Euriborに基づく変動金利貸付と固定金利貸付を提供する。利率は国際金融市場でのOeKBの資金調達コストに基づき毎日定められる。利率はまた、支払い、並びに各貸付の償還期間による。2026年4月16日現在、1か月以内払いのユーロ建て5年満期一括償還貸付は、年率3.282%の固定金利率又は3か月物Euriborプラス55bpのマージンである。

一般に、消費財輸出に関するリファイナンスの償還期限は1年未満であり、重資本財又は大型プロジェクトの輸出に関するリファイナンスの償還期限は5年ないし10年である。特定の場合には発展途上国向け輸出に係る緩やかな条件の貸付では、償還期限がこれより長期になることもある。

当銀行の輸出金融プログラムは、OECDの枠組の中で協議された「公的に支援される輸出信用についての取決め」に沿ったものである。

#### 輸出貸付の資金源

当銀行の輸出貸付業務にかかわる主たる資金源は、共和国内外における借入金である。

輸出金融保証法では、輸出貸付を含めた輸出取引に融資するため当銀行が行った借入もしくはその借換えの元利金の支払について共和国の無条件の保証を付する権限が大蔵大臣に与えられている。また、外国通貨借入分については、当銀行は借入時点の為替相場で換算したユーロ建て元利金を超えて支払を行う必要がない旨を保証する権限が共和国に与えられている。輸出金融保証法によれば、共和国の保証が発行されるのは、その発行が効力を生じた後、輸出金融保証法に基づいてその時点で有効なすべての保証に基づく元本支払額に係る債務総額が400億ユーロを超えない場合に限る。この債務総額を算定するに当たっては、為替レート・リスクの観点から保証の対象になる元本残高のユーロ相当額の10%に相当する額が加算される。2025年12月31日現在輸出金融保証法に基づく共和国の債務残高の合計額は、273億ユーロであった。

当銀行の大部分の外貨建借入金に関する元利金の支払いは、輸出金融保証法に基づきオーストリアが保証している。オーストリアは当銀行による実質的にすべての外貨建借入に関連する外国為替リスクについて、当銀行を補償している。2025年12月31日現在、当銀行によるユーロ以外の通貨建借入金残高の合計額は244億ユーロであった。2025年12月31日現在、当銀行によるユーロ建借入金残高の合計額は、30億ユーロであった。

2022年12月、輸出金融保証法の有効期間が2027年12月31日まで延長された。同日以前に発行されたオーストリアの保証は、同法の失効により影響を受けない。

## 証券業務

### 国内資本市場業務

従来、当銀行は、オーストリア国債の入札代理人として行為してきた。入札手続き全体が、発行者と入札参加者との間の中立的仲介者である当銀行により管理されている。入札は当銀行が開発し維持する入札ソフトウェアを用いて電子的に遂行される。

さらに、当銀行はオーストリア国債の決済兼支払代理人として行為する。

### 資本市場法に基づく届出事務所

2019年資本市場法第23条に従い、当銀行は届出事務所の機能を委任されている。この職務において、当銀行はオーストリアで募集されるすべての証券及び投資の新発行の日程を運営する。さらに、証券、投資及びファンドの目論見書及び補足書類並びにファンドについての主要な投資家情報書類が、保護預かり及びそれらの詳細情報の提供の責任を有する届出事務所に提出及び保管されなければならない。加えて、当銀行はファンドの税務データを集め、資本利益税を計算し公表する。

当銀行はまた、公開取引される政府債の流通市場において安定化取引を行い、多数のこれら政府債につき主支払代理人を務める。

### 決済機関及び保管振替機能

2005年1月31日まで、当銀行はウィーン証券取引所のすべての取引につき決済機関の機能も果たしていた。2005年2月1日、OeKBはこれら業務を、当銀行とウィーン証券取引所との合弁会社であるセントラル・カウンターパーティ・オーストリア GmbH に譲渡した。当銀行は、オーストリアの銀行、国内ブローカー及び外国保管振替機関が保有するオーストリア有価証券の保管振替機関としての業務を行っている。2015年9月12日、証券保管振替にかかるEU規則に従うために、当銀行は保管振替業務を完全所有子会社にスピノフした。

### エネルギー部門の中核センター

2001年に、OeKBはオーストリアのエネルギー市場の規制撤廃を利用して、新しい事業セグメントを発展させた。当銀行はエネルギー（電力）・バランス（市場参加者が予測に基づき締結した契約と、エネルギーの実際の消費/生産の差であり、市場参加者が生産又は消費しなければならない。）の分野で金融決済及びリスク管理の機能を果たす。2003年、当銀行はガス市場につき同様の機能を引受けた。これに基づき、OeKBはエネルギー部門全体の中核センターとして位置付けられるよう努力している。

## その他業務

### 輸出関係以外の貸付業務

輸出関係以外の貸付高は、2025年12月31日現在約26万ユーロであった。これらの貸付のすべては、当銀行の従業員に対して行われた。

### 金融市場の操作

当銀行は、オーストリア金融市場におけるディーラーであり、当銀行が保有する利付要求払預金及び短期定期預金（当銀行の株主である銀行からの預金を含む。）を運用する。2025年中、当銀行のかかる口座の毎日決算残高の平均はおよそ7億2,000万ユーロであった。

#### 仲介業務

当銀行は、場合によっては手数料制でオーストリアの他の銀行の仲介役を務めることがある（信託貸付金）。これは、当該銀行から貸付資金を受け取って、当該銀行の指定する借手に貸付を行うもので、この仲介業務は当該銀行と当銀行が与信リスクを分担する仕組みになっている。

#### 情報サービス

さらに、「その他業務」セグメントには、主に事業会社、国内外の金融機関並びに科学研究機関を対象とした、世界の金融及び経済発展に関する調査研究、分析、又は要約を提供する当銀行の情報サービスを含む。

#### 日本との関係

輸出保証法に基づく輸出保証及び輸出保証法に基づきオーストリアがその返済を保証する輸出取引金融は、日本向け輸出にも適用され得るが、これまでの実績は多くない。

当銀行は日本の銀行数行とコルレス契約を締結している。

1981年10月以来、当銀行は元本額の総計が2,050億円にのぼるサムライ債を発行し、また売出し市場に關与している。

( 5 ) 【経理の状況】

財務諸表

以下の財務諸表は、もとはドイツ語で作成されたオーストリア輸出銀行グループの連結財務書類の日本語訳である。オーストリア輸出銀行グループの連結財務書類は国際会計基準委員会（IASB）が採用及び公表した国際財務報告基準（IFRS）に従い作成されている。2005年に当銀行は初めてIFRSに従い連結財務書類を作成した。

オーストリア国内で公表される当銀行の財務書類は、独立したオーストリアの公認会計士であるDeloitte Audit Wirtschaftsprüfungs GmbH（「デロイト」）により、オーストリアの一般会計基準に基づき監査を受けている。監査結果は公表されている当銀行の年次財務報告書に含まれる監査報告書において報告される。デロイトは、彼らの監査は何らの異議も起こさなかったという意味の無限定適正意見を表明している。デロイトの監査結果に基づいた意見によれば、連結財務書類は、EUが採用した国際財務報告基準（IFRS）並びにUGB（オーストリア商法）第245a条及びBWG（オーストリア銀行法）第59a条に基づく追加要件に従い、法的要件を遵守しており、2025年12月31日現在の当グループの財政状態、並びに2025年1月1日から12月31日の1年間の財務実績及びキャッシュフローについて、真正かつ適切な見解を与えている。当銀行の財務書類及び連結財務書類は、ウィーン市1030、マルクサーガッセ1a所在のウィーン商事裁判所における商業登記に登記番号「FN 85749b」で提出され、また2026年4月に「ウィーン新聞」に公告された。

当銀行の連結財務書類に適用される会計・報告原則は「連結財務書類注記」に記載されている。

## オーストリア輸出銀行グループ2025年連結財務書類

付随の注記は、本年度の包括利益計算書、貸借対照表、連結株主資本変動表及びキャッシュフロー計算書の不可欠な一部である。

## OeKBグループ包括連結損益計算書

(単位：1,000ユーロ)	注記	2025年	2024年
利息収入、実効金利法を用いて計算		513,921	762,272
その他利息収入		172,405	202,733
利息収入		686,326	965,004
利息支払、実効金利法を用いて計算		(244,299)	(355,246)
その他利息支払		(308,908)	(475,760)
利息支払		(553,207)	(831,006)
<b>純利息収入</b>	6	<b>133,119</b>	<b>133,999</b>
手数料収入		76,365	72,415
手数料支払		(24,759)	(24,223)
<b>手数料収支</b>	7	<b>51,607</b>	<b>48,193</b>
信用リスク引当金純額	8	(615)	(280)
金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定	9	(300)	343
金融商品の認識中止による純損益、損益を通じて公正価値で測定されないもの	10	(38)	(4)
その他非連結会社への投資からの当期収入	11	5,990	3,359
持分法投資損益の持分割合(税引後)	20	5,394	5,550
一般管理費	12	(111,573)	(111,621)
その他営業収入		8,587	9,220
その他営業費用		(2,354)	(2,939)
その他営業収支	13	6,233	6,281
<b>税引前利益</b>		<b>89,817</b>	<b>85,819</b>
所得税	14	(16,697)	(18,323)
<b>当期純利益</b>		<b>73,120</b>	<b>67,496</b>
親会社の株主に帰属		71,663	65,706
非支配持分に帰属		1,457	1,791

## その他包括利益/(損失)

(単位:1,000ユーロ)	注記	2025年	2024年
<b>損益計算書に将来再分類されない項目</b>			
確定給付制度の保険数理利益/損失	24	5,338	3,089
持分法投資 - その他包括利益(純額)の持分割合	20	-	12
その他非連結会社への投資の公正価値(FVOCI)測定による純損益		5,198	(826)
税効果	14	(2,370)	(508)
<b>税引後その他包括利益</b>		<b>8,166</b>	<b>1,767</b>
<b>包括利益/(損失)合計</b>			
親会社の株主に帰属		79,823	67,466
非支配持分に帰属		1,464	1,797

## 1株当たり利益

	2025年	2024年
親会社の株主に帰属する当期純利益(単位:1,000ユーロ)	71,663	65,706
平均発行済み株式数	880,000	880,000
<b>1株当たり利益(単位:ユーロ)</b>	<b>81.44</b>	<b>74.67</b>

2025年12月31日現在、前年と同様に、行使可能な転換権又はオプションの権利は発行されていない。希薄化1株当たり利益は希薄化前1株当たり利益に対応する(注記2を参照のこと。)

## OeKBグループ連結貸借対照表

## 資産

(単位：1,000ユーロ)	注記	2025年12月31日	2024年12月31日
現金及び現金同等物	16	338,979	939,737
銀行貸付	17	21,713,143	20,801,429
顧客貸付	17	2,174,542	2,243,855
その他金融資産	18	2,659,699	2,679,490
デリバティブ金融商品	19	639,847	890,020
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	7,068,536	6,912,883
持分法投資	20	71,569	72,544
固定資産及び無形資産	21	16,212	24,532
繰延税金資産	25	57,560	53,434
その他資産		16,320	11,177
<b>貸借対照表合計</b>		<b>34,756,407</b>	<b>34,629,102</b>

## 負債及び資本

(単位：1,000ユーロ)	注記	2025年12月31日	2024年12月31日
銀行からの預金	22	648,295	957,783
顧客からの預金	22	1,273,783	1,083,502
発行済み債務証券	23	28,214,672	28,844,905
デリバティブ金融商品	19	1,670,952	972,025
引当金	24	113,387	122,899
当期税金債務		2,252	10,313
その他債務	26	58,704	45,835
EFS金利安定化引当金	27	1,813,232	1,650,594
親会社の所有者に帰属する株主資本		942,754	922,771
非支配持分に帰属		18,377	18,476
株主資本合計	28	961,130	941,246
<b>貸借対照表合計</b>		<b>34,756,407</b>	<b>34,629,102</b>

## OeKBグループ連結株主資本変動表

下表の払込済資本及び資本準備金の金額は、オーストリア輸出銀行の財務書類に報告された金額と同額である。

株主資本に関する詳細な情報は、注記28に記載する。

## 2025年連結株主資本変動表

(単位：1,000ユーロ)	注	払込済 資本	資本 準備金	留保利益	IAS19 準備金	FVOCI 準備金	親会社株主 に帰属する 株主資本	非支配 持分	株主資本 合計
<b>2025年1月1日現在</b>	<b>28</b>	<b>130,000</b>	<b>3,347</b>	<b>793,439</b>	<b>(24,133)</b>	<b>20,119</b>	<b>922,771</b>	<b>18,476</b>	<b>941,246</b>
当期純利益		-	-	71,663	-	-	71,663	1,457	73,120
その他包括利益/(損失)		-	-	-	4,161	3,998	8,160	6	8,166
<b>包括利益/(損失)合計</b>		<b>-</b>	<b>-</b>	<b>71,663</b>	<b>4,161</b>	<b>3,998</b>	<b>79,823</b>	<b>1,464</b>	<b>81,286</b>
配当支払い	28	-	-	(59,840)	-	-	(59,840)	(1,563)	(61,403)
<b>2025年12月31日現在</b>		<b>130,000</b>	<b>3,347</b>	<b>805,262</b>	<b>(19,972)</b>	<b>24,117</b>	<b>942,754</b>	<b>18,377</b>	<b>961,130</b>

## 2024年連結株主資本変動表

(単位：1,000ユーロ)	注	払込済 資本	資本 準備金	留保利益	IAS19 準備金	FVOCI 準備金	親会社株主 に帰属する 株主資本	非支配 持分	株主資本 合計
<b>2024年1月1日現在</b>	<b>28</b>	<b>130,000</b>	<b>3,347</b>	<b>776,134</b>	<b>(26,519)</b>	<b>20,744</b>	<b>903,706</b>	<b>18,241</b>	<b>921,946</b>
当期純利益		-	-	65,706	-	-	65,706	1,791	67,496
その他包括利益/(損失)		-	-	-	2,386	(626)	1,761	6	1,767
<b>包括利益/(損失)合計</b>		<b>-</b>	<b>-</b>	<b>65,706</b>	<b>2,386</b>	<b>(626)</b>	<b>67,466</b>	<b>1,797</b>	<b>69,263</b>
配当支払い	28	-	-	(48,400)	-	-	(48,400)	(1,562)	(49,963)
<b>2024年12月31日現在</b>		<b>130,000</b>	<b>3,347</b>	<b>793,439</b>	<b>(24,133)</b>	<b>20,119</b>	<b>992,771</b>	<b>18,476</b>	<b>941,246</b>

## OeKBグループ連結キャッシュフロー表

(単位：1,000ユーロ)	注	2025年	2024年
<b>税引前利益</b>		<b>89,817</b>	<b>85,819</b>
利益に含まれる非現金項目及び利益を営業活動からの キャッシュフローと一致させる調整			
固定資産の減価償却	21	3,256	3,687
無形資産の償却	21	1,954	2,258
引当金の増減	24	2,658	5,412
貸倒引当金(ECL)の増減	8	938	897
EFS金利安定化引当金の増減	27	162,638	151,129
AFFG第1(2b)条に基づく保証の増減	19	(155,653)	204,617
EFSに割当てられない、損益を通じて公正価値で測定され る、その他金融資産の測定による未実現利益/損失	9	(620)	(217)
償却原価で測定された貸付の認識中止による純損益	10	38	4
持分法投資の損益の持分(税引後)	20	(5,394)	(5,550)

EFS(輸出金融スキーム)に割当てられない金融商品にかかる外貨変動による未実現利益/損失	9	920	126
その他非現金項目		(369,314)	(557,802)
<b>非現金調整小計</b>		<b>(268,762)</b>	<b>(109,620)</b>
非現金項目を調整後の営業活動の資産及び負債の変動			
償還による手取金：			
銀行貸付	17	16,261,053	21,059,245
顧客貸付	17	3,248,273	2,642,515
購入のための支払：			
銀行貸付	17	(17,159,704)	(19,900,549)
顧客貸付	17	(3,184,928)	(2,622,111)
手取金：			
銀行からの預金	22	2,927,239	4,915,454
顧客からの預金	22	3,514,951	2,548,994
発行済み債務証券	23	44,708,138	36,551,639
償還による払戻し：			
銀行からの預金	22	(3,233,954)	(4,981,913)
顧客からの預金	22	(3,324,645)	(2,599,926)
発行済み債務証券	23	(44,255,732)	(37,285,515)
リース債務	21	(547)	(1,018)
営業活動からのその他資産		(9,269)	(6,011)
営業活動からのその他負債		4,808	(3,994)
受取利息		756,513	1,075,844
支払利息		(533,518)	(718,678)
その他非連結会社への投資からの受取配当	11	5,900	3,359
持分法投資からの受取配当	20	6,600	6,610
所得税		(17,016)	(15,620)
<b>営業活動からの純キャッシュ</b>		<b>(554,509)</b>	<b>558,706</b>

(単位：1,000ユーロ)	注	2025年	2024年
償還及び処分による手取金：			
その他金融資産	18	552,375	471,050
その他金融資産-その他非連結会社	18	1,500	36
固定資産及び無形資産	21	7,900	-
購入のための支払：			
その他金融資産-その他非連結会社	18	-	-
その他金融資産	18	(541,983)	(533,039)
固定資産及び無形資産	21	(4,638)	(4,930)
<b>投資活動からの純キャッシュ</b>		<b>15,154</b>	<b>(66,883)</b>
支払配当	28	(61,403)	(49,963)
<b>財務活動からの純キャッシュ</b>		<b>(61,403)</b>	<b>(49,963)</b>

#### 0eKBグループ連結キャッシュフロー表

(単位：1,000ユーロ)	2025年12月31日	2024年12月31日
<b>期首現在 現金及び現金同等物</b>	<b>939,737</b>	<b>497,877</b>
営業活動からの純キャッシュ	(554,509)	558,706
投資活動からの純キャッシュ	15,154	(66,883)
財務活動からの純キャッシュ	(61,403)	(49,963)
<b>期末現在 現金及び現金同等物</b>	<b>338,979</b>	<b>939,737</b>

現金及び現金同等物に関する詳細並びにキャッシュフローの表示変更に関する追加情報は注記29及び注記1において説明する。

[次へ](#)

## OeKBグループ連結財務書類注記

## 注記1 一般事項

オーストリア輸出銀行（以下「OeKB」という。）は、オーストリア、ウィーン1010、アムホフ4（1010 Vienna, Am Hof 4, Austria）に登録事務所を置く特殊目的の銀行であり、1946年に設立された。OeKBは、統一オーストリア商法（Uniform Commercial Code、以下「UGB」という。）第189a条第1項に基づく公益事業体である。

OeKBグループは、オーストリア輸出銀行、オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG（OeEB）、OeKB CSD GmBH（OeKB CSD）、オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.（Österreichische Hotel- und Tourismusbank Gesellschaft m.b.H.、以下「OeHT」という。）、CCPオーストリア・アプヴィックルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH（CCPA）及びOeKB EHベタイリグングス・ウント・マネージメントAG（アクレディア・フェアジヒャルングAG）で構成される。注記38「連結の範囲」も参照のこと。

OeKBグループのビジネスモデルは独特の性質を持つため、本連結財務書類のより良い理解に資する目的で、営業原則及び関連する法律上の規制を本項において説明する。

OeKBグループは、輸出産業、資本市場（エネルギー市場を含む。）及び観光経済向けのサービスを提供する、特別目的銀行のグループである。

OeKBグループのビジネスモデルは以下で構成される：

- ・ 輸出保証及び手形による保証
- ・ 輸出金融及びオーストリア共和国の開発銀行としての融資
- ・ 資本市場業務
- ・ 観光振興及び金融

**輸出保証/手形による保証**

この事業では、OeKBはオーストリア共和国の名において及びその勘定で代理人として行為する。OeKBは、保証申請の銀行固有の取扱い、保証契約の事務的及び技術的処理、並びに保証の請求からオーストリア共和国の権利を実行化することに責任がある。OeKBは代理人契約に基づき、このオフバランスシートの事業セグメントについて処理手数料を受領する。

**法的根拠：輸出保証法（以下「AusfFG」という。）による責任**

AusfFGに従い、連邦大蔵大臣は、2027年12月31日まで、外国取引相手による取引の適切な実行及びオーストリアの経常収支を直接もしくは間接的に改善する輸出企業の権利の実行のために、オーストリア共和国の名において保証を引き受ける権限を与えられている。これらの取引及び権利は海外のプロジェクト（特に環境保護、廃棄物処理及びインフラストラクチャーの諸分野）に関連し、国内外の会社によるその実現はオーストリアの利益である。AusfFG第7条に従い、保証手数料及びすべての支払債権は、連邦政府の代理人（OeKB）により徴収され、連邦政府の認可代理人に開設された連邦政府の定期的に入金される。AusfFG第8a条に従い、OeKBは新代理契約が終了するまでこれらの保証（輸出保証/手形による保証）の処理に引続き責任を持つ。

OeKBは、これらの輸出保証の運営につき適切な手数料を得る資格がある（保証業務からの手数料収入として表示、注記7）。

オーストリア開発銀行の任務はAusfFG第9条に明記される。オーストリア・エントヴィックルングスバンクAGがこれらの責務を果たすことを委任されており、「開発協力法（以下「EZA-G」という。）」に記載のオーストリアの開発政策の目的及び原則に従う義務がある。そのため、OeEBの事業活動はまた、EZA-Gの規定を目的として、方向づけられる。

**輸出金融スキーム（以下「EFS」という。）**

0eKBグループは重要な事業セグメントにおいてオーストリア共和国の受託業者として行為する。オーストリア共和国はまた0eKB及びその債権者の保護のために幅広い保証も発行する。0eKBグループは、リテール以外の業務への従事又は預金の受け入れをしない。オーストリア共和国の代理人として、0eKBは銀行及び金融機関へ魅力的な条件でリファイナンス(貸付)を提供し、これらの金融機関はその後この資金を彼らの顧客に輸出口ーンとして供与する(交付、買取り、投資金融及び輸出信用状の引受け、輸出向け国内投資への資金供与並びに国内の輸出業者のリース契約への資金供与)。

EFSの銀行貸付及び顧客貸付の大部分は、AusfFGに基づくオーストリア共和国の保証を特色とする。このために、0eKBグループは巨額の信用リスクにさらされず、EFSに関連してわずかな貸倒引当金しか設定する必要がない。これらの保証のために、請求はリファイナンス契約が締結された時点に依存する統一条件に従う。これらの統一的なリファイナンス金利は0eKBのウェブサイトにおいて公表され、0eKBのクレジットスプレッドから導かれる。さらに0eKBのクレジットスプレッドは、AEFG第1(2a)条に基づく債権者の保証により、オーストリア共和国のクレジットスプレッドに依存する。輸出金融保証法はまた、その他の保証及び保険契約に基づく輸出金融も許可する。

このスキーム以外、0eKBグループは、観光金融に関連する及び開発銀行としての重要な貸付業務のみに従事し、従ってこれらの事業セグメントにおいてのみ、多額の利息収入を生み出す。すなわち、自己勘定投資によりもたらされる利息以外の0eKBグループの収入は、主に顧客に提供される業務の手数料によるものである。

輸出金融スキームに必要なリファイナンスの大半は、国際金融・資本市場において調達される。ここにおいては、0eKBは連邦政府が供与する保証のために、評判の高い認められた発行体である。為替レートリスクの大半は、これらの長期及び短期の債務証券に関連してのみ存在する。これらのリスクは、個別の取引ベースで、AFFG第1(2b)条に基づくオーストリア共和国の為替レート保証によりその大部分が担保されている。すなわち、0eKBグループはEFSからは重要な為替レートリスクを負わない。これらの為替レートのポジションの計算及び決済は、各個別の取引について連邦大蔵省と合意して行われる。外貨の戦略は、継続的なポートフォリオ戦略の一部としてBMFと調整が行われる。場合により、取引は同じ通貨でリファイナンスが行われ、満期を迎える債務に適用される為替レートは直ちに新たに発行される債務に適用される。すべての関係者に対してこの受取勘定(債権)が重要性及び関連性を持つため、独立した項目として報告されている(AEFG第1[2b]条に基づく保証)。

#### 法的根拠：取引の資金調達及び権利に関する連邦法(輸出金融保証法-以下「AFFG」という。)

AFFG第1条に従い、連邦大蔵大臣は2028年12月31日までオーストリア共和国の名において、AusfFG第5(1)条に基づく連邦政府の認可代理人(0eKB)により実行される貸付業務(債券、ローン、信用枠及びその他の債務)について保証を発行する権限を与られている。

保証は、以下のために発行される。

- ・貸付業務に基づく債務を履行するための、連邦政府の認可代理人(0eKB)の債権者の利益(AFFG第1[2a]条)、
- ・貸付業務からの手取金がユーロでの資金調達に使用されている期間について、かかる貸付業務に基づく債務を履行するためのユーロと他通貨の特定の為替レートを保証する(為替リスク)ための、連邦政府の認可代理人(0eKB)の債権者の利益(AFFG第1[2b]条)。

AFFGに基づくオーストリア共和国による保証発行の手数料の条項は、輸出金融スキームにおいて未償還借入額に依拠する(最低)保証手数料を規定する。

EFS金利安定化引当金は、EFSの固有の目的及び関連するリスクに基づいており、AFFG(AusfFG第5[1]条に関連するAFFG第1[1]条を参照のこと)に基づく連邦政府の代理人としての認可の下で独立会計主体として維持されている。これは、計上利息(利息収入)からの剰余金、安定化税法に関連する比例費用、及び公正価値測定によるEFSの金融商品の損益(金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定)を含む。0eKBは1968年に連邦大蔵省によりEFSに基づき生み出される収益を別勘定で徴収し、かつ必要な場合EFSのファイナンスのためのみにこれを使用することを委任された。これはEFS金利安定化引当金の設定を通じて、かつ0eKBの監事会の毎年の決議を通じて、実施された。EFSに基づき生み出される収益は、現在及び将来においても株主には利用できず、経営陣がEFSの目的のみに使用することができる。この引当金は、EFSからの収益は0eKBには発生しないが、その代わりに、リスク(AusfFGの第8a条に基づく代理契約が解除される場合の運営継続義務に関するものを含む。)をカバーするためにEFSに維持されるという事実を反映する。法人向け連邦税務当局(ウィーン)は、EFS金利安定化引当金がEFSのリファイナンス実効金利の引下げに使用される限りにおいて、これまでこれを控除可能な債務項目として、認識してきた。

連邦大蔵省と連携して、0eKBはEFS金利安定化引当金をその特異な性質のために独立した項目として報告することを決定した（注記27を参照のこと。）。

## 開発銀行としてのサービス

0eEBは、開発途上国及び新興国の人々の生活環境を改善するために、連邦大蔵省を代理して活動している。これらの活動の法的根拠は、主に輸出保証法に定義されている（「法的根拠」も参照のこと。輸出保証法[AusfFG]に従った責任）。0eEBは公的な代理人として、市場に近い条件で融資を行うが、オーストリア共和国からの包括的な保証のおかげで、商業銀行よりも高い程度の経済的リスクを引き受けることができる。0eEBは、連邦資金を活用して、開発途上国及び新興国の会社の株式を受託者ベースで取得し、その結果、開発政策の効果を側面の施策とともに補強している。技術支援アドバイザーの分野では、0eEBは開発政策効果を強化するために、特に連邦資金及び0eEBからの投資金融によるエクイティ投資の基礎を作り、伴うために、特別融資を提供する。

## 資本市場及びエネルギー市場向けサービス

0eKBグループはオーストリアの資本市場向けの幅広いサービスを提供する。これには、入札を通じたオーストリア共和国の国債の発行事務所、オーストリア共和国の国債の支払及び計算事務所、KMGに従った届出事務所、OAM発行体情報（証券取引所情報のための保管媒体）、ISINコード割当、並びに金融データサービス - 金融商品の原本、日程及び価格データの収集及び販売、ファンド・サービス（データ交換のプラットフォーム）を含む。0eKB CSDの事業活動の一環として、集中決済サービスがEU CSD規則（規則[EU]第909/2014号）に従い提供される。これらのサービスには、発行者からの証券の保護預かり及び運用のための引受業務、証券取引決済のための帳簿記録の実行並びに証券が証拠となる請求を満たすための発行体からの支払処理を含む。

資本市場の中心能力に関連して、オーストリアのエネルギー市場向けのサービスも提供される。これらのエネルギー市場向けサービスには、オーストリアのガス及び電力市場の決済代理人向けの金融決済及びリスク管理サービスが含まれる。0eKBはまた、欧州コモディティ・クリアリングAG(ECC)の一般クリアリング・メンバーとして行為し、この資格において、クリアリング・メンバー以外のために担保の管理及び財務処理を担当する。0eKBは決済銀行としてeSettlにも加盟しており、デンマーク、フィンランド、ノルウェー及びスウェーデンの北欧諸国の電力市場における顧客の取引活動を支援する。

## 観光金融・振興業務向けサービス

0eHTは、オーストリアの資金提供事業者かつ銀行である、観光・レジャー経済の仲介機関として行為する。0eHTが提供する資金は、公的機関により提供される。0eHTの中心的業務は、オーストリアの観光及びレジャー産業に属する中小企業による投資プロジェクトへの融資である。0eHTを通じた金融の特徴は、すべての提供される資金調達商品の一部である連邦政府の振興策である。これは、連邦経済・エネルギー・観光省に代わり、連邦政府の観光振興業務を取り扱う。これらの振興施策は、保証、現金拠出、又は金利補助の形をとることができる。

0eHTは、ルクセンブルクに本社を置く欧州投資銀行（EIB）のパートナー機関である。0eHTは、2014年-2020年のERDF期間における観光分野のERDF資金調達の取扱いを引き受けた。現在、本期間に係る未処理のERDF申請については審査が進められている。新規申請の受付は既に終了している。

## 会計原則

0eKBグループの連結財務書類は、欧州連合により採択された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された。オーストリア銀行法（以下「BWG」という。）第59a条及びUGB第245a条の要件が満たされた。

0eKBの執行取締役会は連結財務書類及びグループ経営報告書を作成する責任があり、これらは2026年3月6日に執行取締役会により署名された。監査委員会による連結財務書類の検査及び同委員会の勧告後、0eKBの監事会はこれらの財務書類を承認する。

0eKBグループの認識及び測定の実則（「輸出金融スキーム」の章の説明以外）についての詳細は、当年度中になされた変更も含めて、注記2に説明される。

本連結財務書類及び0eKBグループの報告通貨及び機能通貨はユーロである。別途記載しない限り、すべての金額は1,000ユーロ単位で表示されている。表の数字は四捨五入により合計が一致しない場合がある。

0eKBの連結財務書類を作成するにあたり、0eKBグループは、ビジネスモデルの最も重要な特色並びに同業他社の表示及びIFRSに従った銀行の連結財務書類の作成について大手の国際的に活躍する財務監査人の提案を重視する。これにより、連結財務書類は、投資家が比較しやすいものとなっている。

連結財務諸表は、ゴーイング・コンサーンの原則に基づいて作成されている。

### 判断及び仮定の不確実性

IFRSに従った連結財務書類の作成は、将来の動向について執行取締役会が判断及び仮定を行うことを求める。これは、資産及び負債の報告価値、貸借対照表日現在のその他負債の開示並びに会計年度中の収益及び費用の報告に影響を与える可能性がある。

これが必要となる分野は以下のとおりである。

- ・資産が保有されるビジネスモデルの評価、及び金融資産の契約条項が資本の支払と発行済元金の利息のみを表示するかの評価。注記2。
- ・公正価値測定に使用される変数は、変動の可能性がある将来に関する仮定に一部基づいている。注記3。
- ・リース期間の特定、解約オプションを行使する能力が十分に保証されているか否かの決定。注記21。
- ・金融資産の信用リスクが最初の認識以降大幅に増加したかの評価、及び金融資産の減損を特定するために使用される予想信用損失の決定のため将来に関する情報を含めること。減損の計算におけるLGD（損失所与デフォルト）及びPD（デフォルトの可能性）の決定。注記37。
- ・現在の年金及び退職給付債務の測定のために、割引率、退職年齢、平均寿命、従業員の離職率及び将来の収入の伸びについて仮定が行われる。注記24。
- ・繰延税金資産の認識金額は、将来十分な課税収益が生み出されるとの仮定に基づいている。注記25。
- ・保証及びその他約定から発生する貸借対照表に報告されない債務が貸借対照表上に報告される必要があるか否かについて、定期的に査定が行われる。注記33。

これらに基づく推計及び仮定は、定期的に査定され、それぞれの基準に合致する。推計は過去の経験及びその他の要因（例えば計画、報告日現在の予想及び将来の事象の予測など）に基づく。実際の結果は、実際の状況が報告日時点で予想した状況より異なって発展した場合に、仮定及び推計から外れる可能性がある。変更は発生した時に考慮する。

### 注記2 会計及び測定原則

#### 2025年度に初度適用される新基準及び改定

新規又は改定された基準及び解釈に関して、0eKBグループの事業活動に適用されるもののみを以下、説明と共に列挙する。

2025年度に初度適用される基準及び改定		初度適用	EUの採用
IAS第21号（改定）	交換可能性の欠如	2025年1月1日	採用

**IAS第21号 交換可能性の欠如**

この改定にはガイドラインが含まれ、通貨が交換可能な場合、及び交換不可能な場合の為替レートの決定方法が規定されている。IAS第21号には、報告日の為替レートが観測可能でない場合に、会社がどの為替レートを使用する必要があるかについての明確なルールはまだ含まれていなかった。

測定時点で通貨が交換可能でない場合、財務書類の作成者は、報告日のレートを、その時点の経済状況下で市場参加者間の秩序ある交換取引に適用されたであろう為替レートとして見積もる。この為替レートが観察不可能な場合、新規則は代替的な見積り方法も認めている。これらは、秩序ある交換及び経済状況を反映した取引の前提条件を満たす場合、観察可能な為替レートの調整となる。

0eKBグループは、自社の機能通貨のみで報告を行っている。外貨建金融資産及び負債は、主に流動性の高い市場の通貨（米ドルなどの0eKB商品発行通貨）から生ずる。流動性の低い市場に外貨建の金融資産及び負債がある場合、これらは通常、0eKBグループにおける現金口座（要求払預金）の管理に関連しており、関連する為替レートの変動は通常、0eKBグループの損益計算書に重大な影響を与えないが、当グループの取引先が負担する。

**まだ適用されていない新基準及び解釈**

EUで一部採用されていた多数の新基準及び基準の改定は、早期適用が可能であるが、2025年12月31日より後に開始する最初の会計年度に適用される予定である。

新たな及び改定済の基準及び解釈		発効日	EUの採用
IFRS第9号及びIFRS第7号 (改定)	金融商品の分類及び測定	2026年1月1日	採用
IFRS第9号及びIFRS第7号 (改定)	自然依存型電力に関する契約	2026年1月1日	採用
IFRSの改定	IFRS第1号、IFRS第7号、IFRS第9号、IFRS第10号及びIAS第7号に関する年次改善プロジェクト（第11巻）	2026年1月1日	採用
IFRS第18号（新）	財務書類における情報の表示及び開示	2027年1月1日	採用
IFRS第19号（新/案）	公的説明責任のない子会社 開示	2027年1月1日	未採用

**IFRS第9号及びIFRS第7号 金融商品の分類及び測定**

採用された改定には、環境・社会・企業統治（ESG）及び類似の特性に関係する金融資産の分類及びその後の測定の明確化が含まれている。事後認識は、金融資産のキャッシュフローの特性に依存する。

さらに、今回の改定では、IFRS第9号における、電子的な資金移動の場合の金融資産及び金融負債に関連する認識中止の要件が取り上げられている。これに加え、一定の基準を満たすことを条件に、会社が履行日に現金を引き渡す前に金融負債の認識を中止できるオプションが導入されている。

この改正が0eKBグループの連結財務書類に与える影響はない。

**IFRS第9号及びIFRS第7号 自然依存型電力に関する契約**

再生可能エネルギーに関する契約は、再生可能電力源の安定性及びアクセスを確保することを目的としている。これらは一般に、いわゆる電力購入契約（PPA）を伴うもので、物理的な電力供給を伴う契約として構成される場合と、仮想PPAとして構成される場合がある。再生可能エネルギーによる電力市場には独特の特徴がある。このような特殊な市場特性は、特に長期契約において、現行の会計規則の適用に問題を生じさせた。

0eKBグループにはそのような契約がないため、今回の改正が連結財務書類に与える影響はない。

**年次改善プロジェクト（第11巻）**

一般的に、年次改善は、IFRS基準の文言を明確化する改定、又は比較的軽微な意図しない結果、誤り、若しくは基準間の要求の矛盾を修正する改定に限定される。年次改善に含まれる改定は、以下の項目に係る：

- IFRS第1号 国際財務報告基準の初度適用 - 初度適用者によるヘッジ取引の認識
- IFRS第7号 金融商品 - 開示：
  - 認識中止による損益
  - 公正価値と取引価格の差異の開示
  - 信用リスクに関する開示
- IFRS第9号 金融商品：
  - リース負債の認識中止
  - 取引価格
- IFRS第10号 連結財務書類 「事実上の代理人」の決定
- IAS第7号 キャッシュフロー計算書 原価法

0eKBグループは、これらの改定が連結財務書類に重大な影響を与えることはないと予想する。

#### IFRS第18号 財務書類における情報の表示及び開示

IFRS第18号の主な目的は、記述の比較可能性を高めることにより、会社の業績評価を改善することであり、IAS第1号「財務書類の表示」に代わるものである。このため、損益計算書において、どの費用とどの収益を、新たに定義された以下のカテゴリーに分類しなければならないかという新たな要件がある：

営業活動

投資活動

財務活動

従来構成オプションは適用されなくなる。最初の2つのセクションの後に、必須の小計を表示する必要がある。これらの原則は、非特定の事業モデルの場合に適用する必要がある。0eKBグループのような特定の事業モデル（金融サービスプロバイダー、投資活動を行う会社）の場合、開示の詳細は異なる。

キャッシュフロー計算書では、受取配当金及び支払配当金の表示オプションは適用されなくなり、利息及び営業利益が間接法の適用開始点として規定される。

IFRS第18号のもう一つの目標は、有益な会社固有の情報（報告基準で規定されていない、公表されている業績指標）を提供することである。この目的のため、注記情報の提供の要否、及び提供すべき情報の種類に関する要件が設けられる。また、注記の開示における集約及び分解の原則に関する新たな要件も追加されている。

適用初年度には、前年度の数値を修正する必要がある。損益計算書の修正に関する調整表を注記に記載する必要がある。

0eKBグループは、この修正の必要性と連結財務諸表の表示への影響を評価するため、作業部会を設置した。

#### IFRS第19号 公的説明責任のない子会社 開示

新基準では、特定の子会社が注記に記載する情報を削減した上でIFRS会計基準を適用することが認められている。子会社は、以下の条件を満たす場合、IFRS第19号を適用できる。

子会社自体が公的説明責任の対象となっておらず、

親会社がIFRSに従って連結財務書類を作成している場合。

公的説明責任は、特に子会社が公開市場において株式又は債券を上場している場合に適用される。

子会社が個別財務書類又は連結財務書類においてIFRSを完全適用する場合、IFRS第19号の任意適用により、他のIFRS基準と比較して注記に記載する情報の範囲が大幅に削減される。但し、他のIFRS基準の認識、測定、及び報告に関する規則は適用する必要がある。IFRS第19号を適用する子会社は、明示的かつ無条件のIFRS準拠声明において、IFRS第19号を適用した旨を明確に記載する必要がある。

0eKBグループはいずれの連結財務書類にも完全には含まれていないため、当グループはIFRS第19号を適用できない。この規定はEUではまだ採用されていない。

## 重要な認識及び測定原則

0eKBグループは別途表示しない限り、本連結財務書類に示される全ての期間について以下の会計方法を一貫して適用した。

### A - 連結原則

#### ・事業結合

IFRS第3号で規定されている企業結合の場合、子会社の識別可能なすべての有形及び無形資産、負債及び偶発債務は、資本連結のために取得時に再測定される。取得原価は支配権譲渡時の純資産の比例持分で清算される。非支配持分は、公正価値で測定される資産及び負債に基づいて算定されている。

#### ・子会社

子会社は0eKBが支配する会社である。0eKBは、ある会社からの変動するリターンの影響を0eKBが受け、当該会社からのリターンの権利を持つ場合、及び当該会社に対する支配の行使によりこれらのリターンに影響を与える能力を0eKBが持つ場合、ある会社を支配する。子会社の資産、負債及び株式資本、並びに利益は、支配が開始した時点から支配が終了する時点まで連結財務書類に含まれる。

#### ・非支配持分

非支配持分は、取得時点の被取得会社の識別可能な純資産の比例価値で測定される。

支配の喪失をもたらさない当グループが子会社に保有する株式の変動は、エクイティ取引として認識される。

#### ・支配の喪失

0eKBが子会社の支配を失う場合、子会社の資産及び負債、並びに全ての関連する非支配持分及びエクイティからのその他要素を移動する。損益計算書に損益が認識される。以前の子会社にある全ての留保株式は、支配が失われた時点の公正価値で測定される。

#### ・持分法適用投資

持分法適用投資は、合併企業の株式から成る。合併企業は、0eKBが契約を通じて共同支配を行使する会社である。これらは、持分法に従い認識され、取得原価（取引費用を含む。）で当初測定される。当初認識の後、重要な影響又は共同支配が終了する時点まで連結財務書類は持分法投資の全体的な純損益の持分を含む。包括利益合計の関連する持分は、「持分法投資損益の持分割合」の項目で損益計算書に認識される。受取配当は持分法により測定する正味帳簿価額の控除（資産スワップ）として認識されている。内部及び外部の調査結果にもとづき、減損費用の必要性を毎年評価する。減損費用の必要があると判断された場合、その資産は減損額まで評価減される。使用価値は、認識された方法に従い計画的な予測に基づき決定される。

#### ・連結中に除去される取引

内部の貸付及び負債並びに全ての当グループ内の内部取引からの認識済利益及び費用は、連結財務書類の作成の間除去される。表示期間中、除去が必要とされる0eKBグループ内の会社間利益はなかった。持分法投資取引による未実現利益は、問題の会社の当グループ持分と相殺される。未実現損失は未実現利益と同様の方法で除去されるが、減損の証拠がない場合に限られる。

### B - 外貨換算

外貨建て取引は、取引日に有効な為替相場を用いて0eKBグループにより最初に機能通貨に換算される。

報告日現在の外貨建ての貨幣資産及び負債は、報告日現在の欧州中央銀行が公表する参照為替レートで機能通貨に換算されている。

#### 2025年12月31日現在参照為替レート

中間レート	通貨	中間レート	通貨	中間レート	通貨
1.7581	豪ドル	9.1464	香港ドル	5.0968	ルーマニア・レイ
1.6088	カナダ・ドル	385.1500	ハンガリー・フォリント	10.8215	スウェーデン・クローネ
0.9314	スイス・フラン	184.0900	日本円	50.4838	トルコ・リラ
8.2262	中国人民元	11.8430	ノルウェー・クローネ	1.1750	米ドル
24.2370	チェコ・コルナ	2.0380	ニュージーランド・ドル	19.4439	南アフリカ・ランド
0.8726	英ポンド	4.2210	ポーランド・ズロチ		

#### 2024年12月31日現在参照為替レート

中間レート	通貨	中間レート	通貨	中間レート	通貨
1.6772	豪ドル	8.0686	香港ドル	4.9743	ルーマニア・レイ
1.4948	カナダ・ドル	411.3500	ハンガリー・フォリント	11.4590	スウェーデン・クローネ
0.9412	スイス・フラン	163.0600	日本円	36.7372	トルコ・リラ
7.5833	中国人民元	11.7950	ノルウェー・クローネ	1.0389	米ドル
25.1850	チェコ・コルナ	1.8532	ニュージーランド・ドル	19.6188	南アフリカ・ランド
0.8292	英ポンド	4.2750	ポーランド・ズロチ		

外貨により公正価値で測定される非貨幣資産及び負債は、公正価値が決定された日に有効なレートで換算されている。外貨で取得価格又は製造価格で測定される非貨幣項目は、取引日現在の為替レートで換算されている。

換算差異は当期の利益又は損失として認識される。

### C - 純利息収入

#### ・実効金利法

償却原価法で測定される金融商品の利息収入及び利息支払は、実効金利法を用いて損益により認識される。実効金利は、金融資産及び金融負債の予想期間にわたる予測将来キャッシュフロー（取引コストを含む。）をベースに計算される。取得時点で減損していなかった金融資産の実効金利を算定する場合、OeKBグループは、金融商品の全ての契約条項（ただし、予想信用損失（信用リスク）は除く。）を考慮して、将来キャッシュフローを見積もる。取得時点で減損していた金融資産については、信用調整後実効金利が、予想信用損失（信用リスク）を含む将来キャッシュフローの見積もりを使用して計算される。

実効金利の計算には、実効金利の不可欠な一部である、取引コスト並びに支払手数料、受取手数料を含む。取引コストには、金融資産又は金融負債の購入又は発行に直接関連する追加コストを含む。

#### ・償却原価

金融資産又は金融負債の償却原価は、金融資産又は金融負債が当初の認識時に測定された金額から、償還額及び実効金利法を用いて償却累計額を加算又は控除し、信用リスク当金を調整した金額である。

金融資産の帳簿価格の総額は、信用リスク引当金を調整する前の金融資産の償却原価である。

#### ・実効金利法を用いて計算した利息収入及び利息支払の計算

この場合、実効金利が資産の帳簿価格総額に（資産が減損していない場合）又は債務の償却原価に適用される。

信用格付が当初認識時に減損しなかったが、報告日現在で減損している金融資産（レベル3）については、利息収入は償却原価（＝純額ベース）に基づく実効金利を用いて計算される。資産の信用格付が減損しなくなった場合、利息収入は再び総額ベースを用いて計算される。

取得時に既に減損していた金融資産については、利息収入は、資産の償却原価に、信用調整後実効金利を適用して計算される。資産の信用リスクが改善した場合でも、利息収入の計算は総額ベースに戻らない。

資産の信用格付が減損する場合についての情報は、注記37を参照のこと。

#### ・ 損益計算書の表示

実効金利法を用いて計算された、金融資産及び金融負債の利息収入及び利息支払は、損益計算書の利息収入、利息支払、実効金利法を用いて計算に表示される。

損益計算書に示されるその他の利息収入及び支払は、公正価値に指定された（FVオプション）金融資産及び金融負債からの利息、並びに損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）必要のある金融資産及び金融負債を含む。その他の利息収入はまた、その他マイナス金利からの費用の減少を、その他利息支払は、その他マイナス金利からの収入の減少も含む。

#### ・ 計上利息及びEFS金利安定化引当金

EFSに基づき計上された利息が余剰をもたらす場合、これらは0eKBの運営組織の決議に従い「EFS金利安定化引当金」に振替えられる（EFS金利安定化引当金への割当）。スキームの実効リファイナンス金利を低減するために取られる方法は、EFS金利安定化引当金に対して計上される（金利安定化引当金の使用）。EFSの収入に対応し、EFS金利安定化引当金を通じた利息の割当及び使用は、「利息収入、実効金利法を用いて計算された」及び「その他利息収入」の項目に認識される（注記6及び注記27を参照のこと。）。

#### ・ AFG第1条(2)に基づく保証

AFG第1条(2)に基づく保証は、0eKBが発行する債券に直接関連する。費用は各保証及び期間について計算され、「利息支払、実効金利法を用いて計算」の項目に認識される。FVオプションが保証付きの金融負債に適用される場合、保証手数料は当該期間について計算され、「その他利息支払」の項目に報告される。

### D - 手数料損益

手数料収入及び手数料支払は、金融資産及び金融負債の実効金利の不可欠な一部であり、実効金利に含まれ、したがって利息損益に表示されている。ローン・コミットメントが、ローンの支払をもたらさない場合、関連するローン手数料は損益を通じて認識される。

手数料収入は、関連するサービスが提供された期間において認識される。手数料支払いはサービスを受領した時に費用として認識される。

AusfFG第9条に基づき開発銀行から共和国に支払う保証手数料は、個別の金融資産に関連し、「手数料支払」の項目に報告される（注記7を参照のこと。）。

### E - その他非連結会社への投資からの当期収入

配当収入は配当を支払うと決定されたときに認識される（注記11を参照のこと。）。

### F - 損益計算書において公正価値で測定される（FVオプション）金融商品の純損益（FVTPL）

金融商品にかかる純損益は、以下に關係する：

- ・ ヘッジ目的で保有されるデリバティブ商品及びAFG第1(2b)条に基づく保証
- ・ FVTPLで測定されなければならない金融資産
- ・ FVオプションが適用されている金融資産及び金融負債。

この項目は公正価値の増減及び全ての外貨換算差異を含む（注記9を参照のこと。）。

## G - 法人税

税金費用は実際の税金及び繰延税金から成る。実際の税金及び繰延税金は、事業結合又はエクイティ若しくはその他の包括利益に直接認識される項目に関連しない限り、損益計算書に認識される。

法人税の利息及びペナルティは、未確定税務ポジションを含めて、IAS第37号に従い認識されている。

--**実際の税金**は、いずれも報告日現在で適用ある、若しくは間もなく適用される予定の税率に基づき、当期の課税所得にかかる予想税金債務若しくは税金債権又は税務損失に関連し、過年度の税金債務の全ての増減を加算する。予想税金債務又は税務債権の金額は、不確定な税金（適用ある場合）を考慮した最良の見積もりである。実際の税金債務はまた、配当支払いの決議から生ずる全ての税金債務を含む。

実際の税金資産及び負債は、IAS第12.71条ffの条項に従う場合のみ相殺される。

--**繰延税金**は、グループ会計目的での資産及び負債の帳簿価格と税務目的で使用される金額との一時的差異について認識されている。繰延税金は以下については認識されない。

- ・ 当初の認識において事業結合を含まない取引からの資産又は負債から生ずる一時的差異で、税引き前利益若しくは課税所得に影響を与えないもの。
- ・ 子会社、関連会社及び合併会社の株式に関連する一時的差異。ただし、0eKBグループが一時的差異の除去の時期を制御する立場にあり、近い将来においてこれらが除去される可能性があること。
- ・ のれんの当初認識中に生ずる課税可能な一時的差異。

その時点でまだ利用していない税損失について繰延税金資産は無い。

未認識の繰延税金資産は、各報告日において再評価され、将来の課税所得がこれらの繰延税金資産の実現を認める可能性がある限り認識される。

繰延税金は、戻される場合、報告日現在で適用される税率、又は将来適用される税率を使用して、一時的差異に適用される予定の税率をベースに測定される。

繰延税金の測定は、報告日現在の資産の正味帳簿価格の実現及び債務償還の方法に基づき、0eKBグループにより予想される税務結果を反映する。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、IAS第12.74条ffに従い相殺の要件が満たされる場合、相殺される。

## H - 金融資産及び金融負債

### H1 - 当初認識

0eKBグループは、現金及び現金同等物、銀行貸付及び顧客貸付、銀行からの預金及び顧客からの預金、並びに発行済み債務証券をそれぞれの契約の締結時に最初に認識する。その他の金融商品は全て（金融資産の買取を含む。）、取引日すなわち0eKBグループがその商品の契約当事者になった日に最初に認識される。金融資産及び金融負債は当初公正価値で認識される。商品が償却原価で測定される必要がある場合、公正価値に取引コストを加算して当初認識される。

償却原価で測定される金融資産からの当期収入は、「利息収入、実効金利法を用いて計算」に認識される。その他の当期収入は全て（その他非連結会社への投資からの当期収入を除く。）は、「その他利息収入」の項目に認識される。マイナス金利からの損失が発生する場合、これらは「利息支払、実効金利法を用いて計算」及び「その他利息支払」の項目に利息支払として認識される。前年同様、0eKBグループは売買目的の金融資産を保有しない。

償却原価で測定された金融負債からの当期支払は、「利息支払、実効金利法を用いて計算」の項目に認識される。その他の当期支払は全て、「その他利息支払」の項目に認識される。予算アンダーランがマイナス金利から発生する場合、これらは「利息収入、実効金利法を用いて計算」及び「その他利息収入」に認識される。

### H2 - 金融資産の分類

当初の認識時点で、金融資産は償却原価で測定するもの（AC）、その他包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVOCI）、又は損益を通じて公正価値で測定するもの（FVTPL）として認識される。この区分は以下に基づき行われる：

- ・ 0eKBグループの金融資産を管理するビジネスモデル
- ・ 金融資産の契約によるキャッシュフローの性質。

以下の条件を満たす場合、金融資産は償却原価で測定されなければならない。

- ・ 契約上のキャッシュフローを受領する目的で金融資産を保有する目的のビジネスモデルに基づき、金融資産が保有される場合
- ・ 所定の時間にキャッシュフローをもたらす資産の契約条項で、未償還元本の償還及びかかる利息支払のみを示すもの。

以下の条件を満たす場合、金融資産はFVOCIで測定されなければならない。

- ・ 契約上のキャッシュフローを受領する目的及び資産を売却する目的のビジネスモデルに基づき、金融資産が保有される場合
- ・ 所定の時間にキャッシュフローをもたらす資産の契約条項で、未償還元本の償還及びかかる利息支払のみを示すもの。

AC及びFVOCIの金融資産は、取引コストを考慮して、当初公正価値で認識される。

ACでもFVOCIでも測定されない金融資産は、損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定されなければならない。

エクイティ商品は、通常、損益を通じた公正価値で測定されなければならない。トレーディング目的で保有していないエクイティ商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することもできる。0eKBグループは、保有するすべてのエクイティ商品が、他の非連結会社に対する戦略的な長期投資であることから、このオプションを行使することを選択した。これらのエクイティ商品の公正価値の変動はすべてその他の包括利益に認識され、これらの認識された累積的価値の変動は損益計算書に還元することはできない。これらのエクイティ商品からの配当収入のみが「その他非連結会社への投資からの当期収入」という項目で損益計算書において認識される。

金融資産について、当初の認識時に、損益を通じた公正価値（FVオプション）での測定を取消不能で指定することが、会計上の不一致を除去又は著しく低減する場合は、そのようにすることができる。影響を受ける貸借対照表項目は注記15に記載する。

#### ビジネスモデル

0eKBグループは、資産がポートフォリオレベルで保有されるビジネスモデルの目的を、商品が管理される方法及び情報が経営陣に報告される方法に基づき、評価する。考慮される情報は以下のとおりである。

- ・ ポートフォリオの特定戦略及び目標。特に戦略が、利息収入の創出、一定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションの関連する金融負債の条項への調整、又は資産の売却を通じてキャッシュフローの実現を目指すか否か。
- ・ ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、経営陣に報告されるか。
- ・ ビジネスモデルの純損益に影響するリスク、及びどのようにこれらのリスクが管理されているか。
- ・ 経営陣の報酬が運用資産の公正価値又はキャッシュフローの受領の変動に基づいているか。
- ・ 過年度の販売の頻度、量及び時期並びにかかる販売の理由及び将来の販売活動の予想。販売活動の情報は、分離して検討されないが、0eKBグループの目標が達成される方法及びキャッシュフローが実現する方法の全体的な査定の一部として検討される。

契約上のキャッシュフローが元本及び利息支払のみから成るか否かの評価

この評価の目的で、元本は当初認識時の金融資産の公正価値と定義される。利息は、金銭の公正価値に対する対価、及び一定の期間について未償還の元本合計に関連する信用リスクに対する対価、並びにその他基本的な信用リスク及びコスト（流動性リスク及び一般管理費等）に利鞘を加えた対価、と定義される。

契約上のキャッシュフローが、償還及び利息のみで構成されるか否かの評価において、0eKBグループは全ての商品の契約上の条項を考慮に入れる。これには、金融資産が合意済みキャッシュフローの時期若しくは金額をこの要件をもはや満たさない方法で変更することのできる契約条項を含むか否かの評価を含む。

#### 分類替え

金融資産は、当初の認識後、分類替えはなされない。ただし、0eKBグループが金融資産の管理のためにビジネスモデルを変更した後の期間を除く。当年度及び前年度において分類替えは行われなかった。

#### 金融負債の分類

当初の認識時、金融負債は一般に償却原価として分類される。ただし、金融保証及びローン・コミットメントを除く。

金融負債は、これが会計上の不一致を除去若しくは著しく低減する場合、当初の認識時に損益を通じた公正価値（FVオプション）での測定に取消不能で指定することができる。公正価値で測定される負債について、IFRS第9号は、自己の信用リスクに関係する測定の一部は、その他包括利益において認識されなければならないと規定する。輸出金融スキームの範疇にある金融商品の公正価値測定による全ての結果は、「EFS金利安定化引当金」の下で調整されるため、このアプローチは会計上の不一致をもたらすかもしれない。この理由のため、IFRS9.5.7.7条及びIFRS9.5.7条に基づき認められた例外が使用され、公正価値測定からの全体の結果が依然として損益計算書において損益として認識されている。

#### 金融資産の認識中止

0eKBグループは、金融資産からのキャッシュフローに対するその契約上の権利が満了する場合、又は契約上のキャッシュフローを受領する権利を金融資産の所有に関連する全てのリスク及び機会が実質的に譲渡される契取引に譲渡する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止の際、資産の帳簿価格と受領対価の金額（新負債を差引いた新たに取得した資産を含む。）の差異に、累積損益（OCIに認識される場合）を加えたものが、損益計算書において認識される。

FVOCIに指定されたエクイティ商品（その他非連結会社への投資）についてOCIに認識されている累積損益は、当該商品の認識を中止したときに、損益計算書に認識されない。

認識中止に適格な譲渡された金融資産の各持分から生ずる又は維持される権利及び義務は全て、この譲渡時に分離資産又は負債として認識される。

0eKBグループは、資産が譲渡されるが、譲渡資産の全ての重要なリスク及び機会が0eKBグループにそのまま維持される取引（買戻し取引等）を実行する。この場合、譲渡される資産の認識は中止しない。

#### 金融負債の認識中止

0eKBグループは、契約上の義務が達成された、免除された、又は失効した場合、金融負債の認識を中止する。

#### 金融資産の変更

変更は当初合意された契約状況への適合である。これらの適合の効果は、0eKBグループにより量的及び質的レベルで評価される。金融資産の条項が変更された場合、0eKBグループは変更された資産のキャッシュフローが量的に異なるか否かを評価する。相違が大きい場合、元の金融資産の認識を中止し、新金融資産が公正価値で認識される。0eKBグループは量的重要性を査定するために、主に、実効金利を基準に、当初及び変更されたキャッシュフローの現在価値比較を用いる。金融負債の変更と同様に、この比較の10%を超える相違は、重要な変更該当する。質的基準もまた変更の重要性を評価するために考慮される。重要性は変更の目的を基準に評価が行われる。これには通貨の変更、債務者の変更、及びSPPI基準の変更につながる契約変更が含まれる。

償却原価で測定された変更された資産のキャッシュフローが大きく相違しない場合、変更は金融資産の認識中止をもたらさない。この場合、0eKBグループは金融資産の帳簿価格の総額を再計算し、変更から生ずる金額を損益計算書の総帳簿価格に損益の修正として認識する。0eKBグループの変更は主に、市場に誘発された変更であるため、これらは受取利息に認識される。償還可能金額と比較した差額は、金融資産の残りの期間にわたり、実効金利を通じて分配される。他方、かかる変更が借主の財政上の困難によりなされた場合、損益は信用リスク引当金純額の減損と共に報告される。

#### 金融負債の変更

変更は当初合意された契約状況への適合である。これらの適合の効果は、0eKBグループにより量的及び質的レベルで評価される。金融資産の変更について上述の通り、量的及び質的評価もまたここで行われる。重要な変更が特定される場合、0eKBグループは金融負債を記載する。この場合、新たな金融負債が変更された条項に基づき公正価値で認識される。認識を中止した金融負債の帳簿価格純額及び修正条項による新金融負債の差異は、損益計算書において認識される。重要でない変更は、対応する負債の認識の中止をもたらさないが、変更による利益又は損失は、利息収入に認識される。

#### 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、0eKBグループが金額を相殺する強制的権利を持ち、ネットベースでこれを実行する意思がある、若しくは資産を実現すると同時に債務を支払う意思がある場合のみ、これを相殺し、その結果の正味金額は貸借対照表日付で報告される。

収入及び費用は、総裁がIFRSにより認められる場合、又はこれらの損益が一連の類似取引に起因する（信用リスク引当金の純額など）場合のみ、ネットベースで報告される。

### H3 - 公正価値の測定

公正価値は、報告日に市場参加者間で独立当事者間の条件で金融資産がその価格で売ることができる、又は金融負債がその価格で譲渡されうる価格である。

多数の会計方法及び開示が金融資産及び金融負債（債務）の公正価値の決定を必要とする。リスク管理及びトレジャリー部門のメンバーから成る評価チームが公正価値測定の方法及びパラメーターを定義する。公正価値測定の監視は、集中化している。重要な評価結果は監査委員会に報告が行われる。

0eKBグループは、可能な場合、金融資産及び金融負債の公正価値を決定するために、活発な市場で観察される市場データを使用する。市場は、金融資産又は金融負債の取引が価格情報を継続的に提供する十分な頻度及び出来高で行われている場合、活発であるとみなされる。

活発な市場において上場価格が無い場合、0eKBグループは、関連する観察可能なインプットの使用を最大とし、観察出来ないインプットの使用を最小にする評価方法を使用する。評価技法の選択は、市場参加者が取引の価格を決定する際に考慮するであろう全ての要因を考慮する。

公正価値で測定される金融資産又は金融負債にビッドレート及びアスクレートがある場合、金融資産はビッドレートで、金融負債はアスクレートで測定される。

0eKBグループは、公正価値階層のレベル間の分類替えを、変更が行われた報告期間び末日に認識する。当年度中は（前年度同様に）分類替えは行われなかった。

### H4 - 減損

0eKBグループは、FVTPLで測定されていない以下の金融商品の予想信用損失（ECL）について減損費用を認識する。

- ・ 債務商品である金融資産
- ・ 発行済みの保証コミットメント
- ・ ローン・コミットメント

その他非連結会社に対する投資として分類された金融商品については、減損費用は認識されない。

0eKBグループは金融商品の存続期間について計算されたECLの金額の減損を測定する。ただし、12ヶ月のECLが計算される以下の金融商品を除く。

- ・ 報告日現在、信用リスクのレベルが低い債務商品
- ・ 当初認識時以後、信用リスクが実質的に上昇していない金融商品。

0eKBグループは、債券の信用リスクが一般的に認められた投資等級の定義に相当する場合、債券の信用リスクは低いと考える。

12ヶ月のECLは、報告日後12ヶ月以内に可能性のある金融商品のデフォルト事象から生ずるECLの一部である（予想信用損失モデルのステージ1に相当する）。ECLの存続期間は金融商品の全存続期間のデフォルト予想に対応し（予想信用損失モデルのステージ2及び3に相当する）、信用リスクの著しい増加がある場合に適用される。

## 予想信用損失（ECL）の決定

ECLは信用損失の可能性で加重した見積もりである。以下のように計算される。

- ・ 報告日現在で減損していない金融資産：すべての予想デフォルトの現在価値（すなわち、契約上支払義務のあるキャッシュフローと0eKBグループが金融商品から受領する予定のキャッシュフローの差異）
- ・ 報告日付で減損している金融資産：正味帳簿価格及び予想将来キャッシュフローの現在価値の差異
- ・ 未使用のローン・コミットメント/信用ファシリティ：債権額の支払が要求される場合に0eKBグループへ支払うべき契約上のキャッシュフローと、利用の可能性を考慮して、0eKBグループが金融商品から予想するキャッシュフローの差額の現在価値
- ・ 金融保証：予想支払から0eKBグループが保持する予定の金額を控除

## 減損金融資産

0eKBグループは、減損を確認するために、報告日現在に償却原価で認識されたそれぞれの金融資産を評価する。金融資産の予想将来キャッシュフローにマイナスの影響を与える1乃至複数の事象が発生する場合、当該金融資産は減損しているとみなされる。

0eKBグループは信用リスク管理を目的として、格付評価制度及び内部借主評価プロセスを使用する。取引相手は国際的に信用のある格付会社の外部格付及び内部格付の両方を利用する、社内の格付及びマッピング・システムに基づき、22の内部格付分類にグループ分けされる。格付は継続ベースで監視される。

銀行貸付及び顧客貸付の大半が注記1に記載されるEFSに割当てられる。このビジネスモデルにおいて、開始以来損失を被ったことはない。

金融資産が減損している基準は以下の観察可能なデータから成る：

- ・ 借主又は発行者の実質的な財政難
- ・ デフォルト等の契約違反または過去の事象
- ・ 0eKBグループによる貸付の条件緩和
- ・ 借主が破産を申し立てる、又は別の形態の金融再編（すなわち事業再構築）を行う可能性
- ・ 財政難による担保についての活発な市場の喪失

借主の状態悪化による再交渉された貸付は、通常、信用減損債権として分類される。ただし、契約上のキャッシュフローを受領しないリスクが著しく減少した証拠があり、減損の更なる兆候が無い場合を除く。さらに、30日以上延滞した貸付は、借主の信用状態の減損の兆候とみなされる。

政府債券への投資が信用力があるか否かを評価する際に、0eKBグループはこの慣行を離れ、以下の外部要因を観察する：

- ・ 市場の格付評価が債券のイールドに反映されている。
- ・ 格付会社の格付評価
- ・ 新債務商品を発行するために資本市場にアクセスする当該国の能力
- ・ 債務が条件変更されることが、自発的又は強制的なヘアカット、したがって債権者の損失につながる可能性
- ・ この国に最後の手段として必要な援助を与える国際的な支援メカニズム、及びこれらのメカニズムを公的宣言で述べるとおり使用する政府及び機関の意図。これにはこれらのメカニズムの効果の評価、この国が要求される基準を満たす能力と政治的意図を有するかの評価を含む。

## 貸借対照表上の予想信用損失の減損の表示

- ・ 償却原価で測定する金融資産：資産の帳簿価格総額からの控除として
- ・ ローン・コミットメント及びオープンな信用ファシリティ、金融保証：一般的に引当金として
- ・ 金融商品が引出し及び未引出し両方の部分を含み、0eKBグループがローン・コミットメント部分を引出し部分から分離して計算できない場合：両方の部分について合わせた減損費用を報告する。総額は引出し部分の

帳簿価格総額からの控除として報告される。減損の合計が金融商品の帳簿価格総額を超える場合、減損の超過部分は、引当金に報告される。

#### 投資適格未満の格付を有する資産

当初認識時に投資適格未満の格付を有する金融資産については、将来のキャッシュフローを見積り、その変動を純信用リスク引当金に計上する。

#### 認識の中止

貸付及び債券は、回収の現実的な見込みがない場合、（一部分又は全額の）認識を中止する。これは一般的に、0eKBグループが、借主は未償還額を返済するのに十分なキャッシュフローを生み出す資産又は収入源を持たないと決定する場合である。消去した金融資産は、依然として0eKBグループへの返済を生み出す強制手段の対象とすることができる。かかる返済は受領日現在で認識される。

### H5 - 損益計算書上の公正価値（FVTPL）の指定 - 公正価値オプション

#### 金融資産

0eKBグループは、一部の金融資産につき当初認識時にFVTPLでの認識を指定した。なぜなら、これらの金融資産は、デリバティブ商品との契約を原資産とする取引であるからである。このため、会計上の不一致を回避するため、これらは損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定される。

#### 金融負債

金融負債が取得時に金利リスク又は通貨リスクに対してヘッジされている場合、金融負債は会計上の不一致を回避するために公正価値に指定されている。公正価値測定からの純損益は損益計算書においてヘッジ商品と同様の方法で認識される。

### I - 現金及び現金同等物

この項目は、ユーロによる手持ち現金及び要求払いである中央銀行に対する債権（預金）で構成される。つまり、事前通知無しに無制限に利用可能、又は1営業日もしくは24時間を超えない通知期間利用可能であることを意味する。要求される最低準備金もまた、この項目に報告される。この項目は償却原価で認識される。

### J - 銀行貸付及び顧客貸付

貸借対照表の「銀行貸付」及び「顧客貸付」の項目は、以下から成る：

- ・償却原価による貸付：これらは、当初の認識時に公正価値に直接取引費用の増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。
- ・FVTPLで測定されなければならない、又は（会計上の不一致を回避するため）FVTPLに指定された貸付。増減は損益計算書上の損益を通じて直ちに認識される。

EFS及び開発銀行に割当てられた「銀行貸付」の大半及び「顧客貸付」の一部は、AusfFGに基づくオーストリア共和国からの保証の対象である（注記1を参照のこと。）。これは、信用契約の不可欠な構成要素である。0eEBの契約に関する一体的な関係は、AusfFG第9条に規定されている。対応する保証無しに、いかなる信用契約も締結されない。

観光金融・振興に関連する「顧客貸付」の大半は、オーストリアの商業銀行からの保証でカバーされる。これらの顧客貸付の残りは、担保又はオーストリア共和国により、保証されている。

### K - その他金融資産

貸借対照表の項目である「その他金融資産」は以下から成る：

- ・償却原価で測定される債務商品：これらは当初の認識時に公正価値に直接取引費用の増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。

- ・FVTLで測定されなければならない、又は（会計上の不一致を回避するために）FVTPLに指定された、債務及びエクイティ商品。増減は損益計算書上の損益を通じて直ちに認識される。
- ・FVOCIで測定されるエクイティ商品（非連結会社への投資及びその他非連結会社への投資）。増減はその他包括利益において認識され（損益計算書を通じてのリサイクルは無い）、当期利益（支払配当）は損益計算書上の「その他非連結会社への投資からの当期収入」に認識される。

## L - ヘッジ商品

### 全般

デリバティブ金融商品及びAFFG第1(2b)条に基づく保証（注記1を参照のこと。）が、市場リスクをヘッジするために使用される。これらのヘッジ商品は、主に金利及び為替レートの変動に対する将来のキャッシュフロー及び将来の公正価値を保護する。関連するデリバティブは主にOTC金利スワップ及びOTC通貨金利スワップであり、これは銀行貸付、顧客貸付、その他金融資産及び発行済み債務証券に対するヘッジ商品として利用される。

ヘッジされた金融資産及び金融負債は、会計上の不一致を回避するため損益を通じた公正価値（FVTPL）で測定される。つまり、ヘッジ商品並びにヘッジされた金融資産及び金融負債の価値変動は、損益計算書において「金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定」の項目に直接認識される。デリバティブ金融商品は売買目的で使用されない。

ヘッジ会計の規定は、当年度及び前年度にOeKBグループに適用されなかった。

### デリバティブ金融商品

デリバティブ金融商品の公正価値は、一般に認められた方法を用いて算定される。デリバティブは取引日付で認識される。デリバティブ金融商品は独立した資産及び負債項目において現在価値で認識される。

価値の変動により発生する信用エクスポージャーは担保により保証される。EMIR（規則[EU]第648/2012号）が要求するとおり、金利スワップの清算は、2016年第4四半期から中央清算機関（LCH-ロンドン・クリアリングハウス）に移管され、このことにより担保要件が着実に減少する。

### AFFG第1(2b)条に基づく保証

EFS（注記1を参照のこと）において為替リスクに対するヘッジとして機能するAFFG（連邦法公報第216/1981、修正済み）第1(2b)条に基づくオーストリア共和国の保証は、その固有の性質のため（法的規制に基づく。）、公正価値で測定され、独立した資産項目として報告されている。

## M - 固定資産及び無形資産

### 固定資産

固定資産は、当グループ使用の土地及び建物並びに備品、付属品及び機器から成る。当グループ使用の土地及び建物は主に当グループ自身の業務活動に利用される土地・建物である。事業運営に最適な利用ができない不動産については、第三者に賃貸されている。関連システムの欠くことのできない機能の一部である購入ソフトウェアは、このシステムの一部として資産計上される。

固定資産及び無形資産は、取得原価から計画的な定額法の減価償却及び減損の累計額を差引いて認識される。固定資産の除却からの損益は、損益計算書の「その他営業収入」に認識される。

その後の費用は、将来の経済的利益の増加又は追加の機能性をOeKBグループが得られる場合、資産計上される。継続的修繕及び維持は費用とみなされる。

設備の減価償却率は、取得原価又は製品原価から見積もり残余価値を差し引いた額が定額法で見積もり耐用年数について償却されるよう計算される。減価償却は土地には認識されない。

償却法、耐用年数及び残存価値は、報告日毎に見直しがなされ、必要に応じて調整される。

当年度及び比較前年度の主要な設備項目の見積もり耐用年数は、以下のとおりである。

建物	(最長)40年
備品、付属品及び機器	3年から10年
ITハードウェア	3年から5年

## 無形資産

0eKBグループが購入する、予測可能な耐用年数を持つソフトウェア及びその他無形資産は、原価から定額法で予定償却及び累積減損費用を控除して認識されている。IAS第38号の資産計上の要件が満たされないため、社内で作成したソフトウェアの費用は資産計上されない。

ソフトウェアに対するその後の支出は、当該ソフトウェアが問題の資産の将来の経済的利益を増加させる場合のみ資産計上される。その他全ての支出は費用として認識される。

償却方法、耐用年数及び残存価値は、報告日毎に見直しが行われ、必要に応じて調整される。

ソフトウェアはその使用が開始すると、見積もり耐用年数について定額法で償却される。当年度及び比較前年度のソフトウェアの見積もり耐用年数は、通常3年から6年である。

## N - 銀行からの預金及び顧客からの預金

「銀行からの預金」及び「顧客からの預金」の項目は、以下を含む：

- ・現金及び預金勘定の負債
- ・金融市場業務
- ・条件付売買
- ・借入

金融負債は償却原価で測定される。金融負債は、当初認識時に、公正価値に直接取引コストの増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。

0eKBグループは、伝統的な預金受入れ業務に従事していないため、預金勘定を提供しない。つまり、0eKBグループが保有するすべての勘定は、注記1に記載の基本取引の決済又は担保の保有に関するものである。

## 0 - 発行済み債務証券

発行済み債務証券は一般的に、償却原価で測定される。発行済み債務証券は、当初認識時に、公正価値に直接取引コストの増分を加えて報告され、その後、金融商品の期間中、実効金利法を適用し償却原価で測定される。

発行済み債務証券は多くの場合、組成時に金利又は通貨リスクに対してヘッジされる。会計上の不一致を回避するために、これらのヘッジされた発行済み債務証券はFVTPLに指定されており、測定による純損益はヘッジ商品と同じ方法で損益計算書に認識される。

報告日付の発行済み債務証券の大半は、AFFG第1(2a)条及び(2b)条に基づくオーストリア共和国の保証が特徴である(前年度と同じ)。

## P - 引当金

### 長期従業員給付引当金

年金及び類似の債務(退職給付)引当金は、IAS第19号の範囲に該当する退職後給付を表す。長期従業員給付引当金には銀行業界の団体協約に基づく死亡クォーターに関する規定が含まれている。

確定給付制度に基づく債務は、予想単位クレジット法(Projected Unit Credit Method)を用いて測定される。この方法に基づき、支払うべき事態が生じた後の予想される給付支払を計算するために動的変数が考慮される。これらの支払は、受益者である従業員の残りの平均勤務期間全体にわたり分散している。この方法は、金利コスト(これは、給付が支払に近づいていくため債務が所定の年に増加する金額である。)と勤務コスト(雇用の年度中

に従業員により新たに発生する給付)を区別する。勤務コスト及び金利コストは人件費に、従って営業利益に認識される。これに反して、保険数理損益は、損益計算書に組替えられない項目で、その他包括利益に認識される。

確定給付債務の計算には、割引率、給与の増加率及び年金傾向並びに従業員の回転率に関する保険数理上の仮定を含む。これらは経済状況に従って決定される。それぞれの割引率は、適切な満期及び通貨の質の高い社債のイーールドに基づき選定される。確定給付債務(以下「DB0」という。)の現在価値は、貸借対照表日の価値で認識される。制度資産(すなわち、それに対して、DB0を相殺するために基金が保有する資産)はない。

年金負債は確定給付及び確定拠出制度の両方に関連する。確定給付制度は、現在及び将来の年金債務から成る。

少数の上級管理職に対して、当グループは一般に勤続年数及び給与水準に基づく確定給付制度を依然として維持する。これらの確定給付退職年金制度は全額引当金により賄われる。

退職給付引当金は、一定の条件を満たす場合、退職時に特定の金額を従業員に払う法律上及び契約上の義務に係る。

計算のための寿命根拠として、AV0 2018-Pの従業員向け計算表の最新版が利用される。

主要な仮定は、団体協約の変更及び定期的・臨時的増加を考慮した給与の増加率、並びに2003年予算実施法に基づくASVG(オーストリア国民年金制度)の移行規定による退職年齢である。

### 主要な仮定

	2025年	2024年
<b>割引率</b>	<b>3.87%</b>	<b>3.39%</b>
将来の給与増加率(退職給付及び年金)	3.20%	3.20%
将来の年金増加率(年金)	2.90%	2.90%
<b>退職年齢</b>		
女性	65歳 (2033年まで段階的に)	65歳 (2033年まで段階的に)
男性	65歳	65歳

適格従業員の大半に対して、0eKBグループは確定拠出制度へ参加する機会を提供する。0eKBグループは、年間給与の決められた割合を年金機関(年金基金)へ移転する義務がある。確定拠出制度は、専用年金機関への拠出の支払いを超えた債務を含まない。拠出は当年度の人件費に認識される。

### その他引当金

その他引当金は以下の場合に設定される：

- ・過去の事象の結果、0eKBグループが第三者に対する法的又は現実の債務を有し、
- ・その債務が資源の流出をもたらす可能性があり、
- ・債務の金額が確実に見積もることができる。

引当金は、債務の清算に必要な支出の最善の見積りである金額で設定される。市場金利を基準に決定した債務の現在価値がその額面価値と大きく異なる場合、債務の現在価値が使用される。

### EFS金利安定化引当金

オーストリアの輸出促進及び融資制度は、輸出保証法(AusfFG)及び輸出金融保証法(AFFG)という2つの特別法に基づいている。これらの法律に基づき、オーストリア共和国は0eKBに連邦の輸出振興及び融資活動の技術的な銀行業務の取り扱いを委託した。0eKBは、自己の名において、また自らの勘定でEFSを運営している。これは、AFFGに基づく資金調達の受入れ及び顧客銀行(EFSに参加している輸出業者の銀行)に対する関係資金の提供にも適用される。

このため、EFSは固有の法的規制の対象となっており、IFRSいずれかの会計基準により直接カバーされない特定の特徴を有している。

EFS金利安定化の条項は、EFSの特定の目的及びこのプログラムに伴うリスクに基づいている。OeKBは、1968年に連邦大蔵省から委託され、EFSの下で生み出された収益を別個の勘定で回収し、必要に応じてEFSの目的のためにのみ使用することとされた。この義務は、毎年12月のOeKBの監事会の年次の提案を通じて常に満たされており、EFS金利安定化引当金の変更がそれに依拠して記載される。したがって、EFSの下で生み出された収益は、他の目的のためにOeKBが使用する、又は現在若しくは将来において所有者が利用することはできず、EFSの目的のためにのみ使用することができる。このように、金利安定化引当金の認識は、EFSの下で蓄積された剰余金がOeKBの自由な処分を受けるのではなく、EFSから生じるリスクの相殺のためにのみ利用可能であるという事実を反映している。

国際的にも独特の輸出金融スキームが開始されて以来、EFS金利安定化引当金は、持続する黒字から積み上げられてきた。OeKBは、連邦大蔵省と調整し、その特別な性質から、この項目を独立して報告することとした。

この項目をこのような特殊な方法で報告する決定は、OeKBによる以下の検討事項に基づいて行われた。IFRSが、EFS金利安定化引当金に配分されるEFSからの剰余金の認識に関する具体的な規則を含んでいないという事実が、この中で考慮された。またこれらの基金は、EFSに直接割り当てられ、EFSの将来発生しうる損失を補填する引当金として役立つという性格を有しているため、認識の評価がより困難である。同時に、ある程度の強制的配分を指摘する要素もある。OeKBはまた、その契約当局（オーストリア共和国 / 連邦大蔵省）の視点を考慮に入れ、EFSに対する代理人の義務を明確に認識した。従ってOeKBは、AFFGの下で資金を受け入れ、この資金を顧客である銀行に支出するにあたり、自己の名で自己の勘定において行為する。IAS第37号の10条以下により、引当金は、不確実な時期又は金額の負債である。負債とは、過去の事象から生じ、かつ、その決済のために、経済的価値を有する資源の流出が生じると見込まれる会社の現在の義務である。義務事由とは、会社が義務を履行するための現実的な代替手段を持たない、法律上又は事実上の義務を生み出す事由をいう。

しかしながら、持分が、その債務の全額を控除した後の企業の資産の残余持分を立証する契約であると規定するIAS第32号11条の定義がこの項目に適用される場合、EFS金利安定化条項に割り当てられる資金は、これらの要件を満たさない。これらの資金は、EFS内での使用のみを目的としている。

経営陣は、IFRSの規定を考慮に入れ、契約当局（連邦大蔵省）と協調して、注記の記述と共に、EFS金利安定化引当金を負債商品と資本性商品との間に貸借対照表上の特別項目として直接認識することを決定した。従って、経営陣は、IAS第1号に従い、その特殊性により、貸借対照表においてこの項目を直接認識している。このような方法で報告することにより、OeKBは、EFS金利安定化引当金がOeKBにとって将来の義務であり、株主はEFSからこれらの資金を入手することができないことを明確に示すことができる。この説明はまた、EFS金利安定化引当金の中の資金は、明らかにEFSの資産としてOeKBが見なしており、EFS内でのみ使用することができるという見解を支持するものである。

ウィーンの企業向担当連邦税務署は、EFSの実効借換金利を引き下げるために使用される限り、EFS金利安定化引当金を控除債務項目として認めてきた。従って、この項目は暫定的に非課税である。

## Q - 1 株当たり利益

希薄化前1株当たり利益は、普通株式の株主に帰属する当期利益及び発行済株式の加重平均数に基づき、計算される。

希薄化後1株当たり利益は、潜在的普通株式による全ての潜在的希薄化効果を調整した後の、普通株式の株主に帰属する当期利益及び発行済み株式の加重平均数に基づき、計算される。

## 注記3 公正価値の決定

OeKBグループの多数の会計方法及び開示は、金融資産及び金融負債の公正価値の決定を必要とする。リスク管理及びトレジャリー部門のメンバーで構成される査定チームが公正価値を測定する。公正価値測定の監視は、集中され、執行取締役会全体に報告される。

OeKBグループは公正価値決定について確立された管理の枠組みを維持する。金融商品を公正価値で測定する責任は、トレーディング・ユニットからは独立している。具体的な管理は以下を対象とする：

- ・ 観察可能な価格の検証

- ・ 評価モデルの認証及びキャリブレーション
- ・ 新モデルの見直しと承認プロセス及び既存モデルの変更

査定チームは定期的に、重要な観察できない投入要因並びに再測定の損益を検討する。第三者からの情報（例えばブローカー又は価格決定サービスからの相場）が公正価値の決定に利用される場合、査定チームは、かかる測定が、第三者から入手した入力データを検討する。この検討は以下を含む：

- ・ ブローカー又は価格情報サービスから入手した価格が一般的に0eKBにより認識されているか
- ・ 公正価値決定の理解：どの程度までこれは実際の市場取引を示しているか、公正価値は活発な市場における同様の商品の上場価格を示しているか
- ・ 類似商品の価格が公正価値の測定に使用される方法及びこれらの価格が測定されている商品の性質を説明するために調整される方法の理解
- ・ 同じ金融商品について多数の値付けされた価格を受領した場合、公正価値がこれらの見積もりをベースに決定されたこと。

これは、これらの測定が割当てられるべき公正価値の階層のレベルを含み、IFRSの要件を満たすという結論を裏付ける。

重要な評価結果は監査委員会に報告される。

0eKBグループは、可能な場合、資産及び負債の公正価値を決定するために入手可能な市場データを使用する。評価技法で使用される投入要因に基づき、公正価値は公正価値階層の異なるレベルに割当てられる。

- ・ レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（調整なしの）相場価格。
- ・ レベル2：資産又は負債に関して、直接的（すなわち価格として）もしくは間接的（すなわち価格から算出される金額として）に観察できる、レベル1において検討した相場価格以外の評価のパラメーター。
- ・ レベル3：観察可能な市場データに基づかない、資産又は負債の評価パラメーター。

要求払いの項目については、公正価値は正味帳簿価格に等しい。これは現金及び現金同等物に特に適用される。

貸借対照表日付で観察され、定評ある外部情報源より得られる適切な市場価格及び金利が、銀行貸付、顧客貸付、銀行からの預金、顧客からの預金並びに発行済み債務証券の公正価値を決定する当初の変数として、可能な限りにおいて使用される。契約上のキャッシュフローの割引現在価値がこのデータを用いて計算される。この方法により測定される金融商品は、IFRS第13号の公正価値階層のレベル2に割当てられる。

- ・ 「銀行貸付」及び「顧客貸付」の項目中のEFS貸付の大半は、オーストリア共和国からのAusfFG保証の対象である（注記1も参照のこと。）。保証のために、債権は締結された時点により均一の条件に従う。したがって、これら資産の評価にあたり、合意された契約上のキャッシュフローは、市場で観察可能かつオーストリア共和国の信用スプレッドで調整されたイールド・カーブを用いて割引かれる。
- ・ 観光金融に関連する「顧客貸付」の大半は、オーストリアの銀行による保証又はオーストリア共和国の保証の対象である。特に低水準のデフォルトリスクを持つ貸付の一部について、担保が用意されている。

受領した保証は、ローンの信用格付に重大な影響を与え、このために、保証人の信用スプレッドに基づく、市場で観察可能なイールド・カーブは、これらの債権の公正価値を測定する際に契約上合意されたキャッシュフローを割引くために使用される。不動産担保付きローンの公正価値測定には、オーストリア共和国の信用スプレッドに基づく、市場で観測可能なイールド・カーブを用いて、契約上合意されたキャッシュフローを割引く。このアプローチは、不動産担保の受入れに厳格な要件を適用し、顧客のデフォルトリスクが低いことに反映されている、貸付実行の商慣行に沿ったものである。この極めて低い信用リスクのために、概算はオーストリア共和国の信用スプレッドに基づいている。

これらの貸付に適用されるイールド・カーブに114bp（2024年度：81bp）の-marginが加わり、観光金融の管理費から引き出される。

- ・ 市場で観察可能なイールド・カーブが、EFSに関連する、銀行からの預金及び顧客からの預金並びに発行済み債務証券の公正価値を決定する際、合意された契約上のキャッシュフローを割引くために使用される。このために、評価日時点の市場で0eKBについて観察可能な信用スプレッドが考慮される。EFSの下で発行された債券は、オーストリア共和国からの不可分の債務保証でカバーされている。これらは公正価値の算出に考慮されない

が、0eKBの信用格付はオーストリア共和国の信用格付と密接にリンクしている。市場で観測可能なイールド・カーブは、観光金融に関連する銀行からの預金や顧客からの預金の公正価値を決定する際に、契約上合意されたキャッシュフローを割引くために利用される。このために、0eHTから算出され、評価日の市場で観測可能な信用スプレッドが考慮される。

従って、その他金融資産は、値付けされた市場価格に基づき決定される公正価値で評価される。これらの金融商品は、IFRS第13号の公正価値階層のレベル1に割り当てられる。開発融資に関連する債券の中には、市場価格のないものがある。このような場合、公正価値は契約上合意されたキャッシュフローを割引いて決定される（レベル2）。

0eKBグループはまた、開発援助のためにマイクロファイナンス基金を保有している。これらの基金については、上場価格はない。このような場合、公正価値は、ファンドマネージャーが入手した情報と純資産価値（NAV）を用いて四半期ごとに決定され、レベル1に割り当てられている。このNAVは、ファンドのユニットが償還される価格である。

開発途上及び新興諸国へのエクイティ投資に焦点を合わせた、プライベート・エクイティ・ファンドへの投資もまた行われる。これらのファンドの公正価値は、IPEV評価基準に基づき決定されており、主に市場価格に基づく評価方法に由来するものであり、レベル3に指定されている。評価は主に、上場企業及び類似企業のグループから導き出されたEBITDA及びP/E乗数に基づいている。使用される測定方法は、企業固有の情報や条件、並びに市場性や支配力が損なわれた場合に適用される割引額を考慮に入れる。したがって、公正価値は、主として投入要素、乗数及び対応する損益計算書の数値に依存する。

専らヘッジ目的で保有されるデリバティブ金融商品は、標準モデルを用いて測定される。このモデルは割引キャッシュフロー法に基づく。このモデルに基づき、公正価値は現在のスワップカーブ（信用価値の調整（CVA及びDVA）を含む。）により合意された契約上のキャッシュフローを割引くことで決定される。信用価値調整（CVA）は金融取引における取引相手のデフォルトリスクの価格見積もりである。負債評価調整（DVA）はある企業の自身のデフォルトリスクを見積もる。

CVA/DVAを決定するにあたり、0eKBグループは、信用損失によるパーゼル規制資本の方法を使用する。これは以下の変数の経路依存の乗数及びその合計に基づく。

- ・デフォルト時のエクスポージャー。特定の将来の時点での公正価値、モンテカルロ・シミュレーションを利用して計算される。
- ・デフォルトの可能性。これらの時点でのデフォルト可能性は、取引相手のCDSスプレッド又は会社自身のCDSスプレッドから計算される。
- ・デフォルトが与える損失：取引相手のデフォルト又は自身のデフォルトの場合、予想回収額の見積もり。

報告日現在のCVAの価値調整は0.7百万ユーロ（2024年度：1.6百万ユーロ）、DVA価値調整は0.5百万ユーロ（2024年度：0.8百万ユーロ）であった。

AFFG第1(2b)条に基づく保証の公正価値は（注記1も参照のこと。）、レート保証付発行済み債券の全ての将来の利息及び元本のキャッシュフロー（最終的な債務＝デリバティブ金融商品後）に基づいており、これは資金調達通貨で発行され、AFFGが保証するレート（AFFGのレート保証は考慮しない。）で、並びに先物外国為替レート（AFFGのレート保証は考慮しない。）でユーロに換算される。AFFGレート保証を考慮したユーロ金額とAFFG保証を考慮に入れないユーロ金額の差異は、各最終債務について毎日計算され、オーストリア共和国の保証がカバーする潜在的なレートの差異を表す（現在の為替レートを新債務に適用する将来の決定は新たな契約として処理される。）。保証の公正価値は、マイナスのレート差異及びプラスのレート差異について0eKBのリファイナンスカーブのために、オーストリア共和国のリファイナンススプレッドを考慮する以前に計算した一連の潜在的なレート差異を割引いて計算され、「AFFG第1(2b)条に基づく保証」の項目に認識される。AFFG第1(2b)条に基づく保証のためのCVAの価値調整は、報告日現在、80.0百万ユーロ（2024年度：59.0百万ユーロ）であり、DVAの価値調整は124.2百万ユーロ（2024年度：106.6百万ユーロ）であった。この変化は、基本的にスワップ量の増加によるものである。

レベル1又はレベル2のいずれにも該当しない金融商品は、独立した分類（レベル3）に割り当てなければならない。レベル3の中で、公正価値は、特別な量的及び質的情報を用いて決定される。レベル3には、上記のプライベート・エクイティ・ファンド及びその他の子会社への投資が含まれる。ウィーン証券取引所（Wiener Börse AG）の公正価値は配当割引モデルに従った評価に基づき決定される。公正価値及び感応度を決定するのに使用するパラメーターは、注記18に説明する。

下記の表は、レベル3の公正価値で測定した金融商品の認識を示す。

**レベル3の帳簿価格の一致**

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
1月1日現在	41,659	43,331
追加	1,335	-
処分	(4,346)	(571)
利益・損失の合計		
その他包括利益計算書中(その他非連結会社 への投資の公正価値[FVOCI]測定による純損 益)	8,037	(220)
損益計算書中(損益を通じて公正価値で測定 する金融商品に係る損益)	(173)	(881)
<b>12月31日現在</b>	<b>46,513</b>	<b>41,659</b>

下記の表は、公正価値の階層による報告日現在の公正価値で測定される金融商品、及び公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示す。この金額は、貸借対照表に報告される数字に基づく。

## 2025年公正価値階層

(単位：1,000ユーロ)	注記	帳簿価格	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
<b>公正価値で測定する金融資産</b>						
銀行貸付	17	3,358,278	3,358,278	-	3,358,278	-
債券及びその他固定金利債券		1,210,971	1,210,971	1,210,971	-	-
株式持分及びその他変動利付債券		407,887	407,887	401,088	-	6,799
その他非連結会社への投資		39,714	39,714	-	-	39,714
その他金融資産	18	1,658,572	1,658,572	1,612,059	-	46,513
デリバティブ金融商品	19	639,847	639,847	-	639,847	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	7,068,536	7,068,536	-	7,068,536	-
<b>公正価値で測定しない金融資産</b>						
現金及び現金同等物	16	338,979	338,979	-	338,979	-
銀行貸付	17	18,354,865	18,199,637	-	18,199,637	-
顧客貸付	17	2,174,542	2,171,888	-	2,171,888	-
その他金融資産	18	1,001,127	1,014,702	871,657	143,045	-
<b>公正価値で測定する金融負債</b>						
発行済み債務証券	23	20,797,688	20,797,688	-	20,797,688	-
デリバティブ金融商品	19	1,670,952	1,670,952	-	1,670,952	-
<b>公正価値で測定しない金融負債</b>						
銀行からの預金	22	648,295	640,952	-	640,952	-
顧客からの預金	22	1,273,783	1,273,784	-	1,273,784	-
発行済み債務証券	23	7,416,984	7,579,938	-	7,579,938	-

## 2024年公正価値階層

(単位：1,000ユーロ)	注記	帳簿価格	公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
<b>公正価値で測定する金融資産</b>						
銀行貸付	17	2,692,275	2,692,275	-	2,692,275	-
債券及びその他固定金利債券		1,328,344	1,328,344	1,328,344	-	-
株式持分及びその他変動利付債券		419,942	419,942	414,188	-	5,755
その他非連結会社への投資		35,904	35,904	-	-	35,904
その他金融資産	18	1,784,191	1,784,191	1,742,532	-	41,659
デリバティブ金融商品	19	890,020	890,020	-	890,020	-
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	6,912,883	6,912,883	-	6,912,883	-
<b>公正価値で測定しない金融資産</b>						
現金及び現金同等物	16	939,737	939,737	-	939,737	-
銀行貸付	17	18,109,154	17,897,357	-	17,897,357	-
顧客貸付	17	2,243,855	2,244,152	-	2,244,152	-
その他金融資産	18	895,299	899,890	793,995	105,894	-
<b>公正価値で測定する金融負債</b>						
発行済み債務証券	23	22,459,432	22,459,432	-	22,459,432	-
デリバティブ金融商品	19	972,025	972,025	-	972,025	-
<b>公正価値で測定しない金融負債</b>						
銀行からの預金	22	957,783	951,674	-	951,674	-
顧客からの預金	22	1,083,502	1,083,506	-	1,083,506	-
発行済み債務証券	23	6,385,472	6,591,464	-	6,591,464	-

0eKBグループは、公正価値階層のレベル間の組替えを、変更が発生した報告期間末時点で認識する。当会計年度において、組み替えは行われなかった。

#### 注記4 セグメント情報

0eKBグループの業務は以下の事業セグメントごとに表示される。これら4つのセグメント（「輸出業務」、「資本市場業務」、「観光業務」及び「その他業務」）の概要は、ビジネスモデル、社内の組織構造及び最高経営意思決定機関である執行取締役会への追加の社内財務報告を基準とする。これらのセグメントの定義は、セグメントへの資源の配分及び業績の判断のために定期的に見直しをされる。主要な数字は、（すべてのセグメントにおける）税引前当期純利益、輸出業務及び観光業務の純利息収入並びに輸出業務及び資本市場業務の手数料収支である。

「輸出業務」セグメントは、0eKBの輸出金融スキーム、オーストリア・アントヴィックルングスバンクAGの事業活動及び輸出保証法に基づく公認代理人としての0eKBによるオーストリア共和国の保証の管理を対象とする。EFSの法的根拠のために、事業活動の地域的な中心は、オーストリアである。仮に外国銀行がEFSの基準を満たす場合、当該外国銀行はEFSに参加する資格がある。ファイナンスに適切であるためには、当該物品供与又はサービスは、直接又は間接にオーストリアの経常収支の改善をもたらさなければならない。

「資本市場業務」セグメントは、資本市場（証券データ、ファンドのキャピタルゲインの税務報告業務の契約の核心、KMGに基づく通知事務所、政府債券の発行事務所）及びエネルギー市場の決済サービス並びに0eKB CSD及びCCPAの持分の運営のための0eKBの全ての証券及びインフラストラクチャーに関するサービスを対象とする。「その他非連結会社への投資からの当期収入」は、当該会社の活動もこのセグメントに該当する場合、本セグメントに割当てられる。

「観光業務」セグメントは、オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.Hの事業活動（観光及びレジャー経済の振興及び金融）を含む。これらの事業活動はオーストリアの会社に限定される。

「その他業務」セグメントは、自己勘定売買ポートフォリオ、貸貸収入及び他のセグメントに割当てられないその他非連結会社への投資からの収入で構成される。同セグメントはまた、0eKBグループの民間信用保険業務及び縮小段階にある0eKBによるCOFAG COVID-19つなぎ保証の運営管理（注記1も参照のこと）並びに0eKB > ESG Data Hubに関連する業務を含む。

#### セグメント実績

セグメント間業務に計上される金額は、原価で提供されるサービスを表す。報告セグメントの金額と連結貸借対照表及び連結包括利益計算書に記載された金額とは一致する必要はない。なぜなら連結項目は直接セグメントに割当てられるからである。

#### 2025年度事業セグメント別業績

（単位：1,000ユーロ）	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	合計
利息収入	613,987	123	38,599	33,617	686,326
利息支払	(512,903)	-	(27,322)	(12,983)	(553,207)
<b>純利息収入</b>	<b>101,084</b>	<b>123</b>	<b>11,277</b>	<b>20,634</b>	<b>133,119</b>
手数料収入	20,355	48,151	6,070	1,789	76,365
手数料支払	(20,187)	(1,246)	(2,378)	(948)	(24,759)
<b>手数料収支</b>	<b>168</b>	<b>46,905</b>	<b>3,692</b>	<b>841</b>	<b>51,607</b>
信用リスク引当金（純額）	(713)	-	76	23	(615)
金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定	(166)	7	-	(141)	(300)
金融商品の認識中止による純損益、損益を通じて公正価値で測定されないもの	(5)	-	-	(33)	(38)
その他非連結会社への投資からの当期収入	-	3,145	-	2,845	5,990

持分法投資損益の持分割合 (税引後)	-	1,406	-	3,989	5,394
一般管理費	(64,411)	(31,144)	(9,307)	(6,711)	(111,573)
その他営業収支	(85)	56	954	5,308	6,233
<b>税引前利益</b>	<b>35,871</b>	<b>20,498</b>	<b>6,692</b>	<b>26,756</b>	<b>89,817</b>
セグメント資産	32,324,754	68,091	1,165,505	1,198,056	34,756,407
セグメント負債	32,000,462	24,419	1,115,352	655,043	33,795,276

報告セグメントの税引前利益は損益計算書において報告される税引前利益と同額である。

## 2024年度事業セグメント別業績

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	合計
利息収入	872,133	214	48,506	44,151	965,004
利息支払	(769,921)	(1)	(37,137)	(23,948)	(831,006)
<b>純利息収入</b>	<b>102,213</b>	<b>213</b>	<b>11,370</b>	<b>20,203</b>	<b>133,999</b>
手数料収入	18,749	44,598	6,977	2,090	72,415
手数料支払	(19,644)	(1,184)	(2,701)	(694)	(24,223)
<b>手数料収支</b>	<b>(895)</b>	<b>43,415</b>	<b>4,276</b>	<b>1,396</b>	<b>48,193</b>
信用リスク引当金(純額)	(355)	-	66	9	(280)
金融商品の純損益、損益を通じて公正価値で測定	200	(3)	(1)	148	343
金融商品の認識中止による純損益、損益を通じて公正価値で測定されないもの	(3)	-	-	(1)	(4)
その他非連結会社への投資からの当期収入	-	2,699	-	660	3,359
持分法投資損益の持分割合(税引後)	-	2,011	-	3,539	5,550
一般管理費	(67,285)	(28,980)	(8,809)	(6,548)	(111,621)
その他営業収支	(1,649)	238	1,218	6,473	6,281
<b>税引前利益</b>	<b>32,227</b>	<b>19,593</b>	<b>8,120</b>	<b>25,879</b>	<b>85,819</b>
セグメント資産	32,598,713	80,064	1,259,180	691,144	34,629,102
セグメント負債	31,808,130	26,150	1,176,274	677,302	33,687,855

報告セグメントの税引前利益は損益計算書において報告される税引前利益と同額である。

### 0eKBグループ連結包括利益計算書に対する注記

#### 注記5 連結包括利益計算書

収益及び費用は発生したときに認識される。

利益及び純損失は、損益計算書上に認識される公正価値の変動、評価損、損益計算書上の評価損の戻入れ、為替レートの変動並びに認識からの除去により影響を受ける。

#### 注記6 純利息収入

(単位：1,000ユーロ)	2025年 償却原価	2025年 FVTPL (指定)	2025年 FVTPL (義務)	2025年 合計
---------------	---------------	------------------------	------------------------	-------------

金融市場商品	43,921	-	-	43,921
貸付業務	537,962	109,775	-	647,737
証券	26,944	33,761	25,953	86,658
発行済み債務証券	-	2,916	-	2,916
計上利息に関するEFS金利安定化引当金の割当 又は使用	(255,639)	162,457	(1,723)	(94,905)
<b>利息収入</b>	<b>353,188</b>	<b>308,908</b>	<b>24,230</b>	<b>686,326</b>
金融市場商品	(34,946)	-	-	(34,946)
貸付業務	(16,979)	(12)	-	(16,991)
証券	-	-	-	-
発行済み債務証券	(169,640)	(227,730)	-	(397,369)
AFFG第1(2)条に基づく保証のために発行され る債務証券に関する保証手数料（注記1を参 照のこと）	(22,735)	(81,167)	-	(103,901)
<b>利息支払</b>	<b>(244,299)</b>	<b>(308,908)</b>	<b>-</b>	<b>(553,207)</b>
<b>純利息収入</b>	<b>108,889</b>	<b>-</b>	<b>24,230</b>	<b>133,119</b>

(単位：1,000ユーロ)	2024年 償却原価	2024年 FVTPL (指定)	2024年 FVTPL (義務)	2024年 合計
金融市場商品	72,304	-	-	72,304
貸付業務	776,630	112,468	-	889,098
証券	24,990	59,092	31,114	115,196
発行済み債務証券	-	59	-	59
計上利息に関するEFS金利安定化引当金の割当 又は使用	(413,429)	304,141	(2,365)	(111,653)
<b>利息収入</b>	<b>460,496</b>	<b>475,760</b>	<b>28,749</b>	<b>965,004</b>
金融市場商品	(59,207)	-	-	(59,207)
貸付業務	(24,835)	(55)	-	(24,890)
証券	-	-	-	-
発行済み債務証券	(247,526)	(398,803)	-	(646,329)
AFFG第1(2)条に基づく保証のために発行され る債務証券に関する保証手数料（注記1を参 照のこと）	(23,677)	(76,902)	-	(100,579)
<b>利息支払</b>	<b>(355,246)</b>	<b>(475,760)</b>	<b>-</b>	<b>(831,006)</b>
<b>純利息収入</b>	<b>105,250</b>	<b>0</b>	<b>28,749</b>	<b>133,999</b>

その他利息収入には、マイナス金利による損失が2.9百万ユーロ（2024年度：0.1百万ユーロ）含まれている。利息支払（実効金利法を用いて計算）には、マイナス金利による損失が0.1百万ユーロ（2024年度：0.2百万ユーロ）含まれている。

#### 注記7 手数料収支

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
貸付業務収入	3,904	4,558
貸付業務費用	(21,282)	(20,780)
<b>貸付業務</b>	<b>(17,378)</b>	<b>(16,223)</b>
証券業務収入	44,486	41,066
証券業務費用	(1,740)	(1,645)
<b>証券業務</b>	<b>42,746</b>	<b>39,421</b>

保証収入	21,166	20,360
保証費用	(942)	(1,230)
<b>保証</b>	<b>20,224</b>	<b>19,130</b>
エネルギー交換決済収入	3,445	3,292
エネルギー交換決済費用	-	-
<b>エネルギー交換決済</b>	<b>3,445</b>	<b>3,292</b>
その他サービス収入	3,364	3,139
その他サービス費用	(795)	(567)
<b>その他サービス</b>	<b>2,570</b>	<b>2,572</b>
<b>手数料収支</b>	<b>51,607</b>	<b>48,193</b>
うち、収入	76,365	72,415
うち、費用	(24,759)	(24,223)

貸付業務からの手数料収入は、主に開発銀行の業務、オーストリア共和国の開発援助ローンのサービシング及びOeHT（観光融資）を通じたERPローンのサービシングによるものであった。貸付業務からの手数料支払は、主に開発銀行の業務に関連してAusFGに従いオーストリア共和国に支払う保証料によるものであった。オーストリア共和国はこれらの保証に関連するこれらの取引のデフォルトリスクを仮定した。収支は全て、償却原価で測定される金融商品から派生した。

証券業務による手数料収支はオーストリアの資本市場のためにOeKBグループにより提供されるサービスによるものであった。これらのサービスは主に、証券口座管理及び証券取引の取得並びに政府債券の入札業務、証券に関する法律上要求される報告の技術的基盤の管理、オーストリア証券へのISINコードの割当て及びマスター・データ及び満期データのための証券データサービスに関するものであった。

保証業務は、主にオーストリア共和国を代理してOeKBが提供する輸出保証業務のサービスである（注記1も参照のこと）。OeKBが請求する処理手数料はオーストリア共和国のために徴収する保証料に基づく。処理手数料は発生主義で認識される。OeKBグループの保証業務は、また観光融資に関連する連邦政府保証の運用に関するサービスを含む。

中心のかつ独立したプロバイダーとして、OeKBは格付業務、金融決済及びリスク管理に関連してエネルギーの決済サービスを提供する。

その他サービスからの手数料収支は、主に徴収した口座管理・取引手数料及びオーストリア共和国の開発援助対策に関する信託業務からの収入であった（注記35を参照のこと。）。

以下の表は、手数料収支を最も重要なサービス別に分類したものである。この表はまた、OeKBグループの報告セグメントへの収入の割り当てを示している。

#### IFRS第15号に基づく手数料収支 - 2025年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場 業務	観光業務	その他業務	2025年
収入					
信用業務	1,417	-	2,487	-	3,904
証券業務	10	44,476	-	-	44,486
保証	17,136	-	3,583	447	21,166
エネルギー決済	66	3,379	-	-	3,445
その他業務	1,727	296	-	1,342	3,364
<b>合計</b>	<b>20,355</b>	<b>48,151</b>	<b>6,070</b>	<b>1,789</b>	<b>76,365</b>

内訳：特定の時点で提供される業務	8,757	21,829	-	749	31,335
内訳：一定期間にわたり提供される業務	11,598	26,322	6,070	1,040	45,030

IFRS第15号に基づく手数料収支 - 2024年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	2024年
収入					
信用業務	1,986	-	2,572	-	4,558
証券業務	-	41,066	-	-	41,066
保証	15,122	-	4,406	832	20,360
エネルギー決済	58	3,234	-	-	3,292
その他業務	1,583	298	-	1,258	3,139
<b>合計</b>	<b>18,749</b>	<b>44,598</b>	<b>6,977</b>	<b>2,090</b>	<b>72,415</b>
内訳：特定の時点で提供される業務	7,576	20,542	-	738	28,856
内訳：一定期間にわたり提供される業務	11,173	24,056	6,977	1,353	43,559

その他の負債には、顧客とのサービス契約から生じる収益に関連する繰延負債が21.5百万ユーロ含まれていた（2024年度：16.2百万ユーロ）。これらの負債は、主に輸出保証及び観光保証に関連して既に受領した手数料に起因する。これらの手数料は、OeKBグループが運営するオーストリア共和国からの保証条件が1年を超えた場合、特定の期間にわたって計上された。

過年度に受領した手数料から2025年度に記録された収支は、4.1百万ユーロ（2024年度：5.1百万ユーロ）であった。

IFRS第15号で認められているとおり、2025年12月31日現在、予想残存期間が1年以下の残存サービス債務については開示が行われなかった。

注記8 信用リスク引当金

この項目は、IFRS第9号の予想信用損失の減損モデルの対象である、金融商品に係る減損費用及び減損費用の戻し入れを含む。POCI資産の変動もまたこの項目において表示される。

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
信用リスク引当金（純額）の割当/戻し入れ		
銀行貸付	(1)	37
顧客貸付	9	(59)
その他金融資産	13	3
<b>信用リスク引当金(純額)の割当/取崩し</b>	<b>21</b>	<b>(19)</b>
ステージ移管による変動		
銀行貸付	-	-
顧客貸付	(235)	(123)
<b>ステージ移管による変動</b>	<b>(235)</b>	<b>(123)</b>
現在価値効果、リスクパラメータ及びモデル変更による変更		
銀行貸付	9	11
顧客貸付	318	228
その他金融資産	9	9

現在価値効果、リスクパラメータ及びモデル変更による変更	335	247
POCI資産の変動		
顧客貸付	(713)	(356)
POCI資産の変動	(713)	(356)
EFS金利安定化引当金に割当てられた金融商品の純損益の振替	(22)	(29)
信用リスク引当金純額	(615)	(280)

貸倒引当金に関する詳細な情報は、注記37において説明する。

注記9 損益を通じて公正価値で測定される金融商品の純損益

#### 2025年度の金融商品の公正価値測定による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品				EFSに割当てられていない金融商品		2025年合計
	公正価値 オプション	FVTPL	ヘッジング 取引	合計	FVTPL	合計	
以下の公正価値の変動：							
銀行貸付	23,307	-	-	23,307	-	-	23,307
その他金融資産	14,058	-	-	14,058	620	620	14,678
デリバティブ金融商品	-	-	520,587	520,587	-	-	520,587
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	1,447,391	1,447,391	-	-	1,447,391
発行済み債務証券	(414,166)	-	-	(414,166)	-	-	(414,166)
<b>公正価値の変動</b>	<b>(376,801)</b>	<b>-</b>	<b>1,967,977</b>	<b>1,591,176</b>	<b>620</b>	<b>620</b>	<b>1,591,796</b>
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	376,801	-	(1,967,977)	(1,591,176)	-	-	(1,591,176)
<b>公正価値測定による純損益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>620</b>	<b>620</b>	<b>620</b>
外国為替差異による純損益	-	-	-	-	-	(920)	(920)
公正価値測定による純損益	-	-	-	-	-	620	620
<b>金融商品に係る純損益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>(300)</b>	<b>(300)</b>

信用スプレッドの変動から生じる銀行貸付の公正価値の変動の持分は、当年度中、9.4百万ユーロ（2024年度：マイナス30.6百万ユーロ）となり、合計ではマイナス43.4百万ユーロ（2024年度：マイナス52.8百万ユーロ）となった。

信用スプレッドの変動から生じる発行済み債務証券の公正価値の変動の持分は、当年度中マイナス9.1百万ユーロ（2024年度：マイナス26.7百万ユーロ）となり、合計でマイナス150.2百万ユーロ（2024年度：マイナス141.1百万ユーロ）であった。

#### 2025年度の金融商品の外国為替差異による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品	EFSに割当てられていない金融商品	2025年合計
外国為替差異による利益	1,589,625	71,254	1,660,879
外国為替差異による損失	(298,058)	(72,174)	(370,233)
<b>小計</b>	<b>1,291,567</b>	<b>(920)</b>	<b>1,290,646</b>

AFFG第1(2b)条に基づく保証による外国為替差異	(1,291,738)		(1,291,738)
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	171	-	171
<b>外国為替差異に係る純損益</b>	<b>-</b>	<b>(920)</b>	<b>(920)</b>

外国為替差異の損益は、主にEFSに割り当てられていない金融商品の米ドルの評価から、及び主にEFSに割り当てられた金融商品のスイス・フランの評価から生じた。為替レートはAFFG第1(2b)条に基づく保証によりヘッジされているため、外国為替差異を通じて大半が相殺された。

#### 2024年度の金融商品の公正価値測定による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品			EFSに割当てられていない金融商品		2024年合計
	公正価値オプション	FVTPL	ヘッジング取引	FVTPL	合計	
以下の公正価値の変動：						
銀行貸付	48,467	-	-	-	-	48,467
その他金融資産	43,688	-	-	217	217	43,905
デリバティブ金融商品	-	-	1,485,945	-	-	1,485,945
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	(1,316,979)	-	-	(1,316,979)
発行済み債務証券	(224,037)	-	-	-	-	(224,037)
<b>公正価値の変動</b>	<b>(131,882)</b>	<b>-</b>	<b>168,965</b>	<b>217</b>	<b>217</b>	<b>37,301</b>
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	131,882	-	(168,965)	-	-	(37,083)
<b>公正価値測定による純損益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>217</b>	<b>217</b>	<b>217</b>
外国為替差異による純損益	-	-	-	-	126	126
公正価値測定による純損益	-	-	-	-	217	217
<b>金融商品に係る純損益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>343</b>	<b>343</b>

#### 2024年度の金融商品の外国為替差異による純損益

(単位：1,000ユーロ)	EFSに割当てられた金融商品	EFSに割当てられていない金融商品	2024年合計
外国為替差異による利益	135,999	113,593	249,593
外国為替差異による損失	(1,245,997)	(113,467)	(1,359,464)
<b>小計</b>	<b>(1,109,998)</b>	<b>126</b>	<b>(1,109,872)</b>
AFFG第1(2b)条に基づく保証による外国為替差異	1,112,362	-	1,112,362
EFSに割当てられた金融商品の純損益のEFS金利安定化引当金への振替	(2,364)	-	(2,364)
<b>外国為替差異に係る純損益</b>	<b>0</b>	<b>126</b>	<b>126</b>

注記10 損益を通じて公正価値で測定しない金融商品の認識中止にかかる純損益

前年度と同様に、資産の認識中止は、償却原価で測定された重要性の低い資産に限られていた。

## 注記11 その他の非連結会社への投資による当期利益

その他の非連結会社への投資による当期利益6.0百万ユーロ（2024年度：3.4百万ユーロ）には、売買目的で保有しているのではないエクイティ商品からの配当金収入が含まれており、これはその他の包括利益を通じて公正価値で測定されている。これらは、その他の非連結会社に対する戦略的な長期投資である。報告期間中の配当収入は、売却された、若しくはその他の認識が中止された重要な持分保有には関連しなかった。

0eKBは、報告期間中にその他の包括利益からの累積損益を株主資本に分類替えをしなかった。報告期間中に、重要な持分保有は、売却又は認識中止されなかった。

純帳簿価額及びそれに対応する公正価値の詳細は、注記38「連結の範囲」に記載されている。公正価値の変動は、その他の包括利益に表示される。

## 注記12 一般管理費

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
給与	(53,417)	(51,358)
社会保険費用	(12,093)	(11,534)
退職給付費用及び社会保障費	(7,977)	(7,886)
<b>人件費</b>	<b>(73,488)</b>	<b>(70,778)</b>
事業スペース費用	(5,835)	(8,281)
オフィス運営費及び通信費	(359)	(373)
IT経費	(16,230)	(15,609)
職業訓練費	(680)	(713)
旅費及び車両費	(1,062)	(1,101)
広告費、会費、業務連絡費	(1,167)	(1,236)
データサービス	(2,217)	(1,950)
法的コンサルティング、監査（EFS費用を含む。）、及び保険	(4,347)	(4,552)
うち、監査法人に対するもの：		
連結財務書類及び年次財務書類の監査	(495)	(484)
うち、監査法人に対するもの、監査関連業務	(397)	(354)
うち、監査法人の関係会社に対するもの、その他コンサルティング業務	(33)	(25)
その他管理費用（有形固定資産）	(978)	(1,082)
一般管理費	<b>(32,875)</b>	<b>(34,898)</b>
固定資産及び無形資産の減価償却及び償却	<b>(5,210)</b>	<b>(5,945)</b>
<b>一般管理費</b>	<b>(111,573)</b>	<b>(111,621)</b>

人件費は前期比で3.8%増加した。この増加は主に、団体協約における賃上げ並びに社会給付及び退職後給付の費用増加によるものである。によるものである。人件費に関する詳細については注記24を参照のこと。

その他管理費用は当期においてわずかに減少した。このうち、IT及びデータサービスに係る支出は増加した一方で、その他の費用項目が減少したことにより、前年度比では小幅な減少にとどまった。

有形固定資産及び無形資産の減価償却、償却及び減損損失は当期において減少した。これは主に、新しい家具プロジェクト（未来のオフィス）の完了並びにそれに関連する什器備品及び設備への投資によるものであった。これに加えて、完了したデジタル化プロジェクトは、償却額に限定的な残存影響しか及ぼしていない。

監査法人に対する費用0.9百万ユーロ（2024年度：0.9百万ユーロ）は、連結財務書類及び個別財務書類の監査費用、オーストリア輸出入銀行のEFS発行業務に関連する監査関連業務費用、及び監査法人のネットワークによるその他業務の費用から構成されている。

注記13 その他営業収支

「その他営業収支」は主に、OeKBが外注業務（例えば、財務、ITサービス、人事及び文化、ESGデータハブ並びにその他サービス）の提供により受取るサービス手数料並びにインプットVAT控除による収入に関連した。

その他営業費用は、主にオーストリア共和国の財政当局に支払う銀行安定税に関連した。

以下の表は、その他営業収支のうち、IFRS第15号に基づく顧客との契約に起因する部分を示している。これらはOeKBグループの報告セグメントに配分され、収益の実現時期別に分類されている。

IFRS第15号に基づくその他収支 - 2025年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	2025年
担当スタッフ	-	-	-	193	193
請求済み業務	36	595	51	1,618	2,300
<b>その他収入</b>	<b>36</b>	<b>595</b>	<b>51</b>	<b>1,811</b>	<b>2,493</b>
うち、特定の時点で提供される業務	-	152	-	-	152
うち、一定期間にわたり提供される業務	36	443	51	1,811	2,341

IFRS第15号に基づくその他収支 - 2024年度

(単位：1,000ユーロ)	輸出業務	資本市場業務	観光業務	その他業務	2024年
担当スタッフ	-	-	-	245	245
請求済み業務	279	606	125	1,900	2,909
<b>その他収入</b>	<b>279</b>	<b>606</b>	<b>125</b>	<b>2,145</b>	<b>3,155</b>
うち、特定の時点で提供される業務	-	179	-	-	179
うち、一定期間にわたり提供される業務	279	427	125	2,145	2,975

IFRS第15号で認められているとおり、2025年12月31日現在、予想残存期間が1年以下の残りのサービス債務については開示していない。

注記14 所得税

所得税は、IAS第12号に従い認識及び算定される。所得税の権利及び義務は、現地の適用税率（2024会計年度以降は23%）を用いて集められる。繰延税金は、負債コンセプトを使用して算定される。この方法の下では、IFRS貸借対照表上の資産及び負債の帳簿価格は、それぞれのグループ会社の課税に関係するそれぞれの価値と比較される。これらの価値の差異は、繰延税金資産又は税金負債として認識される一時的差異をもたらす（注記25も参照のこと）。

損益計算書に認識される税金

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
当期	(25,270)	(25,803)
過年度の調整	1,804	77
<b>当期税金費用合計</b>	<b>(23,466)</b>	<b>(25,726)</b>

認識済控除可能一時的差異の増減	6,769	7,403
<b>繰延税金純額/税金収益</b>	<b>6,769</b>	<b>7,403</b>
<b>所得税</b>	<b>(16,697)</b>	<b>(18,323)</b>
その他税金	-	-
<b>合計</b>	<b>(16,697)</b>	<b>(18,323)</b>

#### その他包括利益に認識される税金

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
確定給付制度に係る保険数理利益/損失	(1,175)	(710)
その他非連結会社への投資(FVOCI)の公正価値測定による純損益	(1,195)	202
<b>合計</b>	<b>(2,370)</b>	<b>(508)</b>

#### 繰延税金の増減

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
損益計算書上の繰延税金の増減	6,769	7,403
その他包括利益計算書上の繰延税金の増減	(2,370)	(508)
<b>合計</b>	<b>4,398</b>	<b>6,895</b>

実際の課税は、それぞれのグループ会社に適用される現地の税率を使用して、年度の課税標準額に対して計算される。

標準的な現地の所得税率による課税は表の報告済みの実際の所得税額と一致する。OeKBグループは、税法の解釈及び以前の経験を含めた多数の要因の査定に基づき、すべてのオープンな課税年度(税務調査が今後入りうる年度)について納税引当金は十分であると考えている。

#### 実効税率の一致

(単位：1,000ユーロ)	2025年		2024年	
<b>税引前損益</b>	<b>89,817</b>		<b>85,819</b>	
見込所得税及びその他税金	(20,658)	23.0%	(19,738)	23.0%
連結範囲外の他社投資から受領した非課税配当	1,378	(1.5)%	773	(0.9)%
持分法適用投資に係る非課税純損益	1,241	(1.4)%	1,283	(1.5)%
損金不算入費用に係る税効果	(693)	0.8%	(362)	0.4%
過年度に係る税効果	1,804	(2.0)%	77	(0.1)%
その他税効果	231	(0.3)%	(356)	0.4%
<b>所得税及びその他税金</b>	<b>(16,697)</b>	<b>18.6%</b>	<b>(18,323)</b>	<b>21.4%</b>

OeKBグループは、2023年5月にIASBから公表されたIAS第12号の繰延税金に関する会計規則の一時的な例外を適用した。従って、第2の柱のルールに基づく所得税に関連する繰延税金は計上されておらず、関連情報は開示されていない。

ミニマム課税法は、2023年12月30日に連邦官報第187/2023号で公布され、企業グループに対するグローバル・ミニマム課税の確保に関するオーストリア共和国連邦法を制定し、連邦財政法及びオーストリア統一商法典を改正するものであり、2023年12月31日から適用される。この規定の目的は、全世界での年間売上高が750.0百万ユーロ以上の企業グループに属する企業がグローバル・ミニマム所得税を納めることを確実にすることである。この法律によると、グループの親会社(Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft、ウィーン)は、実効税率が15%未満の子会社の利益に対して追加税を支払わなければならない。この税金を徴収できる法的管轄区域はオーストリ

ア国内に限定されている。当グループは2023年に初めて年間売上高750.0百万ユーロの基準を超え、2024年もこの基準を超えたため、2025年1月1日に始まる会計年度以降に連邦法が適用される。0eKBグループの全メンバーの実効税率は15%超であるため、現時点では企業グループに対するグローバル・ミニマム税による追加的な税金費用は発生しないと予想される。当グループは、第2の柱のルールに関する法律が当グループの将来の収益力に及ぼす影響については、現在も評価中である。

#### 0eKBグループ連結貸借対照表に対する注記

#### 注記15 金融商品

#### 金融商品及び金融負債の区分

下記の表は、IFRS第9号に従った区分による、金融資産及び金融負債の内訳を示す。ECL計算の方法及び結果は注記37において説明される。

#### IFRS第9号の分類による金融商品（2025年12月31日現在）

(単位：1,000ユーロ)	注記	償却原価	FVOCI (指定)	FVTPL (義務)	FVTPL (指定)	合計
<b>資産</b>						
現金及び現金同等物	16	338,979	-	-	-	338,979
銀行貸付	17	18,354,865	-	-	3,358,278	21,713,143
顧客貸付	17	2,174,542	-	-	-	2,174,542
その他金融資産	18	1,001,127	39,714	407,887	1,210,971	2,659,699
デリバティブ金融商品	19	-	-	639,847	-	639,847
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	-	-	7,068,536	-	7,068,536
<b>合計</b>		<b>21,869,513</b>	<b>39,714</b>	<b>8,116,270</b>	<b>4,569,249</b>	<b>34,594,745</b>
<b>負債及び株主資本</b>						
銀行からの預金	22	648,295	-	-	-	648,295
顧客からの預金	22	1,273,783	-	-	-	1,273,783
発行済み債務証券	23	7,416,984	-	-	20,797,688	28,214,672
デリバティブ金融商品	19	-	-	1,670,952	-	1,670,952
<b>合計</b>		<b>9,339,062</b>	<b>-</b>	<b>1,670,952</b>	<b>20,797,688</b>	<b>31,807,702</b>

#### IFRS第9号の分類による金融商品（2024年12月31日現在）

(単位：1,000ユーロ)	注記	償却原価	FVOCI (指定)	FVTPL (義務)	FVTPL (指定)	合計
<b>資産</b>						
現金及び現金同等物	16	939,737	-	-	-	939,737
銀行貸付	17	18,109,154	-	-	2,692,275	20,801,429
顧客貸付	17	2,243,855	-	-	-	2,243,855
その他金融資産	18	895,299	35,904	419,942	1,328,344	2,679,490
デリバティブ金融商品	19	-	-	890,020	-	890,020
AFFG第1(2b)条に基づく保証	19	-	-	6,912,883	-	6,912,883
<b>合計</b>		<b>22,188,045</b>	<b>35,904</b>	<b>8,222,845</b>	<b>4,020,620</b>	<b>34,467,415</b>
<b>負債及び株主資本</b>						
銀行からの預金	22	957,783	-	-	-	957,783
顧客からの預金	22	1,083,502	-	-	-	1,083,502
発行済み債務証券	23	6,385,472	-	-	22,459,432	28,844,905
デリバティブ金融商品	19	-	-	972,025	-	972,025
<b>合計</b>		<b>8,426,757</b>	<b>-</b>	<b>972,025</b>	<b>22,459,432</b>	<b>31,858,215</b>

注記16 現金及び現金同等物

認識及び測定の方法は注記2に記載する。

(単位：1,000ユーロ)	2025年12月31日	2024年12月31日
中央銀行への預け金残高	338,977	939,736
現金	1	1
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>338,979</b>	<b>939,737</b>

最低準備金は2025年12月31日現在、69.7百万ユーロ（2024年12月31日現在：68.3百万ユーロ）に達し、中央銀行への預け金残高に含まれていた。

現金及び現金同等物は、0eKBグループの最低準備金及び流動性を確保するためのものである。

注記17 銀行貸付及び顧客貸付

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に従う分類は注記15に述べる。格付区分による内訳は、注記37に表示する。

銀行貸付

(単位：1,000ユーロ)	要求払		その他満期		合計	
	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
国内銀行	21,808	15,727	18,138,156	18,689,219	18,159,964	18,704,947
外国銀行	1,131,844	292,419	2,421,335	1,804,064	3,553,179	2,096,483
<b>銀行貸付合計</b>	<b>1,153,652</b>	<b>308,147</b>	<b>20,559,491</b>	<b>20,493,283</b>	<b>21,713,143</b>	<b>20,801,429</b>

銀行貸付の項目は正味簿価20.3十億ユーロ（2024年度：20.2十億ユーロ）の輸出金融スキームの貸付に関連する。

顧客貸付

(単位：1,000ユーロ)	国内顧客		海外顧客		合計	
	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
国又は政府関連機関	3,694	5,881	38,703	44,278	42,397	50,159
その他	1,177,348	1,215,022	954,797	978,675	2,132,145	2,193,696
<b>顧客貸付合計</b>	<b>1,181,042</b>	<b>1,220,902</b>	<b>993,500</b>	<b>1,022,953</b>	<b>2,174,542</b>	<b>2,243,855</b>

注記18 その他金融資産

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

その他金融資産

(単位：1,000ユーロ)	2025年12月31日	2024年12月31日
短期国債	1,460,431	1,490,232
公的部門発行者による固定金利債券 債券	-	-
<b>債券及びその他固定金利債券</b>	<b>2,212,098</b>	<b>2,223,643</b>
投資証券	407,887	419,942
<b>株式及びその他変動利付債券</b>	<b>407,887</b>	<b>419,942</b>
非連結子会社への投資	566	4,788
その他非連結会社への投資	39,148	31,117

その他非連結会社への投資	39,714	35,904
その他金融資産	2,659,699	2,679,490

債券及びその他固定金利債券のうち、2,082.8百万ユーロ（2024年度：2,124百万ユーロ）が上場されており、315.9百万ユーロ（2024年度：2025年度満期は502.0百万ユーロ）が翌年度満期を迎える。

その他金融資産（投資証券）には、金額6.8百万ユーロ（2024年度：5.8百万ユーロ）のプライベート・エクイティ・ファンドのユニットを含んでいた。公正価値は観察できないパラメーターに特に依拠するため、これらのパラメーターの変動は異なる評価結果をもたらす可能性がある。報告日現在の実際の市場環境を反映するパラメーターが認識のために使用された。適用されたEBITDA及びP/E乗数の変動は、主に影響の可能性を決定するために評価された。これらの市場乗数の増（減）は、公正価値の（増）減の原因となる可能性がある。これらのプライベート・エクイティ・ファンドはオーストリア共和国により保証されており、すなわち価値の損失可能性はカバーされる。また、利益は遅滞なく配分され、損失はヘッジされているため、これらの資産については、重要性が乏しく、感応度を示さない。

その他非連結会社への投資には、ウィーン証券取引所（Wiener Börse AG、WBAG）への投資35.4百万ユーロ（2024年度：27.8百万ユーロ）を含む。ウィーン証券取引所はプラハのBurza cenných papír Praha, a.s.（プラハ証券取引所）の株式の99.64%を所有する。ウィーン証券取引所の認識価値は、配当割引モデルを用いて2025年12月31日に行われた評価に基づく。評価の最も重要な仮定は以下である。

	2025年		2024年	
	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所
フリーキャッシュフロー	4年	4年	4年	4年
株主資本コスト	7.61%	7.81%	7.95%	8.35%

感応度分析

(単位：1,000ユーロ)	2025年		2024年	
	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所	ウィーン証券取引所	プラハ証券取引所
株主資本コストの増減				
株主資本コストの増加	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
株主資本コストの減少	(1.00)%	(1.00)%	(1.00)%	(1.00)%
増加する株主資本コストの変動				
WBAGの総額（公正価値）の変動		(63,801)		(47,239)
WBAGにおける0eKBグループの公正価値の影響		(4,214)		(3,120)
減少する株主資本コストの変動				
WBAGの総額（公正価値）の変動		84,489		61,599
WBAGにおける0eKBグループの公正価値の影響		5,580		4,068

子会社以外への投資の個別持分についての詳細は、注記38に説明する。

BWG第64条(1) No10及びNo11に基づく追加の必須開示事項

債券及びその他固定金利債券の項目には、0eKBグループの固定金利債券ポートフォリオが含まれ、固定資産に分類される。

株式及びその他変動利付債券の項目には、変動金利の証券が含まれており、そのうち379.6百万ユーロ（2024年度：370.9百万ユーロ）が固定資産に分類されている。

債券及びその他の固定金利債券のうち、2,802.8百万ユーロが公募取引が認められ、上場されている（2024年度：2,123.6百万ユーロ）。株式及びその他の変動利付債券並びにその他子会社への投資は、前年と同様に取引所に上場されていない。

注記19 ヘッジ商品

認識及び測定の方法は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

デリバティブ金融商品

(単位：1,000ユーロ)	2025年			2024年		
	額面価額	公正価値 ポジティブ	公正価値 ネガティブ	額面価額	公正価値 ポジティブ	公正価値 ネガティブ
<b>金利デリバティブ</b>						
金利スワップ	36,595,881	390,020	112,543	23,632,135	311,316	354,739
<b>通貨デリバティブ</b>						
通貨スワップ	22,757,961	249,827	1,558,409	25,064,649	578,703	617,287
<b>合計</b>	<b>59,353,842</b>	<b>639,847</b>	<b>1,670,952</b>	<b>48,696,784</b>	<b>890,020</b>	<b>972,025</b>

金利スワップ残高の増加は、EFSにおける純利息収入の安定化戦略に起因するものである。通貨スワップの公正価値の変動の主因は、米ドル安にある。

## グローバル・ネットिंगの取決めにに関する情報

国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のグローバル・ネットिंग取決め（フレームワーク契約）に従い、デリバティブ金融商品は合意される。かかる合意に基づき支払うべき金額は一般的に個別取引ベースで決済され支払いが行われる。特定の場合、例えば信用事由が生じた場合、契約に基づくすべての未決済の取引は解除され、解除価格が決定され、すべての取引を決済するために1つのネット金額が支払われる。

さらに、このネット金額は、ISDA契約に従い毎日計算され、担保として所定のビジネスパートナーに提供され、またはビジネスパートナーから受領する。したがって、デフォルトリスクは1日から2日間の実績に限定される（前日の価値計算及び差額の以前の担保への振替）。

ISDA契約は貸借対照表におけるネットिंग基準を満たさない。これは、ネットिंगの権利は信用事由のような一定の将来の事由の場合のみ強制できるため、対象金額のネットिंगについて法律上の請求権がないという事実を理由とする。

以下の表は、報告される契約の対象デリバティブ金融商品の正味帳簿価格を示す。

## グローバル・ネットिंग契約

(単位： 1,000 ユーロ)	2025年			2024年		
	貸借対照表に おけるデリバ ティブ 金融商品	相殺されない デリバティブ 金融商品のグ ロス及びネッ トの金額	ネットの 金額	貸借対照表 におけるデ リバティブ 金融商品	相殺されない デリバティブ 金融商品のグ ロス及びネッ トの金額	ネットの 金額
<b>プラスの公正価値を持つデリバティブ金融商品</b>						
金利デリバティブ-金利スワップ	390,020	(180,941)	209,079	311,316	(272,403)	38,913
通貨デリバティブ-通貨スワップ	249,827	(239,955)	9,872	578,703	(321,996)	256,707
<b>合計</b>	<b>639,847</b>	<b>(420,896)</b>	<b>218,951</b>	<b>890,020</b>	<b>(594,399)</b>	<b>295,620</b>
<b>マイナスの公正価値を持つデリバティブ金融商品</b>						
金利デリバティブ-金利スワップ	112,543	(80,992)	31,551	354,739	(242,028)	112,710
通貨デリバティブ-通貨スワップ	1,558,409	(339,903)	1,218,505	617,287	(352,371)	264,915
<b>合計</b>	<b>1,670,952</b>	<b>(420,896)</b>	<b>1,250,056</b>	<b>972,025</b>	<b>(594,399)</b>	<b>377,626</b>

## AFFG第1(2b)条に基づく保証

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
期首の公正価値	6,912,883	7,117,500
当期純利益	155,653	(204,617)
<b>期末の公正価値</b>	<b>7,068,536</b>	<b>6,912,883</b>

外国為替差異の変動は、主としてユーロのスイス・フランとの為替レート（報告日付の参考為替レートの表示については、注記2を参照のこと）によるものであった。

注記20 持分法投資の純損益の構成

**持分法投資**

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	63,163	64,045
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	8,406	8,500
<b>持分法投資</b>	<b>71,569</b>	<b>72,544</b>

**持分法投資の純損益**

損益計算書

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	3,989	3,539
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	1,406	2,011
<b>持分法投資の損益の割合、税引後</b>	<b>5,394</b>	<b>5,550</b>

その他包括利益

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	231	12
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	-	-
<b>持分法適用投資 - その他包括利益/(損失)の割合</b>	<b>231</b>	<b>12</b>

包括利益/(損失)合計

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	4,219	3,551
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	1,406	2,011
<b>当期純利益</b>	<b>5,625</b>	<b>5,562</b>

持分法適用投資について偶発債務はなかった。

**OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン、オーストリア**

その他業務セグメント	2025年	2024年
株式保有	51%	51%
議決権の割合	51%	51%

OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、非上場持株会社である。同社は、アクレディア・フェアジハルングAGの単独所有者である。アクレディアは、オーストリアの企業に全種類の信用保険を提供する。

OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAGは、ハンブルグのEuler Hermesアクティエンゲゼルシャフトとの合弁会社として運営され、持分法に従い連結財務書類に含まれている。OeKB AGは、議決権又はその他の権利を通じて関係会社からの利益に影響を及ぼすことができる決定権限を持たない。

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
---------------	-------	-------

経過保険料	25,773	26,315
保険数理的業績	7,942	6,912
税引前当期利益	10,228	9,088
うち、減価償却及び償却	(24)	(35)
うち、利息収入	1,682	1,369
うち、利息支払	-	-
当期純利益	7,821	6,939
その他包括利益	453	24
<b>当期包括利益/(損失)合計</b>	<b>8,273</b>	<b>6,963</b>
流動資産	29,727	34,814
うち、現金及び現金同等物	23,069	27,967
非流動資産	127,937	127,344
流動負債	12,736	16,534
非流動負債	21,079	20,047
<b>株主資本</b>	<b>123,849</b>	<b>125,576</b>
期首株主資本の比例按分割合	64,044	66,102
当期包括利益合計の比例按分割合	4,219	3,551
受取配当	(5,100)	(5,610)
<b>期末株主資本の比例按分割合</b>	<b>63,163</b>	<b>64,044</b>

CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン、オーストリア

資本市場業務セグメント	2025年	2024年
株式保有	50%	50%
議決権の割合	50%	50%

CCPAは、ウィーンのウィーン証券取引所との合併会社として運営され、持分法に従い連結財務書類に認識されている。

CCPAは、上場会社ではない。同社はウィーン証券取引所及びEXAA電子取引所の清算代理機関として行為する。中央清算機関として、ウィーン証券取引所及びEXAA電子取引所で行われるすべての取引に関与している。CCPAは、2014年、規則(EU)第648/2012(欧州市場インフラ規則、以下「EMIR」という。)の第14(1)条に従い免許を与えられた。

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
収入	5,894	5,401
営業利益	1,153	692
税引前利益	3,731	5,231
うち、減価償却及び償却	(0)	-
うち、利息収入	2,579	4,539
うち、利息支払	(0)	0
当期純利益/損失	2,812	4,022
その他包括利益	-	-
<b>当期包括利益/(損失)合計</b>	<b>2,812</b>	<b>4,022</b>
流動資産	177,405	189,141
うち、現金及び現金同等物	169,206	167,305
非流動資産	-	-
流動負債	160,593	172,141
非流動負債	-	-
<b>株主資本</b>	<b>16,812</b>	<b>17,000</b>
期首株主資本の比例按分割合	8,500	7,489

当期包括利益合計の比例按分割合	1,406	2,011
受取配当	(1,500)	(1,000)
<b>期末株主資本の比例按分割合</b>	<b>8,406</b>	<b>8,500</b>

[次へ](#)

注記21 固定資産及び無形資産

2025年度非流動資産 - 原価

(単位：1,000ユーロ)	2024年 12月31日	追加	譲渡	処分	2025年 12月31日
土地・建物	82,977	-	1,327	(8,422)	75,882
建物使用权	7,876	-	-	(1,170)	6,705
建物の前払い	-	1,406	(1,327)	-	79
備品、付属品、機器	21,116	2,255	(55)	(3,463)	19,853
<b>固定資産</b>	<b>111,969</b>	<b>3,661</b>	<b>(55)</b>	<b>(13,056)</b>	<b>102,519</b>
ソフトウェア	17,680	748	1,077	(2,580)	16,924
ソフトウェアの前払い	797	229	(1,022)	-	4
<b>無形資産</b>	<b>18,477</b>	<b>977</b>	<b>55</b>	<b>(2,580)</b>	<b>16,928</b>
<b>合計</b>	<b>130,445</b>	<b>4,638</b>	<b>(0)</b>	<b>(15,636)</b>	<b>119,447</b>

2025年度非流動資産 - 減価償却、償却及び正味帳簿価格

(単位：1,000ユーロ)	減価償却及び償却の累計額			正味帳簿価格		
	2024年 12月31日	追加	処分	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日
土地・建物	71,885	210	(2,015)	70,080	11,092	5,802
建物使用权	5,342	543	-	5,885	2,534	821
建物の前払い	-	-	-	-	-	79
備品、付属品、機器	14,024	2,503	(3,451)	13,076	7,092	6,777
<b>固定資産</b>	<b>91,251</b>	<b>3,256</b>	<b>(5,466)</b>	<b>89,041</b>	<b>20,718</b>	<b>13,478</b>
ソフトウェア	14,662	1,954	(2,422)	14,194	3,018	2,730
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	797	4
<b>無形資産</b>	<b>14,662</b>	<b>1,954</b>	<b>(2,422)</b>	<b>14,194</b>	<b>3,815</b>	<b>2,734</b>
<b>合計</b>	<b>105,913</b>	<b>5,210</b>	<b>(7,888)</b>	<b>103,234</b>	<b>24,532</b>	<b>16,212</b>

2024年度非流動資産 - 原価

(単位：1,000ユーロ)	2023年 12月31日	追加	譲渡	処分	2024年 12月31日
土地・建物	82,977	-	-	-	82,977
建物使用权	7,055	821	-	-	7,876
備品、付属品、機器	18,675	3,561	-	(1,121)	21,116
<b>固定資産</b>	<b>108,707</b>	<b>4,382</b>	<b>-</b>	<b>(1,121)</b>	<b>111,969</b>
ソフトウェア	16,422	1,182	392	(316)	17,680*
ソフトウェアの前払い	1,002	187	(392)	-	797*
顧客関係	517	-	-	(517)	-
<b>無形資産</b>	<b>17,941</b>	<b>1,369</b>	<b>-</b>	<b>(833)</b>	<b>18,477</b>
<b>合計</b>	<b>126,648</b>	<b>5,751</b>	<b>-</b>	<b>(1,954)</b>	<b>130,445</b>

\* 前年度数値の調整による修正（無形資産合計への影響なし）。

2024年度非流動資産 - 減価償却、償却及び正味帳簿価格

	減価償却及び償却の累計額	正味帳簿価格
--	--------------	--------

(単位：1,000ユーロ)	2023年			2024年		
	12月31日	追加	処分	12月31日	2023年 12月31日	2024年 12月31日
土地・建物	71,719	166	-	71,885	11,258	11,092
建物使用権	4,330	1,011	-	5,342	3,007	2,534
備品、付属品、機器	12,605	2,510	(1,091)	14,024	5,787	7,092
<b>固定資産</b>	<b>88,654</b>	<b>3,687</b>	<b>(1,091)</b>	<b>91,251</b>	<b>20,053</b>	<b>20,718</b>
ソフトウェア	12,774	2,172	(285)	14,662	3,648	3,018
ソフトウェアの前払い	-	-	-	-	1,002	797
顧客関係	431	86	(517)	-	86	-
<b>無形資産</b>	<b>13,205</b>	<b>2,258</b>	<b>(801)</b>	<b>14,662</b>	<b>4,736</b>	<b>3,815</b>
<b>合計</b>	<b>101,859</b>	<b>5,945</b>	<b>(1,892)</b>	<b>105,913</b>	<b>24,789</b>	<b>24,532</b>

土地自体の価値は4.4百万ユーロ（2024年度：6.4百万ユーロ）であった。OeHTは、2025年度にAm Parkring不動産を売却した。金額1.5百万ユーロの売却益は、損益計算書で認識されている。

金額0.8百万ユーロのリース負債（2024年度：2.5百万ユーロ、「その他負債」に認識）は、上記のIFRS第16号に従い、使用権に関連する。これらの認識されたリース債務のうち、214.9千ユーロは2026年度に期限が到来し、残り後は続年度に期限が到来する。処分には使用権の再評価として1,170.4千ユーロ（2024年度：824.5千ユーロの追加）を含む。前年度と同様、当年度中に短期リース債務費用はなかった。

当年度又は前年度において、資産計上された利息の追加はなかった。当年度又は前年度において、減価償却又は消却累計の評価損又は譲渡は無かった。

#### 注記22 銀行からの預金及び顧客からの預金

認識及び測定の原則は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

##### 銀行からの預金

(単位：1,000ユーロ)	要求払		その他満期		合計	
	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
国内銀行	151,339	131,482	247,669	358,259	399,008	489,741
外国銀行	80,117	277,160	169,170	190,882	249,286	468,043
<b>合計</b>	<b>231,456</b>	<b>408,642</b>	<b>416,839</b>	<b>549,141</b>	<b>648,295</b>	<b>957,783</b>

銀行からの預金の減少は、主に、担保の変更によるものである。

##### 顧客からの預金

(単位：1,000ユーロ)	国内顧客		外国顧客		合計	
	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
国又は政府関連機関	721,399	539,963	12	13	721,411	539,976
その他	401,209	453,986	151,163	89,540	552,372	543,526
<b>合計</b>	<b>1,122,609</b>	<b>993,948</b>	<b>151,174</b>	<b>89,553</b>	<b>1,273,783</b>	<b>1,083,502</b>

#### 注記23 発行済み債務証券

認識及び測定の原則は注記2に記載する。IFRS第9号に基づく分類は注記15に述べる。

##### 発行済み債務証券

正味帳簿価額

うち、上場されているもの

(単位：1,000ユーロ)	2025年12月31日	2024年12月31日	2025年12月31日	2024年12月31日
発行債券	19,185,043	21,140,073	19,185,043	21,140,073
その他の発行済み債務証券	9,029,629	7,704,832	-	-
<b>合計</b>	<b>28,214,672</b>	<b>28,844,905</b>	<b>19,185,043</b>	<b>21,140,073</b>

公正価値オプションで測定される発行済み債務証券の満期時の償還額は、20,485.0百万ユーロ（2024年度：22,534.6百万ユーロ）であった。これは86.7百万ユーロ（2024年：マイナス284.7百万ユーロ）の公正価値の差額に相当する。

発行済み債務証券のうち、12,016.4百万ユーロが翌年度に満期を迎える予定である（2024年度：2025年度満期は、12,678.9百万ユーロ）。

その他の発行済み債務証券には2.0百万ユーロ（2024年度：2.0百万ユーロ）の劣後債務を含んでいたが、このために0.1百万ユーロの支払利息（2024年度：0.1百万ユーロ）が支払われた。

#### 注記24 引当金

##### 引当金の推移

(単位：1,000ユーロ)	2024年12月31日	使用	取崩し	追加	2025年12月31日
長期従業員給付引当金	116,786	(8,131)	(636)	-	108,019
その他引当金	6,113	(4,039)	(243)	3,536	5,367
<b>2025年度引当金合計</b>	<b>122,899</b>	<b>(12,170)</b>	<b>(878)</b>	<b>3,536</b>	<b>113,387</b>
2024年度引当金合計	129,647	(12,160)	(312)	5,724	122,899

##### 長期従業員給付引当金の推移

(単位：1,000ユーロ)	年金	退職報酬	2025年合計	2024年合計
確定給付債務（DBO）の現在価値 = 1月1日現在の従業員給付引当金	93,904	22,881	116,786	122,532
勤務費用	127	538	666	644
利息費用	3,078	728	3,806	3,844
支払	(6,129)	(2,001)	(8,131)	(7,146)
保険数理利益/損失	(4,347)	(760)	(5,107)	(3,089)
うち、変数の変動に起因する保険数理利益/損失	(4,205)	(752)	(4,956)	(5,704)
うち、経験調整に起因する保険数理利益/損失	(143)	(8)	(151)	2,615
<b>12月31日現在従業員給付引当金（DBO）</b>	<b>86,633</b>	<b>21,387</b>	<b>108,019</b>	<b>116,786</b>

保険数理的結果は、3.39%から3.87%への割引率の変更（2024年度：3.24%から3.39%）から生じた。将来の賃金の長期傾向の3.20%（2024年度：3.20%）、及び将来の年金の傾向の2.90%（2024年度：2.90%）には変更がなかった。2024年度の結果は、主として割引率の変更に帰することができた。

##### 確定給付債務に関する過去の情報

(単位：1,000ユーロ)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
年金引当金	123,279	109,211	89,667	99,374	93,904
退職給付引当金	29,623	26,552	22,590	23,159	22,881
<b>長期従業員給付引当金</b>	<b>152,902</b>	<b>135,763</b>	<b>112,257</b>	<b>122,532</b>	<b>116,786</b>

従業員の大部分の年金債務は確定拠出制度に基づく年金基金に譲渡された。本制度の関係で、2025年に1.5百万ユーロ（2024年度：1.3百万ユーロ）の拠出が年金基金に支払われた。

人件費はまた、退職給付基金への0.6百万ユーロ（2024年度：0.6百万ユーロ）の拠出を含んでいた。

以下の表は、主要な保険数理仮定に対する債務の感応度を表示する。これは、1つの仮定がある時点で変化した場合の、2025年12月31日現在認識済みの引当金のそれぞれの絶対変化額を示した。いずれの場合もその他の仮定は変更されない。

**感応度分析 費用(-)/収益(+ )の増減**

(単位：1,000ユーロ)	年金	退職給付	2025年度合計	2024年度合計
割引率が0.50%上昇	4,032	737	4,769	5,486
割引率が0.50%下降	(4,388)	(784)	(5,172)	(5,973)
予想給与増加率が0.50%上昇	(134)	(783)	(917)	(1,052)
予想給与増加率が0.50%下降	129	743	872	1,000
年金の傾向が0.50%増加	(4,137)	-	(4,137)	(4,760)
年金の傾向が0.50%減少	3,851	-	3,851	4,416
平均余命の10%の増加(1年間に対応)	(4,978)	-	(4,978)	(5,432)

感応度分析は独立保険数理士により、予測ユニット・クレジット法を使用して実行された。

**長期従業員給付引当金の満期構成**

(単位：1,000ユーロ)	年金		退職給付	
	2025年12月 31日現在DBO	2024年12月 31日現在DBO	2025年12月 31日現在DBO	2024年12月 31日現在DBO
1年	6,295	6,234	2,400	2,676
2年から3年	12,195	12,135	2,779	2,858
4年から5年	11,509	11,559	3,738	2,688
5年超	56,634	63,976	12,470	14,660
<b>合計</b>	<b>86,633</b>	<b>93,904</b>	<b>21,387</b>	<b>22,881</b>
デュレーション	10.1年	10.8年	7.7年	7.9年

**その他引当金**

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
従業員関連引当金	5,206	5,954
その他引当金	161	159
<b>合計</b>	<b>5,367</b>	<b>6,113</b>

**注記25 税金資産及び税金負債**

税金資産及び税金負債は、それぞれ、当グループ会社に関する有効な税率(2024年度以降：23.0%)を考慮した、IFRSの帳簿価格と対応する課税標準額との間の一時的差異から生ずる繰延税金資産及び債務を含む(注記14も参照のこと)。

繰延税金資産の認識額は、将来十分な課税収入が生み出されるであろうという仮定に基づいている。OeKBグループは、報告日付現在、(未使用の)損失繰越金を持たなかった。

## 繰延税金

(単位：1,000ユーロ)	繰延税金資産		繰延税金負債	
	2025年12月31日	2024年12月31日	2025年12月31日	2024年12月31日
銀行貸付	9,866	8,693	-	-
顧客貸付	484	-	-	57
その他金融商品	-	-	3,700	2,898
デリバティブ金融商品	384,319	223,566	147,165	204,705
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	-	1,625,763	1,589,963
固定資産	-	-	-	1,332
その他資産	256	349	189	-
銀行からの預金	61	330	-	-
発行済み債務証券	1,226,244	1,426,945	-	-
引当金	11,681	12,846	-	-
その他債務	-	-	465	481
EFS金利安定化引当金	202,203	180,140	-	-
<b>合計</b>	<b>1,835,114</b>	<b>1,852,868</b>	<b>1,777,282</b>	<b>1,799,435</b>
<b>税金決済</b>	<b>(1,777,282)</b>	<b>(1,799,435)</b>		
<b>税金(債務)純額</b>	<b>57,832</b>	<b>53,434</b>		
	2025年	2024年		
<b>増減</b>	<b>4,398</b>	<b>6,895</b>		
うち、損益計算書	6,769	7,403		
うち、EFS金利安定化引当金への振替え	-	-		
うち、その他包括利益純額	(2,370)	(508)		

## 未認識の支払繰延税金

前年度同様、2025年12月31日現在、子会社及び合併会社の株式に関する一時的差異について支払うべき繰延税金は無かった。

## 注記26 その他債務

58.7百万ユーロ(2024年度:45.8百万ユーロ)のその他債務の項目は、34.7百万ユーロ(2024年度:27.0百万ユーロ)のその他の債務並びに24.0百万ユーロ(2024年度:18.8百万ユーロ)の発生及び繰延収益から構成されていた。

その他の債務の項目は、主に、11.8百万ユーロ(2024年度:11.9百万ユーロ)のオープンの相殺項目、3.0百万ユーロ(2024年度:3.1百万ユーロ)のスタッフ関連費用に対する債務、13.5百万ユーロ(2024年度:4.8百万ユーロ)のオーストリアの輸出業者及び開発援助資金調達によりオーストリア共和国に支払われる保証料に係る決済口座から成っていた。

発生及び繰延収益は、主に輸出及び観光保証業務にかかる未受領の手数料22.1百万ユーロ(2024年度:16.3百万ユーロ)で構成されていた。また、発生及び繰延収益には、まだ支払われていない融資に関連する1.8百万ユーロ(2024年度:2.4百万ユーロ)の一般手数料及び貸出コミットメントからの手数料が含まれていた。これらは、元となるローンが払い出された時点で実効金利に考慮され、その後、この金利で継続的に比例して受領する。

## 注記27 EFS金利安定化引当金

EFS金利安定化引当金は、輸出金融スキームのために設定されている。この引当金は、EFSの剰余金の利用についての現実の債務を基準とする。この債務はEFSの金利を固定させる規則から(0eKBの固定マージンを特定する。)、及びスキームの剰余金利用についての連邦大蔵省による指示から生じる(注記1も参照のこと)。

EFS金利安定化引当金への加算及び使用は、EFSの純利息収入からスキームの運用の0eKBの固定マージン及びスキームのリファイナンスに直接関連するコストを控除した結果である。デリバティブ金融商品、AFFG第1(2b)条に基づく保証、並びにEFSの貸付及びEFSからの預金の測定の正味の効果も、この項目に含まれる。関連する決定に従い、引当金は輸出金融ローンの条件を安定させるために利用される。

### EFS金利安定化引当金の増減

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
<b>期首現在</b>	<b>1,650,594</b>	<b>1,499,465</b>
純利息収入からの取崩し/割当て	94,905	111,653
信用リスク引当金純額からの取崩し/割当て	22	29
損益を通じて公正価値で測定した金融商品に係る純損益からの取崩し/割当て	74,388	39,447
その他純営業収入からの取崩し/割当て	(6,384)	-
繰延税金からの取崩し/割当て	(294)	-
<b>EFS金利安定化引当金の増減</b>	<b>162,638</b>	<b>151,129</b>
<b>期末現在</b>	<b>1,813,232</b>	<b>1,650,594</b>

### 注記28 資本管理

#### 株式の開示

1億3,000万ユーロ（2024年度：1億3,000万ユーロ）の発行済み株式資本は、880,000株の無額面株式から成る。これらの譲渡制限付き記名式普通株式は、各個人株主の名義で登録される包括券として証される。各株式は株式資本の等しい割合を表す。全額払込み済みではない発行済み株式はない。各株式は147.73ユーロの株式資本のおおよその割合を表章する。

資本準備金は、330万ユーロと変わらず、UGB第229(4)条により制限を受ける。

親会社株主に帰属する留保利益は、11.9百万ユーロ増加して805.3百万ユーロ（2024年度：793.4百万ユーロ）であった。留保利益は、UGB第229(4)条に基づく法定準備金としての金額10.6百万ユーロ（2024年度：10.6百万ユーロ）を含んでいた。

IAS第19号の準備金は確定給付制度の保険数理益の結果であり、マイナス24.1百万ユーロからマイナス20.0百万ユーロへと対前年比で4.2百万ユーロの変動となった。FVOCI準備金はその他非連結会社への投資の公正価値測定によるもので、24.1百万ユーロ（2024年度：20.1百万ユーロ）であった。

親会社の株主に帰属する資本は、従って942.8百万ユーロ（2024年度：922.8百万ユーロ）となった。

執行取締役会は、2025年度の利益から留保した1株当たり73.00ユーロ（880,000株）を上限とする親会社からの配当金の支払いを提案する予定である。これは最大64.2百万ユーロの支払いに相当する。この決議は2026年5月20日の年次株主総会で採決される予定である。採決及び具体的な決議は、資本の必要性及び継続する戦略的検討によって決定される。残りの利益は繰り越される。

定時株主総会は2025年5月23日、2024会計年度の配当を1株当たり68.00ユーロとし、残りの利益を繰り越すことを決議した。

BWG第64(1)19条に基づく親会社株主に帰属する総資産利益率は2025年度に0.2%（2024年度：0.2%）であった。

#### 資本管理

BWG第3(1)7条に従い、輸出保証法（連邦官報第215/1981）及び輸出金融保証法（連邦官報第196/1967）に基づき0eKB及び0eEBが行う取引は、規則（EU）第575/2013又はBWG第69(3)条、第39(3)及び(4)条、第70(4a)1、8、9及び11条並びに第70b条から第70d条に関連する第22条から24d条、第39(2d)条の適用を受けず、BWG第5(4)条による制限にこれらの取引を含めることはない。BWG第69(2)条に従った監督法の監視の面では、規則（EU）第575/2013の要件は適用されない。BWG第3(1)11条に基づき、BWG及び規則（EU）第575/2013の規定は0eHTの事業活動に適用されない（しかし、BWG第5[1]11条から第4a条、第6条から第14条、第38条から第39b条（第69[3]条に関連する第39[2d]条を

除く。) 、第41条から第42条、第65条、第69条から第70a条、第71条から第73a条及び第98条から第99e条は適用される。但し、BWG第69[2]条に従う監督監視は規則(EU)第575/2013の要件を考慮しない。 )。

BWG第30条に基づく銀行グループは、オーストリア輸出銀行、OeKB CSD GmH、オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG及びオーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.Hで構成される。OeKBグループの戦略は、長期的に安定した資本基盤を維持することを目指す。自己資本管理には重要な変更はなかった。当グループは本報告期間を通じて、国の監督機関による自己資本要件を満たしている。

信用リスクに関する最低自己資本要件は、規則(EU)第575/2013の規定に従い決定され、オペレーショナル・リスクは、CRR第312条に基づく標準的手法に従って決定された。資本要件は、信用リスクの調整及びオペレーショナル・リスクの測定方法の変更により大幅に減少した。銀行グループは常にトレーディング勘定を維持しなかった。当グループのレベルにおいて、リスクは経済的な資本概念に沿って合算された。リスク負担能力の分析を通じて、必要な経済資本は利用可能な経済資本と比較され、この両方の基準が監視された。

OeKBは、BWG第30条の目的で、OeKB銀行グループの親金融機関である。規則(EU)第575/2013に従い決定されるOeKBグループの規制資本は、以下の構成及び推移を示す。

(単位:1,000ユーロ)	2025年	2024年
リスク加重資産(信用リスク標準アプローチ)	260,003	398,146
<b>リスク・エクスポージャー合計(=自己資本要件合計/8%)</b>	<b>507,060</b>	<b>836,955</b>
規制上の最低自己資本要件:		
信用リスク	20,800	31,852
オペレーショナル・リスク	19,765	35,105
<b>規制上の自己資本要件合計</b>	<b>40,565</b>	<b>66,956</b>
<b>CRR第2部に基づく連結自己資本要件</b>		
払込済資本	130,000	130,000
準備金*	753,676	742,436
控除		
無形資産	(2,734)	(3,815)
<b>普通株式Tier 1 資本</b>	<b>880,942</b>	<b>868,621</b>
<b>Tier 1資本</b>	<b>880,942</b>	<b>868,621</b>
<b>CRR第2部に基づく利用可能自己資本</b>	<b>880,942</b>	<b>868,621</b>
剰余自己資本	840,377	801,665
連結自己資本比率(リスク加重資産合計に対する規制自己資本の割合)	173.7%	103.8%
連結Tier 1比率	173.7%	103.8%
カバーレシオ(資本要件に対する規制自己資本の割合)	2,171.7%	1,297.3%

\* CRR第26(2)条に基づき、最終の年次財務業績の正式な採択の後でのみ、当期の収益は普通株式Tier 1に含まれる。技術援助専用準備金は準備金から控除される。

この結果、報告日付現在の規則(EU)第575/2013の第92(1)条のa項からc項に基づく以下の比率が得られ、これは当グループの最低比率と比較される。

#### 規則(EU)第575/2013の第92条に基づく最低比率

(単位:%)	2025年		2024年	
	最低比率	実際の比率	最低比率	実際の比率
コアTier 1比率	7.157	173.735	7.138	103.784
Tier1比率	8.657	173.735	8.638	103.784
資本比率合計	10.657	173.735	10.638	103.784

#### 実際の比率の計算方法

中核Tier 1 比率	=	$\frac{\text{CRR第2章に基づく普通株式Tier 1資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}}$
Tier 1 比率	=	$\frac{\text{CRR第2章に基づくTier 1資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}}$
資本比率合計	=	$\frac{\text{CRR第2章に基づく利用可能な規制自己資本} \times 100}{\text{CRR第92条に基づく最低規制自己資本}}$

### 0eKBグループの最低比率

(単位：%)	2025年	2024年
規則（EU）第575/2013の第92(1)条a項に基づく中核Tier 1 比率	4.500	4.500
BWG第103q条ライン11に関連するBWG第22条に基づく資本保全バッファ	2.500	2.500
BWG第103q条ライン11に関連するBWG第23a条に基づく景気対策資本バッファ	0.157	0.138
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条a項に基づく中核Tier 1 比率	7.157	7.138
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条b項に基づくTier 1 比率	8.657	8.638
バッファ要件を含む、規則（EU）第575/2013の第92(1)条c項に基づく資本比率合計	10.657	10.638

求められる比率は、規則（EU）第575/2013の第92(1)条、BWGの追加資本保全要件及びFMAの資本バッファ規則に由来した。

### その他の開示及びリスク報告

#### 注記29 連結キャッシュフロー表に関する情報

連結キャッシュフロー表は、0eKBグループの現金及び現金同等物の状態及び推移を示す。報告されるキャッシュポジションは、現金及び中央銀行への預け金残高で主に構成され、貸借対照表上の現金及び現金同等物の項目に対応した。現金及び現金同等物には、主に現金担保に関連する要求払の銀行貸付は、随時現金化できないため含まれない。当グループには追加的な流動性準備金（注記37を参照）があったが、これらは現金及び現金同等物の定義に含まれなかった。この追加的な流動性バッファはEFSにおいて形成され、ストレス・シナリオの状況においてのみ使用された。報告される現金及び現金同等物は、すべてユーロ建てであった。

営業活動からのキャッシュフローには、銀行貸付・顧客貸付の増減、並びに銀行からの預金・顧客からの預金の増減が含まれた。発行済み債務証券の増減は、当該内訳にも示されている。これは、これらの金融商品がEFSに基づく貸出資産のリファイナンスに用いられており、特有のビジネスモデルにより、0eKBグループの観点では純粋に業務上の性質を有するためである。リース債務の変動も、重要な財務要素ではないため、営業活動からのキャッシュフローにおいて報告された。営業活動からの純キャッシュの中に、すべての収入及び費用の要素は非現金項目、特に減価償却及び減損、引当金及び貸倒引当金の増減、繰延税金及び未実現通貨換算損益並びにその現金の効果が投資活動又は財務活動からのキャッシュフローであるその他すべての項目について調整された。外貨換算損益は主にEFSのために発行された長期及び短期の債務証券の発行に関連して発生した。為替レートリスクは、その大半がAFFG第1(2b)条に基づく保証によりカバーされた。従って、0eKBグループはEFSから為替レートリスクを負わなかった。為替レートの変動は外貨での保有又は支払うべき現金及び現金同等物にほとんど影響を与えなかった。その他の調整合計は主に非現金外貨損益並びに発行済債務証券及びデリバティブの公正価値測定による現金効果を含み、これ

はAFFG補償の変更並びにIAS第7号に従って別個に報告される受領利息に対する控除及び支払利息に対する加算に関連する。

投資活動からのキャッシュフローは、投資ポートフォリオ中のその他金融資産、有形固定資産及び無形資産の増減を反映した。財務活動からのキャッシュフローは、親会社との株式取引の増減を反映した。

### 株主資本の変動と財務活動からのキャッシュフローの調整

(単位：1,000ユーロ)	注記	2025年 留保利益	2025年 非支配株主持分	2025年 財務活動からの 純キャッシュ
1月1日現在貸借対照表		793,439	-	-
支払配当	28	(59,840)	(1,563)	(61,403)
<b>財務活動からのキャッシュフローの増減の合計</b>		<b>(59,840)</b>	<b>(1,563)</b>	<b>(61,403)</b>
<b>当期純利益</b>		<b>71,663</b>	<b>1,457</b>	-
12月31日現在貸借対照表		805,262	-	-

(単位：1,000ユーロ)	注記	2024年 留保利益	2024年 非支配株主持分	2024年 財務活動からの 純キャッシュ
1月1日現在貸借対照表		776,134	-	-
支払配当	28	(48,400)	(1,562)	(49,963)
<b>財務活動からのキャッシュフローの増減の合計</b>		<b>(48,400)</b>	<b>(1,562)</b>	<b>(49,963)</b>
<b>当期純利益</b>		<b>65,706</b>	<b>1,791</b>	-
12月31日現在貸借対照表		793,439	-	-

### 当年度中の重要な進展

営業活動からのキャッシュフローのマイナス554.5百万ユーロ（2024年度：558.7百万ユーロ）は対前年比でマイナス1,113.2百万ユーロ変動した。この変動は、主に銀行貸付・顧客貸付の増減、銀行からの預金の増減、及び発行済み債務証券の増減によるものであった。銀行貸付・顧客貸付の購入による支払は、償還の返済を835.3百万ユーロ（2024年度：マイナス1,179.1百万ユーロ）上回った。銀行への新規債務、顧客への債務及び発行済み債務証券による手取額は、購入の支払額を336.0百万ユーロ（2024年度：マイナス851.3百万ユーロ）上回った。前年度同様、最も重要な非現金取引は、EFS金利安定化引当金の変動、デリバティブ金融商品の公正価値測定、及びAFFG第1条（2b）に基づく保証の公正価値測定であった。

投資活動からのキャッシュフローは15.2百万ユーロであり、前年度（2024年度：マイナス66.9百万ユーロ）と比較して、82.0百万ユーロの変動であった。当事業年度中、支払のインフロー（流入）は、主に新規投資減少の結果、支払のアウトフロー（流出）を上回った。

### 注記30 BWG第64(1)条に基づく満期構造の分析

満期までの残存期間は貸借対照表日から資産又は負債の契約満期日までの期間である。分割償還の場合、満期までの残存期間は各分割償還で決定される。

### 2025年12月31日現在のBWG第64(1)条に基づく満期までの残存期間

(単位：1,000ユーロ)	要求払	3ヶ月 以内	3ヶ月から 1年	1年から 5年	5年超	合計
銀行貸付	1,153,652	458,111	6,698,314	9,796,711	3,606,354	21,713,143
顧客貸付	283,365	40,638	253,224	917,679	679,637	2,174,542
その他金融資産	6,802	87,508	277,649	1,449,292	838,447	2,659,699

デリバティブ金融商品	-	74,317	21,007	460,943	83,580	639,847
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	1,252,127	383,767	5,002,981	429,661	7,068,536
<b>合計</b>	<b>1,443,819</b>	<b>1,912,702</b>	<b>7,633,961</b>	<b>17,627,607</b>	<b>5,637,678</b>	<b>34,255,767</b>
銀行からの預金	231,456	10,648	81,401	178,614	146,176	648,295
顧客からの預金	1,085,900	80,098	107,785	-	-	1,273,783
発行済み債務証券	-	9,579,909	2,635,070	15,150,854	848,839	28,214,672
デリバティブ金融商品	-	386,743	152,564	1,090,411	41,234	1,670,952
<b>合計</b>	<b>1,317,356</b>	<b>10,057,398</b>	<b>2,976,820</b>	<b>16,419,878</b>	<b>1,036,249</b>	<b>31,807,702</b>

2024年12月31日現在のBWG第64(1)条に基づく満期までの残存期間

(単位：1,000ユーロ)	要求払	3ヶ月以内	3ヶ月から1年	1年から5年	5年超	合計
銀行貸付	308,147	738,812	7,296,775	8,996,723	3,460,972	20,801,429
顧客貸付	253,007	60,529	259,186	949,934	721,200	2,243,855
その他金融資産	5,763	42,568	520,593	1,420,289	690,277	2,679,490
デリバティブ金融商品	-	69,080	36,164	612,871	171,905	890,020
AFFG第1(2b)条に基づく保証	-	761,540	1,864,150	3,606,318	680,875	6,912,883
<b>合計</b>	<b>566,916</b>	<b>1,672,530</b>	<b>9,976,867</b>	<b>15,586,135</b>	<b>5,725,229</b>	<b>33,527,677</b>
銀行からの預金	408,642	49,007	91,432	238,277	170,425	957,783
顧客からの預金	951,701	30,884	100,917	-	-	1,083,502
発行済み債務証券	-	7,764,288	4,914,619	14,714,365	1,451,633	28,844,905
デリバティブ金融商品	-	70,036	418,640	431,725	51,625	972,025
<b>合計</b>	<b>1,360,343</b>	<b>7,914,214</b>	<b>5,525,608</b>	<b>15,384,367</b>	<b>1,673,683</b>	<b>31,858,215</b>

注記31 劣後資産

OeEBの開発援助活動に関連して、貸借対照表の以下の項目に劣後資産がある：65.2百万ユーロ（2024年度：57.6百万ユーロ）の銀行貸付、26.0百万ユーロ（2024年度：23.0百万ユーロ）の顧客貸付、及びオーストリア共和国からの保証が付保されているその他の金融資産99.2百万ユーロ（2024年：63.2百万ユーロ）。

注記32 担保に付される資産

(単位：1,000ユーロ)	2025年	2024年
<b>デリバティブ金融商品の信用リスクの担保</b>		
担保差入れ	1,365,987	514,878
担保受入れ	96,241	257,679

担保に付される資産及び負債の増減は、デリバティブの相手方とのISDA契約に基づき提供及び受領した担保の増減によるものであった（注記19を参照のこと）。

注記33 偶発債務及びその他オフバランスシート・コミットメント

貸借対照表に報告されていない偶発債務281.3百万ユーロ（2024年度：682.7百万ユーロ）は、AusfFGに基づくオーストリア共和国の保証が裏付けとなっている、18.7百万ユーロ（2024年度：26.8百万ユーロ）のOeEBより発行された保証、及びオーストリア共和国からの補償が裏付けとなっているOeHTにより発行された保証262.6百万ユーロ（2024年度：656.0百万ユーロ）に関連していた。貸付用の未引出しの信用ファシリティ及びコミットメントは、2,708.3百万ユーロ（2024年度：3,108.6百万ユーロ）であった（注記37を参照のこと）。また、OeEBの業務に係る証券購入債務17.6百万ユーロ（2024年：44.7百万ユーロ）もある。これらの購入債務はAusfFGに基づくオーストリア共和国の保証により担保が付されている。

注記34 その他オフバランスシート・コミットメント

ESAEG（預金保証制度及び投資家補償法）第2(3)条に従い、OeKBグループの完全連結会社は、ウィーンに本拠地を置くインラーゲンジヒャルング・オーストリアGes.m.b.H.が運用する預金保険制度に基づき、預金の比例的割合を保証することを求められている。OeKB、OeEB、OeKB CSD及びOeHTはこの機関のメンバーである。

注記35 信託資産及び負債

輸出金融セグメントからのオフバランスシートの信託取引は、160.8百万ユーロ（2024年度：161.2百万ユーロ）に達した。オーストリア共和国のための信託取引は、アドバイザー・プログラム及びOeEBとBMF間の契約に従う「連邦基金により資金供与される持株会社」に基づき締結された開発銀行の業務、並びに連邦政府の信託会計に主に関連する。

観光金融からのオフバランスシートの信託取引は、415.7百万ユーロ（2024年度：453.0百万ユーロ）であった。ERP基金の下での信託取引は、その大部分が、aws erp ツーリズム・プログラム(法的根拠: ERP基金法、aws erpプログラムの一般規定、規則[EU]第651/2014第14条及び第17条、並びに規則[EU]第1407/2013)に基づいて開始されたOeHTの事業活動に関連している。

注記36 UGB/BWGに基づく資産・負債に関するその他開示

BWG第43条及び第64条に基づく補足開示

(単位：1,000ユーロ)	2025年12月31日		2024年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
外貨建て	2,069,220	21,728,468	2,083,424	23,316,829
オーストリア国外で発行又は組成	5,747,334	28,430,907	4,336,285	29,369,900

UGB第225(3)条及び第(6)条に基づく開示

その他資産のうち、12.5百万ユーロ（2024年度：8.0百万ユーロ）は報告日後に満期が到来し、その他負債のうち、33.8百万ユーロ（2024年度：24.5百万ユーロ）は報告日後に満期が到来する。

注記37 金融リスク管理及び貸倒引当金

**OeKBグループの概要及び特別な機能**

重要な事業セグメントにおいて、OeKBグループはオーストリア共和国の請負として活動している。当グループは、リテール又は預金受入業務には従事しない。親会社としてのOeKBは、資本市場及びエネルギー市場業務並びにオーストリアの輸出産業のための特別目的銀行である。銀行子会社であるオーストリア・アントヴィックルングスバンクAGはオーストリア共和国の政府開発銀行であり、輸出業務を補完し、銀行子会社であるOeKB CSD GmbHは資本市場業務を補完する。オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H. (Österreichische Hotelund Tourismusbank Gesellschaft m.b. H) は、オーストリアの観光・レジャー産業の投資プロジェクトに融資し、独立した観光業務セグメントとして経営されている。

リスク管理及びリスク制御は、事業戦略に欠くことのできない重要なプロセスであり、会社及びOeKBグループ全体の持続的な安定性及び利益性を確保するように設計されている。各リスク・エクスポージャーは、慎重な検討の後引受けられ、執行取締役会が決定したリスク方針及びリスク戦略に合致しなければならない。このリスク方針及び戦略は、ビジネス・リスク及びオペレーショナル・リスクへの慎重なアプローチを基礎に、安定した株主資本利益率の確保を目指す。リスク方針及び戦略は、リスク管理原則、リスク選好、リスク管理組織の主要な特徴並びに定義されるリスク分類の測定、制御及び制限の原則、またESGリスク対応の原則を詳述する。

輸出金融スキームはビジネスモデルの大部分を占め、従って貸借対照表上の資産の大部分を占める - 注記1も参照のこと。

オーストリア共和国のために運営されているEFSのリスクは、全般的な担保及び特にオーストリア共和国の保証により軽減される。輸出金融保証法は、輸出貸付保証の要件、従ってスキームに基づく信用を顧客が利用する条件、さらにリファイナンス業務において債権者を保護するオーストリア政府の保証（債権者保証）及び為替レート  
のリスクのための政府の保証（為替レート保証）の規則を詳述する。

規制上の要件からの免除は、ビジネスモデルの非常に重要な点である。OeKBグループは流動性規則（LCR、NSFR）又は欧州及び国内の銀行業ユニオンの規定（銀行再建・破たん処理指令、BRRDなど）の対象ではない。輸出金融（すなわち、EFS）に関してはさらに免除があり、特にCRR（規則[EU]第575/2013）から免除される。これらの免除は、OeKBグループの親銀行であるOeKB及び完全連結銀行子会社であるオーストリア・アントヴィックルングスバンクAG（BWG第3[1]7条を参照のこと。）にも適用される。同様の免除がOeKBグループのメンバーであるOeKB CSD GmbH（同行はCSD規則（BWG第3[1]12条を参照のこと。）に基づき集中決済機関として認可されている。）及びオーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンクGmbH（BWG第3[1]11条を参照のこと。）に適用される。

OeKBは親銀行として、グループICAAPとして連結ベースでBWG第39a(1)条及び(3)条に基づく「自己資本充実度に関する評価プロセス（ICAAP）」を実行する。個別の会社レベルでのリスクは、リスク予算を設定し、四半期ごとに予算の順守を監視することにより一部管理されている。

EFSの特別な重要性のために、かつOeKBグループの経営原則に基づき、EFSは当グループのICAAPの中で独立した投資リスク事業体（信用リスクの一部）として処理される。この目的で、EFSのために独立したリスク・カバレッジ計算が実施される。EFSが自己のリスクを負うことができる限りは、EFSはOeKBグループにリスクを課さない。輸出金融スキームのリスク・カバレッジ資本を超えるリスクは、当グループのICAAPの信用リスクとしての一部となる。詳細については、ICAAP EFS及びその当グループICAAPへの統合を参照のこと。

以下の本注記の内容は、市場、信用、ビジネス及び流動性リスク、オペレーショナル・リスク及びその他非金融リスク、並びに特にリスク類型に係る気候関連要因の影響に関するOeKBグループのリスク管理の目的、方針及びプロセスを詳述する。

EFSのサブICAAP（上記を参照）及び銀行子会社のリスク予算の割当てとは別に、その他のリスク資本はOeKBグループの個別セグメントに割り当てられない。広範囲に及び免除のために、リスク管理は大部分はCRR規則に従い実施されず、第2の柱の概念に従い実施される。

## リスク管理の枠組み

執行取締役会は、OeKBグループの全ての重要なオペレーショナル及びビジネス・リスクを対象とする、十分に機能かつ包括的なリスク管理制度の構築について全般的な責任を負う。執行取締役会は、適切な組織的な手段を制定し、適切なガイドライン構造を提供することにより、この義務を果たす。

## ガイドライン構造

リスク管理の枠組みの1つの中心的ガイドラインは、OeKBグループのリスク方針及び戦略である。これは執行取締役会がチーフ・リスク・オフィサー(以下「CRO」という。)と協力し、事業戦略に従い監事会のリスク管理委員会と毎年協議の上、策定し、採用する。

リスク方針及び戦略は、リスク管理の原則、リスク管理組織の主要な特徴、リスク選好並びに定義されるリスク区分の測定、管理及び制限の原則並びにサステナビリティ要素の統合を詳述する。このようにして、執行取締役会はOeKBグループ全体での統一されたリスク管理を確保する。

受け容れられた各リスク・エクスポージャーは、OeKBグループのリスク方針及び戦略に一致しなければならない。倫理的な事業活動の原則と基準は、行動規範に定められており、全従業員を拘束する。特に、データ、苦情、利益相反の取扱い、コンプライアンス、内部告発、汚職やマネーロンダリングの防止、主要人物の適性方針について規定されている。報酬方針は、BWGに従った報酬の原則を含み、関連するリスクを考慮している。文書管理の標準作業手順では、文書の作成、レビュー、発表、配布、改訂及び保管について、明確なタスク及び役割が割り当てられている。適切なプロセス及び正しい財務報告を保証するために、効果的な内部統制システムが導入されている。内部監査/グループ監査は、第3ラインとして機能する。

## 組織

OeKBグループの重要な事業活動及びその具体的な事業及びリスク構造を前提として、当銀行は適切に定義された任務を持つリスク管理プロセスのための明確な機能的組織編成を採用している。

リスク管理委員会（RMC）、非財務リスク委員会（NFRC）及びサイバーセキュリティ・エグゼクティブ・コミッティ（CSEC）は、それぞれには執行取締役会全体の代表者が含まれるが、リスク管理の重要な役割を果たす。

CROが委員長を務めるRMCの任務は、ESGリスクを含む戦略的な財務リスク管理及び統制である。同委員会は、リスク報告書の受領者であり、個々の財務リスクのリスク・プロファイルを監視及び管理し、リスク・カバレッジ計算から導き出される限度額及びリスク予算など、必要な措置を採択又は執行取締役会に提案する。NFRC及びCSECの主要な調査結果はRMCに報告され、全リスクの包括的な見解及び評価が確保される。

NFRCは非財務リスク、特にオペレーショナル・リスク及びICT（情報通信技術）リスクを管理する役割を担っており、リスク制御部門に設置されたICS及びORMの中央事務局によって指揮されている。

CSECはチーフ情報セキュリティ・オフィサー（CISO）が委員長を務め、とりわけ、執行取締役会との定期的な情報交換、ガバナンスの確保、リスク評価、情報・サイバーセキュリティ領域でのアドバイスや対策の委託などを行う。CISOは、情報及びサイバーセキュリティに責任を持ち、定期的に直接執行取締役会全体に報告を行う。

RMCにより決定される対策の実施は、特に、CROが監督する。組織的には執行取締役会のリスク監督オフィサーに該当し、年1回、執行取締役会全体に直接報告し、また監事会のリスク委員会に報告を行う。CROは、リスク制御部門（RCO）を管理し、RCOは、財務リスクの測定・査定、オペレーティング・レベルの財務リスク制御（内部の限度額の監視を含む。）及び内部自己資本比率査定プロセスの現実的な実施に責任を持つ。ORM及びICSの中央事務局もRCOに統合されており、ORM及びICSの方法論と方針能力をカバーすることになった。ORM及びICSに関する要件の運用上の実施は、プロセス管理の一環として組織及び施設管理（OFM、Organisational& Facility Management）部門に組み込まれている。

ガバナンス構造のその他の主要な機能は、マネーロンダリングの防止、制裁及び反テロリズム、コンプライアンス（WAG及びBWG第39[6]条）並びにデータ保護（これらは全て直接執行取締役会に帰属する。）を担当する役員である。オペレーショナル・リスク管理、情報セキュリティ、内部統制システム及びコンプライアンスに関する活動は、継続的に調整される。

全ての重要なリスクが特定され、それらが測定されて管理されていることを確実にするために、毎年包括的なリスク分析が行われる。新商品及びサービスは、リスク評価を含む商品導入プロセスの対象となる。

リスク管理は、ガイドライン及びリスク低減方法の遵守を確保する、内部統制システム（以下「ICS」という。）により補足される。ICSに関する法的要件の遵守及び執行取締役会が採択したICS方針の実施を確実にすること並びに本方針の継続的な改善はICS及びORMの中央事務局の方法論的責任に属する。ほぼ自動化されたIT一般制御及び社内監査部/グループ監査部により行われる監査がその実効性を確保する。

内部監査/グループ監査は、第3ラインを果たし、オペレーショナル管理（第1ライン）、リスク管理プロセスに關与する組織部門（第2ライン）及び採用される手続きについての定期監査を実行する。

財務リスク及びオペレーショナル・リスクを管理及び監視する責任のある上級経営陣が十分かつ適時に情報が確実に与えられるようにするため、OeKBグループは包括的及びリスクに基づく報告及び制限システムを実施している。

監事会はリスク管理の取決めを監視し、また四半期毎にOeKBグループのリスク状況に関する報告を受ける。これらのリスク報告は、OeKBグループのリスク状態についての詳細な見解を提示する。監事会はまた、BWG第39d条に基づくリスク委員会を維持する。リスク委員会は2025年に会合を1回開いた。監事会の監査委員会はまた、内部制御システムの有効性についても監視する。監事会はまた推薦委員会、報酬委員会及び実務委員会も設定する。

オペレーショナル・リスク管理戦略の一部として、組織構造が様々な緊急及び危機シナリオのために定義されている。特にCOVID-19のパンデミックは、近年の危機管理システムの有効性を印象的に証明した。OeKBグループは、常に効果的に行動することができただけでなく、政府の事業援助プログラムに関連する追加的な業務を処理することもできた。

OeKBグループの事業継続管理（BCM）は、重要な事業プロセス及び事業運営に対するリスクを特定し、適切な対策を確立するよう設計されている。BCMの目標は、重要な状況において、関連するビジネス・プロセスが中断されないか、一時的な中断にとどまるか、又は可能な限り最小限にとどまるようにすること、及び大きな損害事象が発生し

た場合でも0eKBの経済的存続が確保されるようにすることである。不測の事態及び危機管理組織並びに行動基準は、事業継続管理方針及び危機管理マニュアルにおいて定められている。

## 内部自己資本比率査定プロセス（ICAAP）

### リスク選好及びリスク管理の方法

ICAAPは、BWG第39a(3)条に従い、グループのレベルで実行され、定義された銀行固有の自己資本比率水準の維持を確実にし、かつ制御及び測定手段として、管理プロセスの重要な一部をなす。リスク選好は、監事会のリスク委員会と協力の上、執行取締役会により毎年定められる。

プロセスは、ゴーイング・コンサーン・アプローチ及びゴーン・コンサーン・アプローチから成る。2つの方法の主要な相違は、リスクをカバーするのに利用可能な経済資本の定義、及びリスクの信頼水準（ゴーイング・コンサーン・アプローチは99.9%、ゴーン・コンサーン・アプローチは99.98%）の選択にある。

### リスク・カバレッジの計算及び限度

リスク・カバレッジの計算は四半期毎にリスク制御部門（リスク監視職務として、リスクのオリジネーションから独立している。）により行われ、リスク管理委員会及び監事会の両方に報告される。リスク・カバレッジの計算において、必要経済資本はリスク・カバレッジ資本（内部又は事業資本）と比較される。これは、異なるカバレッジの目標及びアプローチ（ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン）を考慮して行われる。

リスクを測定及び管理する主要な変数は、経済資本である。リスクは0eKBにより「現実の結果が予想された結果より好ましいものでないであろう危険性（予想外の損失）」と定義される。経済資本は、運営原則で定義される信頼水準で1年間の対象期間を基準に算定される。

リスク・カバレッジの計算は、特にすべての定義された重要なリスク分野、すなわち信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及びビジネス・リスクを考慮する。信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）アプローチ及びVaRアプローチを用いる市場リスクを用いて測定される。ビジネス・リスクは営業利益中の経験による目標からのズレの統計的分析を基準に決定される。

リスク・カバレッジの計算結果及びリスク管理委員会の勧告に基づき、執行取締役会は0eKBグループ全体としての市場リスク及び信用リスクの限度並びに0eKBグループの個別銀行向けのリスク予算を決める。これらの限度及びリスク予算の遵守は、リスク制御部門により監視され、四半期毎にリスク管理委員会及び執行取締役会に報告される。限られた関連性であるために、0eKBグループ内の経済資本の個別事業部門又はセグメントの運営はなく、EFSについては独立したICAAPが実行される。過年度において、EFSのリスク負担能力は2025年12月31日現在で確実に保証され、すなわちEFSからグループICAAPへあふれるリスクはない。「EFS ICAAP及びその当グループICAAPへの統合」の項目も参照のこと。

運用上の追加制限もまた、主要分野において準備されている。これらはリスクの集中の監視も対象とする。

リスク・カバレッジの計算において、リスク類型間のリスクの相互集中は、個別の類型特有のリスク資本金額を合計し、従って完全なプラスの相関関係を想定することにより、合計リスクを決定することで考慮される。

オペレーショナル・リスクの測定は、個別アプローチのそれぞれの信頼性水準で計測する分布により拡散する、標準アプローチに基づく。

以下の表は、経済資本の形でのリスクは、利用可能なフリーのリスク・カバレッジ資本を大きく下回っており、また、ゴーイング・コンサーン及びゴーン・コンサーン・アプローチにおける0eKBグループのリスク負担能力は高いということを示す。

### 0eKBグループのリスク・カバレッジの計算

(単位：1,000ユーロ)	2025年12月31日		2024年12月31日	
	経済資本	利用可能なリスク・カバレッジ資本	経済資本	利用可能なリスク・カバレッジ資本
ゴーイング・コンサーン	126,713	870,329	146,805	854,043

ゴーン・コンサーン	170,158	1,054,112	195,828	1,037,826
-----------	---------	-----------	---------	-----------

経済資本の計算はストレス・テストにより補完される。これには主要なリスク要因の一変数のテスト及び多変数の市場特有のテストを含む。良くない市場状況の下でのリスク負担能力の持続可能性を査定するために、ボラティリティ、相関関係及びデフォルト率などの投入変数がマクロ経済のシナリオに基づくストレスを条件とし、その後リスク負担能力に基づき査定される。

#### ICAAPに基づくリスクと規則（EU）第575/2013の第92条に基づく最低自己資本要件との比較

（単位：1,000ユーロ）	ICAAPに基づくバリュアット・リスク（99.98%の信頼水準）		規則（EU）第575/2013に基づく自己資本要件（注記28を参照）	
	2025年12月31日	2024年12月31日	2025年12月31日	2024年12月31日
信用リスク	65,841	67,920	20,800	31,852
商品及び為替リスク	125	312	-	-
銀行勘定のその他市場リスク	70,941	73,603	-	-
その他リスク	8,103	9,325	-	-
オペレーショナル・リスク	25,149	44,668	19,765	35,105
合計	<b>170,158</b>	<b>195,828</b>	<b>40,565</b>	<b>66,956</b>

ICAAPにおけるリスクは、CRRに基づく最低規制資本要件を超過した。これは、OeHTはCRRの対象ではなく、銀行勘定の市場リスクがCRR規制資本でカバーされないことが主たる要因である。オペレーショナル・リスクの減少は、基本指標アプローチから標準化測定アプローチへの移行の結果である。

#### 市場リスク - 銀行勘定

市場リスクは、マーケットの変数が変動することによる損失リスクである。OeKBグループは、個別的及び一般的な金利リスク、為替リスク及び株価リスクを区別する。トレーディング勘定は維持されていないため、市場リスクは銀行勘定のポジションのみに関係している。

単年度（保有期間）での最大損失の可能性を推計するために、バリュアット・リスク（VaR）概念を使用し、市場リスクのリスク金額は当グループICAAP（上記の表を参照）において査定される。運営原則に従い、計算はモンテカルロ・シミュレーションを用いて、99.9%及び99.98%の2つの信頼水準で実施される。

市場リスクの限度は、リスク管理委員会の提案に基づき執行取締役会により設定される。運用条件の中で、これはトレジャリー部門により、（グループ）ALCO及び執行取締役会の要件にもとづき管理され、トレジャリー部門は最も重要なVaRの貢献を行う自己ポートフォリオを管理する。自己勘定投資は、証券口座に直接保有される債券で構成され、パイ・アンド・ホールド戦略に基づいて管理されている。これらの投資は償却後原価により認識され、これは市場金利の変動から生ずる評価効果を回避する意図である。

極端な市場変動の効果も、ストレス・テストを用いて決定され、これはまたVaR価値の妥当性の評価にも役立つ。これらのテストは、ストレス状況（例えば、信用移動及び相互関係）でのバリュアット・リスクの決定及び具体的な過去のシナリオ（例えば、9.11テロ、2007/08年の金融危機、2020年のCOVID-19、2022年のウクライナ危機）に基づく多変数ストレス・テストの両方から成る。金利シフト及びツイストの影響も現在価値で計算され、四半期ベースで監督上の異常値テストが実行される。

#### 銀行勘定の一般及び特定金利リスク

リスク・カバレッジの計算における確率論的は金利リスク計算に加えて、一般金利リスクはまた通常金利シナリオを用いて計算される。EBAガイドライン2022/14に基づく監督上の異常値テスト（SOT）（EFSなど貸借対照表の主要部分については、適用される免除によりSOTの対象外となっている（上記参照）。）は、報告期間を通じて、現在価値の観点からも純利息収入の観点からも、監督当局が定義した基準値を大幅に下回った。

OeKBは、SOTの算定に当たり、EBAガイドラインに密接に準拠し、定数ポートフォリオ手法に従う内部モデルを用いており、このモデルは、SOTを免除されているポートフォリオについても適用されている。これにより、グループ及びEFSに係る一般的な金利リスクの管理が行われている。

以下の表は、定義された金利ショックに依存する、正味現在価値（PV）及び純利息収入（NII）の感応度を示す。

**銀行勘定の一般金利リスク（IRRBB） - 2025年12月31日現在 / 定数ポートフォリオ**

(単位：1,000 ユーロ)	PV/NII	平行シフト		短期/長期ツイスト		主要通貨の平行シフト			
		+50BP	-50BP	-/+25BP	+/-25BP	ユーロ +25BP	ユーロ -25BP	スイス フラン +25BP	スイス フラン -25BP
<b>現在価値ベースでの金利感応度(無利息資産を除く)</b>									
0eKBグループ	2,208,401	(66,096)	68,035	(18,331)	18,753	(90,311)	91,395	59,089	(59,705)
内、EFS	905,533	(54,144)	55,984	(14,074)	14,439	(84,974)	86,048	59,093	(59,708)
<b>利益ベースでの金利感応度(1年間、保証手数料前)</b>									
0eKBグループ	320,561	(13,702)	13,702	7,056	(7,056)	516	(516)	(6,927)	6,927
内、EFS	200,301	(14,940)	14,940	7,388	(7,388)	(231)	231	(6,927)	6,927

**銀行勘定の一般金利リスク（IRRBB） - 2024年12月31日現在 / 定数ポートフォリオ**

(単位：1,000 ユーロ)	PV/NII	平行シフト		短期/長期ツイスト		主要通貨の平行シフト			
		+50BP	-50BP	-/+25BP	+/-25BP	ユーロ +25BP	ユーロ -25BP	スイス フラン +25BP	スイス フラン -25BP
<b>現在価値ベースでの金利感応度(無利息資産を除く)</b>									
0eKBグループ	2,105,364	(79,916)	82,186	(21,166)	20,117	(52,138)	52,882	14,199	(14,390)
内、EFS	813,072	(68,545)	70,820	(16,279)	15,126	(47,095)	47,847	14,204	(14,395)
<b>利益ベースでの金利感応度(1年間、保証手数料前)</b>									
0eKBグループ	319,057	(19,652)	19,652	4,381	(4,374)	11,733	(11,733)	(20,894)	20,894
内、EFS	202,968	(21,383)	21,383	4,729	(4,729)	10,715	(10,715)	(20,894)	20,894

個別通貨別表示において、純損益ベースで報告される金利感応度が大幅に低下し、これに関連して現在価値ベースで大幅な増加が生じているのは、EFSにおける純利息収入の安定化を目的として実施された広範なヘッジ手段によるものである。

一般金利リスクに加え、EBAガイドライン2022/14は、銀行勘定の特定の金利リスクの考慮方法も規定する。このリスクは、現在価値の観点及び収益の観点でも評価する必要がある。これは、長年にわたりICAAPで現在価値ベースで考慮されており、2025年12月31日現在で、ゴーン・コンサーン・ビューで13.8百万ユーロに達した（2024年12月31日：13.7百万ユーロ）。関連する収入リスクは軽微であり、定期的な内部報告に含まれる。

**信用リスク**

0eKBグループは、以下の種類の信用リスクを区別する：相手方リスク/デフォルト・リスク、投資リスク及び集中リスク。

EFSの範囲外で、重要な貸付業務に従事する0eKBグループ内の唯一の法人は、観光業セグメント（観光金融）である。したがって、0eKBグループのリスク・カバレッジ資本と比較した全体的に低い信用リスクは、主に自己ポートフォリオ（債券）、非連結持分、及び0eHTが供与する観光金融から生ずる。後者は高い担保水準を条件とする。ローンの大部分は銀行により、しかし公的部門の団体にも保証されており、及び限られた程度ではあるが担保により保証されている。

信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（CVaR）を用いて評価される。これは、所与の信頼水準（例えば、ゴーン・コンサーン・アプローチの99.98%）の最大損失とそれぞれのデフォルトに関連する予想損失との間の差異である。1年の保有期間を仮定したバシチェック分散により、CVaRが計算される。CVaRは、2025年12月31日現在、65.8百万ユーロ（2024年12月31日現在：67.9百万ユーロ）であった。

0eKBは自己ポートフォリオの運用において、幅広い分散投資という戦略に従う。最も高い信用格付を持つ発行体に対するエクスポージャーの個別的集中がある。主要なローン限度額もまた、これに従わなければならない。RMC及び執行取締役会に対して定期的に報告が提出される。オーストリアにおける観光及びレジャー産業への観光業務セグメントの集中は、会社のビジネスモデルに備わったものであり、貸付は厳しい担保要件の下でのみ提供される。

信用リスクの限度額は、RMCの提案に従い、執行取締役会により設定される。RMCの提案は、リスク・カバレッジ計算に基づく。コンプライアンスがRCOにより監視される。信用デリバティブは使用されない。

取引相手方の信用度は、明確な格付け及びマッピング・システムを用いて査定される。この格付けは、デフォルト可能性の査定において非常に良い格付けセグメントにあるソブリンとその他取引相手方を区別する、詳細な22の部分に分かれた内部マスター基準に基づく。PDはミグレーション・リスクを考慮して導かれる。この格付け及びマッピング・システムはRMCにより採用され、毎年RCOにより見直しが行われる。

#### EFS ICAAP及びその当グループICAAPへの統合

0eKBがオーストリア共和国の代理人として管理するEFSは、総資産の大部分を占め、その他の事業活動から独立した会計主体として運営されている。運営原則に従って、0eKBグループは、オーストリア共和国の保証（AusfFG及びAFFGに基づく保証及び保証債務）を超過するEFSにおける残存リスクを測定し、これをリスク・カバレッジ資本（UGBに基づく当期及び潜在的な不利な契約引当金控除後のEFS金利安定化引当金）と比較することにより、EFSのために独立したリスク・カバレッジの計算を実施する。

このEFS金利安定化引当金は、EFSから生み出される余剰金から生じ、1968年以降大蔵省命令に従いEFSに留保されることになっている（無利息の負債）。これらの資金が実効リファイナンス金利の低減に使用される場合のみ、税務当局が「控除可能な負債項目」としてEFS金利安定化引当金を取扱うので、リスク負担能力の計算の際、税金引当金が信用リスクに加算される。

0eKBグループの内部自己資本比率査定プロセスにおいて、EFSは投資リスクとして考慮される。従って、EFSのリスク・カバレッジ資本を超えるリスクはいずれも、0eKBグループの信用リスクの一部となり、0eKBグループのリスク・カバレッジの計算に含まれる。

EFSは今日まで常に、毀損しないリスク負担能力を持ち、リスクが過剰となることはなかった。下記のEFSにおけるリスク合計は、2025年においても再びEFSのリスク・カバレッジ資本より少ない。すなわち、EFSによるリスクはグループICAAPを構成しない。

最も本質的なリスク類型は、信用及び金利リスクである。その他の関連するリスクのポジションは、例えば、スワップ取引及びリファイナンス・リスクに関連するCVAリスクである。

#### EFSにおける信用リスク

0eKBグループの信用エクスポージャーは主に輸出金融スキームの金融商品（銀行貸付及び顧客貸付）で構成される。これらの貸付は厳格な原則及び高い担保要件（主にオーストリア共和国の保証による）に従い供与されている。デリバティブ金融商品に関連する信用リスクを保証するため、全ての取引相手と担保契約が締結されている。クレジット・デリバティブは使用されていない。

オーストリア共和国が供与する包括的な担保及び保証の結果、オーストリア共和国に対する高水準のリスク集中がある。これは担保の質が高いため、測定されない。

これを超える信用リスクは、クレジット・バリュー・アット・リスク（以下「CVaR」という。）法を用いて評価される。これは、所与の信頼水準（例えば、ゴーイング・コンサーン・アプローチの99.9%及びゴーン・コンサーン・アプローチの99.98%）の完全VaRとそれぞれのデフォルトに関連する予想損失との間の差異である。1年間の保有期間を仮定したモンテカルロ・シミュレーション法により、CVaRは計算される。

オーストリア共和国に対するリスク集中に加えて、銀行及びその他保証人に対する著しい集中もある。これらの集中はビジネスモデルに固有のものであり、またその範囲でもあり、この点の多様化は限定される。モンテカルロ・シミュレーション法の使用により、計算されたCVaRは、信用格付け及び借主の相互関係に基づく、保証人に関する集中及び減損の可能性に加えて、ビジネス・パートナーの集中リスクを含む。

信用リスクはリスク・カバレッジの計算及びこれに基づき定義される限度をベースに、毎日の業務運営においては、ビジネス・パートナーと保証人並びにそれらの組み合わせが限度額を割り当てられるビジネス・パートナーの制限システムを通じて、管理される。具体的な限度額は信用委員会の勧告に基づき、執行取締役会により割り当てられる。コンプライアンスはリスク制御部門により監視される。

## EFSにおける市場リスク

主たる運営原則に従い、市場リスクはアーニングス・アット・リスク（EaR）を利用して測定され、金利リスク及びオーストリア共和国が保証する限度での限定的な水準の為替レートリスクを含む。信用リスクの測定の場合と同様に、市場リスクは上記の信頼水準及び1年間の計画期間を持つ、モンテカルロ・シミュレーション法を用いて測定される。バリュー・アット・リスク（VaR）も決定される。これらの確率論的リスク測定法は、ストレス前提の影響の測定、及び金利シフトとねじれに対する純利息収益と現在価値の感応度の計算によって補完され、RMC、ALCO及び執行取締役会にも報告される（上記の「一般及び特定金利リスク」を参照のこと）。

トレジャリー部門は、市場リスクのオペレーショナル管理に責任を持ち、かつとりわけ、資産負債管理委員会（以下「ALCO」という。）と協力調整する。ALCOには執行取締役会が含まれ、また利息損益の管理、EFS資産率の決定及びEFS商品の設計を担当する。

## ビジネス・リスク

0eKBグループは、ビジネス・リスクを、事業規模若しくはマージンの予想しない変化又は予想しない営業費用により引き起こされる利益の低下を意味するものと第一に理解している。予想しないとは、当グループの計画からの逸脱を指す。過去にこれらが現実化した程度において、これらのリスクはまた、事業方針の決定及び経済状態もしくは法的状態の変化から生ずるビジネスモデル・リスク及び戦略リスク並びに利害関係者の否定的な感じ方の結果としてのレピュテーション・リスクを含む。

ビジネス・リスクは、最初に計量的基準で決定し、具体的な限度をRMCが毎年設定するためにその後専門家の検討を受ける。このリスクの種類は利益リスクであるため、リスク・カバレッジ資本から控除されることにより、リスク・カバレッジ計算を構成する。

ICAAPにおいて量が含まれることを除き、当グループは輸出金融スキームの重要性が高いため、かつ関連する法的な免除の観点から、特に特別目的銀行グループとしての役割においてこれらのリスクの関連性を承知している。法的変更の活発な監視、利害関係者との対話、保守的なリスク方針の固持、及び先を見越したレピュテーション方針（行動規範、サステナビリティ方針を含む。）は、これらのリスクを軽減する中心的な要因である。

## ICAAPにおけるその他リスク

モデル・リスク及び独立して測定されないリスクタイプのリスクは、確定した経済資本に対する割合（パーセンテージ）による上乘せを適用することにより、リスク・カバレッジの計算において考慮される。

0eKBグループは様々なリスクの集中に直面している。最も重要な集中のうち2つは、特別目的銀行グループとしての事業分野の集中及びEFSに関連するオーストリア共和国により供与される保証への依存である。これらの集中はビジネスモデルに固有のものであり、またその範囲であり、この点から多様化は限られている。

異なるリスク類型間の相互依存から起きる、集中相互のリスクは、各リスク類型（信用リスク、市場リスクなど）を合計することにより、当グループのICAAP並びにEFS ICAAPに組み込まれる。多変数ストレステストもまた、これらのリスクを査定するために実施される。

超過レバレッジのリスク、従ってレバレッジ比率は、0eKBグループの資産の大部分が輸出金融スキームから生ずるため、0eKBグループにとりあまり重要ではない。EFSのエクスポージャーは、大部分オーストリア共和国の保証により担保され、債務による資金調達にはビジネスモデルの一部である。

## 非財務リスク

市場リスク及び信用リスクと異なり、例えば非財務リスクは限られた程度で主要な数字を通じてのみ測定及び管理することができる。したがって、これらは、ラインマネジメント及びビジネスプロセス・オーナーの責任下にある他のリスクよりも広範囲にわたり、そのため従業員一人ひとりの責任下にある。したがって、リスク選好の定義及び管理は定性的及び定量的ペースで発生する。0eKBグループはこの区分に以下のリスクを含む：ビジネスモデル・リスク、戦略リスク、レピュテーション及び行動リスク、コンプライアンス・リスク並びにオペレーショナル・リスク（ICTリスクを含む。）である。

四半期ごとの非財務リスクの全体的な評価には、5段階交通信号システム（リスク・マトリックス）が利用されている。様々なリスクカテゴリーのワークフローに基づく分権化された評価は、ライン及び第2ライン・オフィサーによって、特別なソフトウェア・システムを用いて実施される。目標は、予想される年間損害額が50万ユーロ（ICSに明記された許容エラーの半分）を下回るように、すべてのプロセス、予防措置及び手段を備えて、実行することである。

オペレーショナル・リスクは、不十分若しくは機能不全の社内プロセス、人員及びシステム又は外部の事象から生ずる損失リスク（法的リスクを含む。）を意味すると理解される。これには法的リスク、モデルリスク及び情報通信技術リスク（ICTリスク）が含まれるが、戦略的リスク及びレピュテーションリスクは含まれない。グループICAAPに対する経済資本要件は、それぞれの信頼水準に対する標準アプローチに基づく最低自己資本要件の計測により決定される。

オペレーショナル・リスクは、市場リスク及び信用リスクより強力に会社の文化及び各個人の行動に影響される。これを念頭において、執行取締役会は汚職防止、内部告発制度及び苦情処理制度等の規則を備えた行動規範を設定している。

銀行全体の基準及びプロセスは、NFR及びBCM方針など、様々な方針のリスク方針及び戦略から導かれている。すべての方針は毎年見直しを受ける。オペレーショナル・リスクを管理するための中心的な委員会は非財務リスク委員会（NFRC）であり、ORM及びICSの中央事務局が指揮する。この委員会では、損害事象及び対策、リスク状況及び主要リスク指標も議論される。計画及び概念の有効性がテスト及び訓練を用いてチェックされる。集中的な損失事象のデータベースの持続的な維持管理及び評価（この中で損失になりそうなものも書面化される。）により、オペレーショナル・リスクの継続的な最適化が確保される。

法的リスクは、それぞれの事業セグメント及びリーガル部門による継続的監視を通じて、まらWAG及びBWG第39(6)条に基づくコンプライアンス・オフィサーの指名により、最小化される。

内部統制システムに係る方法論上及び方針上の管掌は、リスク管理部門の一部であり、かつ非財務リスク委員会を指揮するORM及びICSの中央事務局に割り当てられている。2024年に試行導入された、リスク評価及びコントロールテストを含む新たな方法論は、2025年に全面的に導入された。NFRCは、RMCの場合と同様、執行取締役会全体を代表し、非財務リスクを管理する。

情報及びサーバー・セキュリティの重要性を前提として、当グループは独立した情報セキュリティ・オフィサーを有する。チーフ情報セキュリティ・オフィサーは、執行取締役会に直接報告し、情報・サイバーセキュリティ執行委員会の委員長を務める。2022年に開始された「サイバーセキュリティ&ディフェンス・プログラム」は2025年6月30日に計画通り完了した。これは、「デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA、規則[EU] 2022/2554）」に基づく規制要件の達成を含む目的を果たした。ISO 27001による認証は、2025年に（2024年の初回認証に続き）問題なく確認された。

効果的な内部統制システムに加え、内部監査/グループ監査も、第3のラインとして定期的な監査を通じてオペレーショナル・リスクの軽減に寄与する。

## 流動性リスク

0eKBグループは、以下の流動性リスクの種類を区別する：

- ・期限を迎えたときに、現在又は将来の支払い義務を完全に満たすことができないリスク、
- ・リファイナンス・リスク、資金が好ましくない市場条件でしか得られないリスク、及び
- ・市場流動性リスク、資産を割引いてしか売却できないリスク。

流動性リスク管理は、EFSを含めて、0eKBグループを1つの単位として実行される。

執行取締役会は、毎年監事会のリスク委員会と調整を行う「リスク方針及び戦略」の中で、流動性リスク管理の原則及びリスク選好を定義する。これは、支払不能リスクとしての流動性リスクを指す。これは、現在及び将来の支払義務を期限到来時に十分に満たすことができない短期リスクである。0eKBグループについては、30日の最短サバイバル期間及び年平均で45日の最短サバイバル期間と共に2か月の下限目標閾値（早期警戒水準）が設定されている。

流動性戦略の目標は、困難な市場状況であっても受入可能な条件で必要な流動性の十分な入手を確実にすることである。発行体としての数十年にわたる、0eKBの国際金融市場における優れた名声は、金融商品、市場及び満期の多様化と相まって、またとりわけ重要なことはオーストリア共和国の保証がAFFG第1(2a)条に基づき貸し主を保護しているため、市場が特別なストレス下にある場合でも市場アクセスに役立つ。流動性リスクの測定及び管理に使用されるプロセスは、RMCが採用する流動性リスク管理マニュアルにおいて書面化されている。

流動性の圧倒的な必要は輸出金融スキームに起因するため、借換えリスクはEFSのリスク・カバレッジの計算に組み込まれている。

より狭い意味での流動性リスクの測定の中心的手段は、毎月の流動性ギャップ分析である。これは今後12ヶ月間の毎日の数字を用いて行われ、流動性バッファ（主にECBによる再割引に適格な証券で構成される。）に対して設定されているキャッシュフロー及び資金調達計画（特異かつ組織的ストレス仮定に基づく。）に基づいている。市場流動性リスクが流動資産に対する対応するヘアカットを通じて考慮される。

この方法により決定された平均サバイバル期間は、2025年に5ヶ月弱であった。0eKBグループはサバイバル期間を、同時に起こる特異かつ組織的ストレスの想定される組み合わせのもとで、金融市場で追加の資金調達を行う必要なしに（オーストリア共和国による保証があるが）すべての支払義務を満たすために、現在の流動性バッファが十分な期間と定義する。ストレス期間において、サバイバル期間は、このようになんらかの必要な戦略的正措置を取るのに利用できる時間である。流動性危機管理計画が危機的状況のために用意されている。

#### 0eKBグループのサバイバル期間

(単位：日)	2025年	2024年
年平均	148	199
年間最大	297	326
年間最小	63	117

0eKBグループの拘束されていない流動性バッファの構成は以下のとおりである。

#### 0eKBグループの流動性バッファ

(単位：1,000ユーロ)	2025年公正価値	2024年公正価値
現金及び現金同等物	339	940
差引：最低準備金	(70)	(68)
CCPA信託口座	(18)	(42)
<b>現金及び中央銀行による現金同等物</b>	<b>251</b>	<b>829</b>
中央銀行による預託証券	7,981	7,979
大蔵省証券及び再割引できる類似証券	1,392	1,264
再割引できる他発行体による債券	161	360
<b>合計</b>	<b>9,785</b>	<b>10,432</b>

中央銀行に預けられている有価証券の大部分は、0eKBが発行し、すぐに買い戻されるカバードボンドであり、そのため貸借対照表には計上されていない。これらは流動性を確保するためにのみ使用される。

毎日の流動性はニーズとカバレッジ計算に基づき確認され、長期流動性はギャップ分析を元に評価される。オペレーション流動性管理はトレジャリー部門が処理し、トレジャリー部門はALCOに報告する。サバイバル期間の要件の遵守はリスク制御部門により監視され、RMC及びALCOに報告される。

0eKBはその流動性を流動性カバレッジレシオ（LCR）又は安定調達比率（NSFR）に従って管理しない。BWG第3(2)1条に従い、以下の法律規定も適用されない：規則（EU）第575/2013の第6部、BWG第27a条、第39(4)条に関連する第39(2b)7条、第39(3)条及び第74(1)条に関連する第74(6)3a条。

下表は、IFRS第7号第39項に基づく金融債務の将来のキャッシュ・フローを示す。元本のフローは契約満期に基づき、個別の満期幅に割り当てられる。要求払いのポジションは2年未満の満期幅に割り当てられている。

キャッシュ・フロー分析 - 2025年12月31日

(単位：1,000ユーロ)	インフロー/アウトフロー合計	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
<b>金融負債</b>					
銀行からの預金	(704,362)	(411,807)	(127,693)	(125,169)	(39,693)
顧客からの預金	(1,455,381)	(647,048)	(49,323)	(759,011)	-
発行済み債務証券	(29,733,166)	(17,129,997)	(11,363,924)	(947,059)	(292,186)
<b>合計</b>	<b>(31,892,909)</b>	<b>(18,188,852)</b>	<b>(11,540,940)</b>	<b>(1,831,239)</b>	<b>(331,879)</b>
<b>デリバティブ金融商品</b>					
インフロー	33,238,557	15,404,021	15,606,699	2,077,670	150,168
アウトフロー	(34,981,448)	(15,768,397)	(16,860,353)	(2,204,176)	(148,521)
<b>合計</b>	<b>(1,742,891)</b>	<b>(364,377)</b>	<b>(1,253,655)</b>	<b>(126,506)</b>	<b>1,647</b>

キャッシュ・フロー分析 - 2024年12月31日

(単位：1,000ユーロ)	インフロー/アウトフロー合計	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
<b>金融負債</b>					
銀行からの預金	(1,024,148)	(659,169)	(174,931)	(128,161)	(61,886)
顧客からの預金	(1,109,068)	(565,257)	(28,985)	(514,826)	-
発行済み債務証券	(30,296,927)	(19,063,741)	(6,629,153)	(4,308,031)	(296,002)
<b>合計</b>	<b>(32,430,143)</b>	<b>(20,288,167)</b>	<b>(6,833,069)</b>	<b>(4,951,019)</b>	<b>(357,888)</b>
<b>デリバティブ金融商品</b>					
インフロー	27,000,104	16,879,478	9,266,061	668,719	185,846
アウトフロー	(27,986,716)	(17,561,262)	(9,547,822)	(688,035)	(189,598)
<b>合計</b>	<b>(986,612)</b>	<b>(681,783)</b>	<b>(281,760)</b>	<b>(19,316)</b>	<b>(3,753)</b>

下表は満期幅ごとの流動性ギャップを示す。ここでは負債の契約資本フローは対応する貸付と比較されている。この表示は、AFFG為替レート保証を考慮する。

2025年12月31日現在のギャップ分析によるギャップ

	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
保証を含む	(2,878,536)	440,006	2,587,746	766,282

2024年12月31日現在のギャップ分析によるギャップ

	2年未満	2年から5年	5年から10年	10年超
保証を含む	(2,400,144)	798,729	3,041,075	768,042

ポートフォリオの大半は、輸出金融スキームに帰することができ、既存の流動性ギャップは、いつでも終了することができる。資金調達業務は、主にコマーシャルペーパー・プログラム及び債券発行を通じて、国際金融市場で行われている。

信用リスク及び貸倒引当金の詳細

最大の信用リスクは、本質的に全てのOeKBグループの資産（有形固定資産及び無形資産を例外とする。）を網羅する。最大の信用リスクは、主にオーストリア共和国による幅広い保証及び担保により著しく低減されている。

### 信用格付及び国別内訳

OeKBグループの償却原価で測定された金融商品の格付区分（6つの格付レベルによるマスター格付の概要）による内訳を以下の表に示す。保証が付された資産は、保証の金額で、保証人の格付区分に割当てられる。

### 償却原価による金融資産の信用度

(単位：1,000ユーロ)	ステージ1 正味帳簿 価格	ステージ2 正味帳簿 価格	ステージ3 正味帳簿 価格	POCI 正味帳簿価格	2025年 帳簿価格	2024年 帳簿価格
<b>銀行貸付</b>						
格付区分1 (AAA/AA)	17,017,139	12,213	-	-	17,029,352	17,754,481
格付区分2 (A)	1,086,102	-	-	-	1,086,102	95,881
格付区分3 (BBB)	239,411	-	-	-	239,411	258,792
格付区分4 (BB)	-	-	-	-	-	-
格付区分5 (B)	-	-	-	-	-	-
格付区分6-7 (CCC以下)	-	-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>18,342,653</b>	<b>12,213</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>18,354,865</b>	<b>18,109,154</b>
<b>顧客貸付</b>						
格付区分1 (AAA/AA)	712,045	96,024	97,673	44,628	950,370	906,319
格付区分2 (A)	873,299	184,918	982	-	1,059,198	1,181,064
格付区分3 (BBB)	111,245	51,529	-	-	162,774	153,077
格付区分4 (BB)	0	-	-	-	0	-
格付区分5 (B)	-	-	-	647	647	698
格付区分6-7 (CCC以下)	601	-	-	952	1,553	2,697
<b>合計</b>	<b>1,697,190</b>	<b>322,470</b>	<b>98,655</b>	<b>46,227</b>	<b>2,174,542</b>	<b>2,243,855</b>
<b>その他金融資産（償却原価）</b>						
格付区分1 (AAA/AA)	864,098	-	-	-	864,098	779,914
格付区分2 (A)	118,022	-	-	-	118,022	82,300
格付区分3 (BBB)	18,912	-	-	-	18,912	32,990
格付区分4 (BB)	-	-	-	-	-	-
格付区分5 (B)	-	-	-	-	-	-
格付区分6-7 (CCC以下)	94	-	-	-	94	95
<b>合計</b>	<b>1,001,127</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1,001,127</b>	<b>895,299</b>
<b>信用ファシリティ及び貸付コミットメント</b>						
	ステージ1 正味帳簿価格	ステージ2 正味帳簿価格	ステージ3 正味帳簿価格	POCI 正味帳簿価格	2025年価値	2024年価値
格付区分1 (AAA/AA)	2,650,092	1,854	-	-	2,651,945	3,002,799
格付区分2 (A)	39,508	-	-	-	39,508	70,206
格付区分3 (BBB)	16,292	563	-	-	16,855	35,577
格付区分4 (BB)	-	-	-	-	-	-
格付区分5 (B)	-	-	-	-	-	-

格付区分 6 - 7 (CCC以下)

	-	-	-	-	-	-
<b>合計</b>	<b>2,705,892</b>	<b>2,417</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2,708,309</b>	<b>3,108,582</b>

### 信用リスクの集中

以下の表は、銀行貸付及び顧客貸付の地域的な内訳である。

#### 保証国別貸付コミットメント内訳

(単位：1,000ユーロ)	銀行貸付		顧客貸付		国別合計	
	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年
オーストリア	20,171,568	19,974,029	1,914,484	1,983,060	22,086,052	21,957,089
ドイツ	544,984	203,249	174,567	9,591	719,551	212,840
フランス	440,261	27	67,888	223,537	508,149	223,564
イタリア	239,427	253,014	14,955	24,764	254,382	277,778
デンマーク	106,744	74,203	-	-	106,744	74,203
その他諸国	210,159	296,908	2,648	2,903	212,806	299,810
<b>合計</b>	<b>21,713,143</b>	<b>20,801,429</b>	<b>2,174,542</b>	<b>2,243,855</b>	<b>23,887,685</b>	<b>23,045,284</b>

### 予想信用損失 (ECL) の決定

以下は、OeKBグループがIFRS第9号(予想損失モデル)に基づく減損費用を計算するために用いる、重要な投入要因、仮定及び技術を示す。OeKBグループのビジネスモデル及びその特別な信用リスク状況のために、IFRS第9号に基づき計算されるECL価値は、限定的な情報価値しか持たない。

### 低い信用リスクの免除

IFRS第9号に従い、金融商品の格付が投資適格等級と同等である場合、信用リスクは低いとみなすことができる。OeKBグループは、この低い信用リスクの免除を適用する。問題の金融商品が報告日現在(担保考慮前に)低いデフォルトリスクを持つ場合、重大な増加は通常想定されない。

OeKBグループは、合計22の格付区分のうちの1から10の区分を、社内のマスター格付基準に基づき、低いデフォルトリスクに定義する。レベル10はS&PのBBB-に相当する。すなわち、1から10の区分は、市場の典型的な投資適格の定義に相当することを意味する。

#### 低い信用リスク免除の使用の理由

OeKBグループは、資本市場業務及び輸出業務向けの、かつ観光業務セグメントにおいて、特別な、法律により権限委託された任務を有する、純粋な特別目的銀行のグループである(注記1を参照のこと。)。資産合計の大半は、輸出金融スキームによるものであり、特別法の適用を受ける(AFFG及びAusfFG)。CRR及びCRDからの免除は、輸出(金融)振興に関連する全ての業務(及び欧州レベルではOeKBグループ全体に無制限に)について適用されており、子会社はCRRの目的で銀行ではない。EFSは自己持続的プロモーション制度である。信用損失はエクイティを減少させないが、EFS金利安定化引当金に対して支払われる、又はオーストリア共和国からの保証により直接保証される(注記1を参照のこと。)。数十年間の事業の歴史は、今日までポートフォリオの損失は無かった又は非常にわずかであったことを示している。

EBAのガイドラインと一致して、OeKBグループは定期的に信用格付の動きを監視し、評価に基づき低い信用リスクの免除から個別の金融商品を取り出す権利を留保する(延滞又は異なる性質の発動)。これは、低い信用リスクの免除は、投資等級であり、かつステージ2又はステージ3の質的指標を持たない金融商品にのみ適用されることを意味する。

### 信用リスクの重大な増加の定義

信用リスクの重大な増加の評価は、ECLモデルの中心的側面である。信用リスクの重大な増加の場合、減損価値は12ヶ月ECLであってはならず、存続期間ECLでなければならない（低い信用リスクの免除が適用される商品を除く。）。

0eKBグループが低い信用リスクの免除を使用するので、12ヶ月ECL(ステージ1)が一般に使用される。格付が投資適格の範囲ではない、若しくはそうなった金融商品について、同時に信用リスクが大きく増加する（定量的及び定性的な性質に基づく。）場合、存続期間予想損失の金額の減損（ステージ2）が適用される。

### 重要な基準

デフォルトの可能性（PD）が著しく増加する場合、信用リスクの増加は大きい。

商品の（予想）期間のデフォルト可能性の合計に基づき、定量的な評価が行われる。0eKBグループは、ステージ2への割当の相対的移行基準として、デフォルトリスクの変化が比較期間中に緩和される、将来の存続期間PDの変化を選択している。増加が定義された基準を超える場合、商品はステージ2に割り当てられる（低い信用リスクの免除を基準に商品が依然としてステージ1である場合を除く）。

デフォルトリスクの重大な変化を評価する基準は、当初認識時のデフォルトリスクと比較して定義され、将来の存続期間PDの250%を超える増加は、重要とみなされる。

定量的な定義に加えて、0eKBグループはまた、デフォルトリスクの重大な変化を評価するために、定性的な情報も利用する。これには特に、外部市場の指標の重大な変更並びに金融商品若しくは借主の外部信用格付の実際又は予想される重要な変更を含む。このような際だった進展が発生する場合、重要性はケースバイケースで評価される。90日を超えて延滞している借主は、一般的に移行基準に該当し、30日を超えて延滞している借主は、個別ケースにおいて異議を唱えることができる指標である。

デフォルトリスクを評価する場合、担保は考慮されない（セキュリティ格付に含まれる担保を除く。）。

### 集成的なステージ移行

過去には、0eKBグループは、集成的なステージ移行の手段を管理オーバーレイとして使用したケースがあった。2025年にこの手段を使用する理由はなかった。

### 修正条件付き契約

ビジネス・パートナーの信用格付が悪化していない場合でも、例えば市場環境の変化又は早期償還などの事実の後に顧客との契約条件が変更される多数の異なる理由がある。

0eKBグループにおける1つの理由は、発展途上及び新興諸国のファイナンス・プロジェクトに使用される開発援助ローンである。プロジェクトは異なる経過を取るため、支払及び償還の時期への変更を行うことが通常ある。

注記2で説明のとおり、契約の大幅な修正が行われたときに、前の契約が終了し、新金融資産が公正価値で認識される。わずかな変更の場合、修正の前後での契約の公正価値の差異は、損益計算書に認識される。

大幅な変更がなされる場合、新金融資産の最初の認識日はまた、信用リスクの変更の将来の計算のためにもともとの信用リスクとして使用され、他方もともとの契約の完了時点でのもともとの信用リスクは、わずかな変更の場合依然として使用される。

仮に借入人が財政難を経験しているために、かつこのビジネス・パートナーからの将来の元金支払いを最大化する意図で契約が修正される場合（条件緩和）、これはいずれにせよ借入人のデフォルトの質的指標（下記「デフォルトの定義」も参照のこと。）となる。パートナーは、長期にわたり持続的な契約達成があり、及び財政難が克服できた追加指標がある場合、12ヶ月ECLに戻ることができる。

### 予想信用損失の計算

ECLを計算する3つの主要なパラメータは以下のとおりである。

- ・デフォルトの可能性（PD）

- ・損失所与デフォルト（LGD）
- ・デフォルト時エクスポージャー（EAD）

これら3パラメーターの由来は以下のとおりである。

## デフォルトの可能性（PD）

### 信用格付の分類

0eKBグループは、適格な格付会社からの外部格付及び社内の評価に基づき、社内のマスター格付基準の信用格付区分に全ての信用エクスポージャーを分類し、全ての借主及び全ての金融機関を割当てる。デフォルトの可能性は、全ての格付レベルに割当てられ、レベルからレベルへ急激に飛躍する。これらの1年間のデフォルト可能性はパーゼルの要件の意味でリスク管理のため使用され、したがって、ECL計算における使用のためそれに従い調整される必要がある。

### PIT及びFLIの調整

最初に、毎月のデフォルト可能性の合計が、リスク管理に使用されるPDサイクル中の1年間に一致する条件付き確率（ベイズの定理）を用いてポートフォリオの最大満期から決定される。ベイズのスカラー・アプローチに使用は、PDの価値が0と1の間であることを確実にする。

IFRS第9号に従い、PDはポイント・イン・タイム（PIT）についてのみ推計されてはならず、将来を見越した情報（FLI）も考慮しなければならない。すなわち、0eKBグループはPITのデフォルト可能性を次の段階での将来の進展予想を説明するために調整する。

マクロ経済の関係する指標（下記も参照のこと。）の目的で、複数年（通常3年間）のポートフォリオPDの予想を認めるポートフォリオ特有のモデルが、これらのFLI調整として開発される。これらの調整はPIT PDに適用され、FLI PDを計算するために予測期間末の後、徐々に減少するベースで継続する。FLIモデルは典型的に10年以上続く期間の四半期データについての多重線形の回帰から成る。依拠する変数はポートフォリオのデフォルト可能性の平均で、通常、株式加重価値として計算される。一連の独立した変数が、経済の専門家と共同で各ポートフォリオについて選択され、回帰に加えらる。相対的及び絶対的变化並びに遅延効果を考慮する確率変数と共に、回帰の組み合わせから異なる組成がその後テストされる。モデルは、計算された決定係数及び説明できない数の分布特徴を考慮して、選択される。最も重要な要因は、長期金利と短期金利、インフレと賃金のトレンド、GDP及び財政収支などである。観光モデルの決定的な要因は、宿泊の動き、オーストリアの失業率及び長期金利である。最終段階で、FLI調整は、回帰係数を用いてマクロ経済パラメーターの予測から推計される。

この計量モデルは、デフォルト確率の変化に関する基本シナリオを形成する。この基本シナリオは、45%の加重でECLの計算に現在含まれる。他の2つのシナリオは、（ウクライナ及び中東における紛争等）更なる地政学的進展の可能性及びそのエネルギー供給、インフレ、金利への影響から導き出される。カムバックシナリオ（加重20%）は、家庭や企業に十分なエネルギーが供給されていることに基づく。ストレスシナリオ（加重35%）は、地政学的危機の広がり及び長期継続する景気後退に基づく。それぞれのセクターの影響力に応じて、これら2つのシナリオにおけるデフォルトの将来確率は、乗法因子を用いて増減される。ECLに最も寄与する観光部門の場合、今後4年間のデフォルト確率は、カムバックシナリオでは基本シナリオよりおよそ5%低く、ストレスシナリオでは今後4年間でおよそ40%から70%上昇することを意味する。

PIT調整もFLI調整もEAD又はLGD価値に適用されない。

### デフォルトの定義

0eKBグループは、CRR第178条に向けられたデフォルト指標の定義を使用する。これらは特に90日を超えて延滞する債務者、債務者に対する破産/事業再編手続きの開始、及び債務者への譲歩につながるその他危機に関連する再編の開始を含む。個別のケースにおいてデフォルトの可能性（例えば、他の債権者に対する債務者のデフォルトについての情報）を示すその他の指標もあるかもしれない。これらはケースごとに評価されなければならない、また会計年度末から貸借対照表日の作成日までの期間も考慮に入れる。

## 損失所与デフォルト（LGD）及び担保の適用

損失所与デフォルトはECLを計算するもう1つの中心的パラメーターである。これは、借主又は金融機関のデフォルトの場合に損失の金額を示す。この場合、代替可能担保を考慮しなければならない。

ビジネスモデルのために、0eKBグループは統計的に重要なLGDモデルを導くための十分なデータを、12ヶ月LGDについても存続期間LGDについても持たない。

したがって、一般的に以下のアプローチがICAAP及びCRRに特定される価値に基づき選択された。

- ・オーストリア共和国が経済的に保証する資産のLGD：0%（不変）
- ・リバース買戻し契約についての3.25%（不変）及びモーゲージ担保付きローン（0eHT）について不変の6%のLGD
- ・その他金融取引のLGD：65%（不変）（CRRの第161条を参照のこと：シニア・エクスポージャー40%/45%及び劣後エクスポージャー75%）

注記：現時点で劣後エクスポージャーは存在しない。LGDの目的では、上記に列挙した場合を別として担保は考慮しない。その他担保は損失所与デフォルトにおいて考慮されないが、PD（複数デフォルト）において考慮される。

これらの複数デフォルトPDの計算は、多数の担保項目を考慮する。すなわち、これは借主が債務不履行になる可能性のみでなく、借主と保証人との相互関係も考慮して、保証人も同時に債務不履行になる可能性を表している。すなわち、共同のデフォルト可能性は、1項目又は2項目の担保があるかどうかによって依存する、累積的な2変数又は3変数の分配関数である。

担保は、段階的プロセスの一部であるPDにおいて考慮されないが、ECL（1年間のECL及び存続ECL）を計算するためにのみ使用される。

### デフォルト時の予想エクスポージャー（EAD）

EADはデフォルト時の予想されるグロスの銀行勘定を表す。EADは、契約キャッシュフローから計算される毎月の観測をベースに実効金利法に従った未払い利息を加えてモデル化される。

商品に特有な信用転換要因は、利用程度との経験に基づき、未引出しのファシリティ及びローン・コミットメントについて推計される。

### ECLの計算に従う減損の要件

減損費用は、以下の加重要因（基本シナリオ：45%、カムバックシナリオ：20%、ストレスシナリオ：35%）を用いて、複数のシナリオに基づき計算されるECLの加重により決定される。以下の表は、ECL計算に基づく減損の必要性を示しており、POCI資産の事後測定は含まれない。これらは注記8に記載されている。

### 2025年度の貸倒引当金の変動

（単位：1,000ユーロ）	銀行貸付	顧客貸付	その他 金融資産	合計
2024年12月31日現在貸倒引当金	29	951	187	1,168
追加	2	18	15	34
処分	(0)	(28)	(27)	(56)
ステージ移行				
ステージ1からステージ2へ	-	255	-	255
ステージ2からステージ1へ	-	(20)	-	(20)
現在価値効果及びリスク投入変数の変更	(9)	(318)	(9)	(335)
<b>2025年12月31日現在貸倒引当金</b>	<b>21</b>	<b>859</b>	<b>166</b>	<b>1,047</b>
うち、1年のECL	21	204	166	391
うち、存続ECL	-	655	-	655

2024年度の貸倒引当金の変動

(単位：1,000ユーロ)	銀行貸付	顧客貸付	その他 金融資産	合計
2023年12月31日現在貸倒引当金	77	999	199	1,276
追加	13	96	8	116
処分	(50)	(39)	(11)	(100)
ステージ移行				
ステージ1からステージ2へ	-	168	-	168
ステージ2からステージ1へ	-	(44)	-	(44)
現在価値効果及びリスク投入変数の変更	(11)	(228)	(9)	(247)
<b>2024年12月31日現在貸倒引当金</b>	<b>29</b>	<b>951</b>	<b>187</b>	<b>1,168</b>
うち、1年のECL	29	320	187	536
うち、存続ECL	-	632	-	632

オーストリア共和国からの広範な保証があるため、OeKBグループは貸倒引当金の必要性が限られている。従って、更なる内訳は示さない。これら引当金の最も大きな割合を占めているのは、観光業務セグメントである。オーストリアの観光・レジャー会社に対するこれらのOeHT融資は、担保の質の高さ（オーストリア共和国及び銀行からの保証並びに担保の水準が限定的であること）も特徴として挙げられる。

特に、OeKBグループ全体を対象とした因果連鎖分析/財務的重要性分析において、地球温暖化の様々なリスクタイプへの影響（リスク及び機会）が2025年も評価された（下記サステナビリティ・リスクを参照）。とりわけ、ESG要因がOeKBグループの信用リスクに重大な影響を及ぼしていないこと、すなわち、信用力の評価において既に考慮されているESGリスクを超えて気候が誘発する貸倒引当金の追加的な調整が行われていないことが明らかになった。

上記の表に見られるように、貸倒引当金はわずかに減少している。これは特に、ECLに最も寄与しているOeHTの信用ポートフォリオに当てはまる。銀行（OeHTの信用ポートフォリオの大部分は銀行により担保されている。）のデフォルト確率は、年次比較で大幅に改善された。

2025年12月31日現在の減損金融資産に対応する帳簿価格総額は、銀行貸付が17,228.2百万ユーロ（2024年度：17,823.8百万ユーロ）、顧客貸付が1,933.1百万ユーロ（2024年度：2,014.3百万ユーロ）、その他の金融資産が1,001.3百万ユーロ（2024年度：895.5百万ユーロ）であった。帳簿価額総額には、1,368.0百万ユーロ（2024年度：515.9百万ユーロ）の減損していない担保は含まれていない。

経済シナリオ（シナリオの説明については、「PIT及びFLIの調整」の項目を参照のこと。）に依存する予想信用損失の必要性の感応度（公表数値からの乖離パーセンテージ）：

2025年12月31日	カムバックシナリオ	基本シナリオ	ストレスシナリオ
減損の必要性	(19)%	(11)%	+25%
2024年12月31日	カムバックシナリオ	基本シナリオ	ストレスシナリオ
減損の必要性	(39)%	(26)%	+42%

サステナビリティ・リスク

OeKBグループは、中核事業を長期的に成功させ、社会的責任を果たすために、継続的に将来の動向を批判的に評価してきた。気候変動、生物多様性、資源不足、及び持続可能な金融は主要な課題である。詳しくはサステナビリティの項目を参照のこと。これは、当社の事業戦略のレジリエンスを高める目的である。全体として、OeKBは、オーストリア経済、よって経済の移行期にあるOeKBグループの事業セグメントについて、高い潜在力があると見ている。

0eKBグループは、サステナビリティ（持続可能性）リスクを、銀行の資産、財務、収益状況又は評判に重大なマイナスの影響を及ぼしうる環境、社会又は事業管理（ESGリスク）を意味するものと理解している。これには特に、物理的リスク及び移行リスクという形の気候関連リスクが含まれる。サステナビリティ・リスクは自己リスク類型ではないが、様々な金融リスク及び非金融リスクの評価及び管理において考慮される面がある。

0eKBグループの経営陣及び従業員は、持続可能な方法で事業を遂行する責任を認識している。これは、0eKBグループの事業活動が環境や社会の問題に与える影響という側面の持続可能性方針だけでなく、気候変動のような環境条件の変化からビジネスモデルに生じる可能性のあるリスクや機会についても当てはまる。

このため、0eKBはリスク管理及び事業戦略において気候リスクへの考慮を増やすことに、引き続き明確に重点を置いている。0eKBはまた、データの可用性の進捗に従ってESGリスク管理を継続的に改善している。一方では、これには格付評価へのESG要因の統合（ESGリスク・スコアリング）及び貸付プロセスにおけるこれらの要因の考慮、並びに定量的ESGストレステストが含まれる。

この数年間、当社は気候関連のリスク及び機会を0eKBグループのリスク方針及び戦略、そのためリスク管理に明確に統合している。

前年度までと同様に、2025年には、地球温暖化及び生物多様性が各種リスク区分に及ぼす影響について包括的な分析が実施され、当該分析は、本年度において初めて財務的重要性分析と統合されている。このプロセスには、0eKBの全部門及び銀行子会社が関与した。地球温暖化及び生物多様性損失の影響は、発生可能性及び影響度の評価に基づき、ベース・シナリオ及びストレス・シナリオの下で、複数の時間軸にわたり評価された。当該分析では、物理的リスク及び移行リスクが考慮され、短期（1年から3年）、中期（3年から10年）及び長期（10年超）の3つの時間軸が設定された。

当該分析の顕著な結論は、短期から中期にかけて重大な財務リスクは特定されておらず、現時点においてリスク・モデリングやリスク・カバレッジの計算の調整は必要ないということである。融資約定の評価及び融資決定の実施においては、ESG要因がすでに考慮されている。プロジェクト・レベルでは、0eKBグループは、デューデリジェンス・アセスメントに始まり、0eKB及び0eEBにおける環境監査及び社会監査を含む気候関連リスクの特定、評価及び管理を行う。0eHTも、観光及びレジャー産業向け資金供給に関し、融資及び与信モニタリングにおいて明確なESG評価手続き及び要件を有している。

長期的には、外部環境全般及び市場要件がEFSの資金調達にマイナスの影響を及ぼす可能性が重大なリスクとして認識されている。これにより、EFSの収益力及び経済的持続可能性が影響を受け、ひいては0eKBグループの収益状況にも重大な損害を与えるおそれがある。少なくともビジネスモデル、レピュテーション、（程度は限られるが）信用リスクに重大な影響を与える可能性があるのは移行リスクである。これは、とりわけ、0eKBグループの特定の事業セグメントによるものである。これは、輸出産業と観光産業の振興のために、また開発政策融資を目的として、オーストリア共和国の要請により、法的規制に基づいて運営されている。

0eKBは、重大なリスクを低減するため、既に一連の施策を実施している。具体的な施策の例としては、EFSの資金調達におけるサステナビリティ債の定期的発行、並びに過去数年にわたり連邦財務省と共同で開発されたExportinvest Green及びExportinvest Green Energy商品が含まれる。自己勘定ポートフォリオの投資戦略においても、例えば明確な除外基準、並びにグリーン、ソーシャル及びサステナビリティ債の投資比率に関する明確な目標が設定されており、2025年度末時点では、これらの投資の比率は既に50%弱を占めていた。リスクに加えて、世界経済をカーボン・ニュートラルなシステムへと転換することへの支援など、複数の機会も特定された。

2026年に、0eKBグループは、特にビジネス（モデル）リスクの低減に向け、銀行グループの移行計画に特に重点を置く。0eKBグループの主要な事業セグメントは、オーストリア共和国の代理として、また一部は同共和国の計算において運営されていることから、これは、全体的な運営条件の策定を所管する省庁、とりわけ連邦財務省と緊密に連携して実施される。

ESGツールの導入後、2025年には、サステナビリティ・リスクが信用リスクに及ぼす影響も初めて定量化された。これは、物理的リスク及び移行リスクを考慮したNGFS（Network for Greening the Financial System）のシナリオに基づくものであった。これを通じて、ESGツールにおけるデータの利用可能性については、なお改善が必要であることが明らかとなった。一方で、財務的重要性分析の結果は確認され、IFRSに基づく期待信用損失への影響として測定した場合においても、0eKBグループの信用リスクに対する重大な影響は認められなかった。

サステナビリティ・リスクは、四半期ごとのリスク状況評価並びにRMC、執行取締役会、監査役会への報告の中核的な側面でもある。

従って、ESG要因、とりわけ地球温暖化は、OeKBグループの継続事業に今のところ重大な影響を及ぼしておらず、リスク引当金の決定を含め、財務書類の公正価値又は評価を修正する理由はない。

#### 注記38 連結の範囲

以下の表は、OeKBグループの連結財務書類に含まれる全ての会社を示す。親会社であるオーストリア輸出銀行に加えて、以下の会社が完全に連結されている：オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン、OeKB CSD GmbH、ウィーン、及びオーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.、ウィーン。

当グループの資産、財務又は収益状態に重大な影響を与えないため、2つの会社が連結されなかった（2024年度：3社）。これら会社を合わせた総資産は当グループの連結総資産の0.002%であり、当年度の利益総額は当グループの当期連結利益の0.16%未満であった。OeKBが20%の株式を保有するAGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAGは株式の帳簿価格では認識されなかった。なぜなら、その業績は「持分法投資損益の持分割合（税引後）」の項目及び「持分法投資」の項目に大きな影響を与えないからである。この所有は、他のエネルギー決済会社の株式持分と同じく、公正価値（比例的株式）でその他非連結会社への投資に含まれている。

#### 連結又は原価で保有される会社の数

	2025年12月31日	2024年12月31日
完全連結会社	3	3
持分法投資	2	2
非連結子会社への投資（公正価値で認識）	2	3
その他非連結会社への投資（公正価値で認識）	10	10
<b>合計</b>	<b>17</b>	<b>18</b>

## OeKBが完全所有又は一部所有する会社

会社名及び登録事務所	銀行法分類	セグメント 組織(1)	投資の種類		持分割合 (%)
			直接 保有	間接 保有	
<b>完全連結会社</b>					
オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン	金融機関	E	×		100.00
OeKB CSD GmbH、ウィーン	金融機関	C	×		100.00
オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフト m.b.H、ウィーン	金融機関	T	×		68.75
<b>全部又は一部OeKBが所有する会社</b>					
<b>持分法投資</b>					
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	その他	0	×		51.00
アクレディア・フェアジハルングAG、ウィーン	その他	0		×	51.00
アクレディア・サービスGmbH、ウィーン	その他	0		×	51.00
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフ テGmbH、ウィーン	その他	C	×		50.00
<b>非連結子会社（その他包括利益において公正価値測定-OCI）</b>					
ツーリズム・インベストメント・サービスGmbH、ウィーン	その他	T	×		68.75
OeEBインパクトGmbH、ウィーン	その他	E	×		100.00
<b>その他非連結会社への投資（その他包括利益において公正価値測定-OCI）</b>					
AGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	その他	C	×		20.00
APCSパワー・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	その他	C	×		17.00
CISMOクリアリング・インテグレートド・サービス・アンド・マーケット ・オペレーションズGmbH、ウィーン	その他	C	×		18.50
OeMAGアブヴィクルングステル・フュア・エコシュトロムAG、ウィーン	その他	C	×		12.60
EXAAアブヴィクルングステル・フュア・エナジープロダクテAG、 ウィーン	その他	C	×		8.06
ウィーン証券取引所、ウィーン	その他	C	×		6.60
アインラーゲンジハルンク・オーストリアGes.m.b.H.、ウィーン	その他	0	×		1.00
EDFI マネジメント・カンパニーS.A.、ベルギー	その他	E	×		10.00
ヨーロッパ・フィナンシング・パートナーズS.A.、ルクセンブルク	その他	E	×		7.63
インターアクト・クライメット・チェンジ・ファシリティS.A.、 ルクセンブルク	その他	E	×		7.69

会社名及び登録事務所

財務情報

	12月31日現在の最新年次財務書類の報告日	UGBに定義される貸借対照表合計 (1,000ユーロ)	UGB第224(3)条に定義される株式 (1,000ユーロ)	当期の純利益 (1,000ユーロ)	公正価値によるOeKBグループの持分 (1,000ユーロ)
<b>完全連結会社</b>					
オーストリア・エントヴィックルングスバンクAG、ウィーン	2025	1,511,904	74,717	5,128	
OeKB CSD GmbH、ウィーン	2025	45,620	42,587	12,002	
オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.、ウィーン	2025	1,197,022	57,485	9,102	
<b>全部又は一部OeKBが所有する会社</b>					
<b>持分法投資</b>					
OeKB EH ベタイリグングス・ウント・マネージメントAG、ウィーン	2025	89,624	89,560	5,976	63,163
アクレディア・フェアジハルングAG、ウィーン	2025	144,523	90,198	6,707	46,001
アクレディア・サービスGmbH、ウィーン	2025	8,421	6,411	2,146	3,269
CCPオーストリア・アブヴィクルングステル・フュア・ブーゼンゲシェフテGmbH、ウィーン	2025	177,405	16,812	2,812	8,155
<b>非連結子会社（その他包括利益において公正価値測定-OCI）</b>					
ツーリズム・インベストメント・サービスGmbH、ウィーン	2025	142	122	5	84
OeEBインパクトGmbH、ウィーン	2025	496	428	109	428
<b>その他非連結会社への投資（その他包括利益において公正価値測定-OCI）</b>					
AGCSガス・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	2024	225,414	4,022	252	831
APCSパワー・クリアリング・アンド・セトルメントAG、ウィーン	2024	125,690	4,971	1,065	838
CISMOクリアリング・インテグレートド・サービス・アンド・マーケット・オペレーションズGmbH、ウィーン	2024	5,624	3,525	2,725	575
OeMAGアブヴィクルングステル・フュア・エコシュトロムAG、ウィーン	2024	886,265	8,181	2,329	1,027
EXAAアブヴィクルングステル・フュア・エナジープロダクテAG、ウィーン	2024	3,202	1,929	59	157
ウィーン証券取引所、ウィーン	2024	226,631	208,981	46,404	34,519
アインラーゲンジハルンク・オーストリアGes.m.b.H.、ウィーン	2024	1,317	100	-	4
EDFI マネジメント・カンパニーS.A.、ベルギー	2024	8,789	1,760	0	177
ヨーロッパ・フィナンシング・パートナーズS.A.、ルクセンブルク	2025.9.30	198,892	235	7	18
インターアクト・クライメット・チェンジ・ファシリティS.A.、ルクセンブルク	2025.9.30	120,434	239	5	18

注：(1) C=資本市場業務、E=輸出業務、O=その他業務、T=観光業務

子会社以外の投資の持分及び子会社の持分は取引所に上場されていない。

## 注記39 非支配持分の子会社

以下の表は、オーストリア・ホテル・ウント・ツーリズムスバンク・ゲゼルシャフトm.b.H.についての重要な開示を示す。同社はOeKBグループ内で、非支配持分（31.25%）を有する唯一の会社である。

観光業セグメント（単位：1,000ユーロ）	2025年	2024年
純利息収入	10,972	11,105
税引前利益	6,282	7,460
当期純利益	4,663	5,730
税引後その他包括利益	20	20
<b>包括利益/（損失）合計</b>	<b>4,684</b>	<b>5,750</b>
非支配持分に帰属する包括利益合計	1,464	1,797
流動資産	21,660	19,437
固定資産	1,176,753	1,220,182
流動負債	24,863	4,784
非流動負債	1,114,744	1,175,713
<b>純資産</b>	<b>58,805</b>	<b>59,122</b>
非支配持分に帰属する純資産	18,377	18,476
営業活動からの純キャッシュ	(2,560)	5,356
投資活動からの純キャッシュ	7,561	(357)
財務活動からの純キャッシュ	(5,000)	(5,000)
<b>純キャッシュ</b>	<b>2</b>	<b>(1)</b>
<b>非支配持分への支払配当</b>	<b>(1,563)</b>	<b>(1,563)</b>

## 注記40 従業員に関する開示

当年度中、当グループには、フルタイム換算で平均477人（2024年度：471人）の従業員が雇用されていた。

## 注記41 取締役会メンバーの報酬及び貸付

以下の表は、執行取締役会及び監事会メンバーの総報酬に関する情報である。執行取締役会の報酬には、給与、会社の成功に基づく変動部分、現物給付及び雇用関係終了後の確定拠出給付の支払を含んでいた。

## 執行取締役の報酬

（単位：1,000ユーロ）	2025年	2024年
当期の給付	(1,055)	(1,065)
雇用関係の終了後に支払われる給付の費用 （退職給付及び年金）	(176)	(170)
その他長期給付	(865)	(958)
<b>合計</b>	<b>(2,096)</b>	<b>(2,193)</b>

## 執行取締役会及び監事会の前メンバーの報酬

（単位：1,000ユーロ）	2025年	2024年
前執行取締役会メンバー	(1,868)	(1,790)
監事会メンバー	(161)	(159)

執行取締役会の現職メンバーは確定給付制度に基づく資格を有さなかった。

OeKBは株式ベース報酬を提供しなかった。

執行取締役会及び監事会のメンバーは、前年度と同じく、当年度中にOeKBグループから貸付も保証も受けていない。

## 注記42 その他関係者取引

輸出業務及び資本市場業務の特別目的の金融機関として、EFSに基づく「ハウスバンク」として、及び証券の発行者として行為するなど、OeKBはその株主との多数の取引に従事する。2つの主要な株主（ユニクレディット・バンク・オーストリアAG及びライファイゼン・バンク・インターナショナルAG）に加えて、OeKBグループはまた、持分法会計により連結財務書類に認識されている会社を関係者として定義する（下表を参照のこと）。関係者とみなされる個人には、オーストリア輸出銀行の執行取締役会及び監事会のメンバー（注記43を参照のこと）を含む。以下のすべての取引は、「独立企業」の条件で行われた。

銀行貸付の大半は、輸出金融スキーム（EFS）に関連するOeKBの株主との取引から生じる。注記1で説明した通り、OeKBのウェブサイト公表されている統一条件がEFSの全ての顧客に提供されている。EFSに基づく受取債権の大半は、オーストリア共和国からの保証を特徴とし、残りは別の国又は保険会社からの保証を特徴とする。2025年度の株主との信用取引により生み出された利息収入の割合は、185.7百万ユーロ、すなわち28.7%（2024年度：270.6百万ユーロ、すなわち30.4%）であった。

その他金融資産はOeKBの株主が公募発行した債券である。

銀行からの預金は、観光業融資手段を借換えるためにOeKBの株主からOeHTに供与された貸付から成る。

オーストリア輸出銀行と完全連結子会社との間の取引は、連結の過程において除去されるため、連結財務書類に開示されなかった。

以下の貸借対照表項目はOeKBグループの関係者との取引である。

## 関係者取引

	2025年度 OeKBグループ 株主	2025年度 非連結子会社 及びその他持 分への投資	2025年度 持分法投資	2024年度 OeKBグループ 株主	2024年度 非連結子会社 及びその他持 分への投資	2024年度 持分法投資
銀行貸付	7,925,542	-	-	7,950,259	-	-
その他金融資産	2,453	-	-	6,926	-	-
<b>資産</b>	<b>7,927,995</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>7,957,185</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
銀行からの預金	203,400	-	-	313,619	-	-
顧客からの預金	-	-	101,335	-	-	144,702
発行済み債務証券	1,645	-	-	1,676	-	-
<b>負債及び資本</b>	<b>205,045</b>	<b>-</b>	<b>101,335</b>	<b>315,295</b>	<b>-</b>	<b>144,702</b>
ローン約定、金融保証及びその 他約定の名目金額	1,106,129	-	-	1,435,643	-	-
<b>損益計算書</b>						
利息収入	185,747	-	-	270,897	-	-
利息支払	7,405	-	3,587	8,494	-	3,236
手数料収入	6,443	-	556	5,836	-	446
手数料支払	13	-	-	18	-	0
その他非連結会社への投資 からの当期収入	1,563	-	5,394	-	-	5,550
一般管理費	-	-	101	-	-	102
その他営業収支	1	-	642	1,608	-	1,035

前年同様、執行取締役会又は監事会メンバーとの取引はなかった。

以下の表はOeKBの株主の構成を示す。

## 2025年12月31日現在のオーストリア輸出銀行の所有構成

株主の名称	所有株式数	持株比率
CABETホールディングGmbH、ウィーン (ユニクレディット・バンク・オーストリア・グループ)	217,800	24.750%
ユニクレディット・バンク・オーストリアAG、ウィーン	142,032	16.140%
エアステ・バンク・デア・ウステルライヒシェン・シュパーカッセン AG、ウィーン	113,432	12.890%
シェーラーバンク・アクティエンゲゼルシャフト、ウィーン	72,688	8.260%
AVZ GmbH、ウィーン	72,600	8.250%
ライフアイゼン・バンク・インターナショナルAG、ウィーン	71,456	8.120%
P.S.K. ベタイリグングスフェアバルトウングGmbH、ウィーン	44,792	5.090%
ライフアイゼン0eKBベタイリグングスゲゼルシャフトmbH、ウィーン	44,000	5.000%
オーバーバンクAG、リンツ	34,224	3.889%
ベタイリグングスホールディング5000GmbH、インスブルック	26,888	3.055%
BKSバンクAG、クラゲンフルト	26,888	3.055%
フォルクスバンク・ウィーンAG、ウィーン	13,200	1.500%
株式合計	880,000	100.000%

注記43 執行取締役会、監事会メンバー及び当局担当官

執行取締役会メンバー

氏名	任期	
	開始	満了
Helmut Bernkopf	2016年 8 月 1 日	2028年 7 月31日
Angelika Sommer-Hemetsberger	2014年 1 月 1 日	2028年12月31日

監事会メンバー

職位	氏名	任期	
		開始	満了
監事会議長 (2025年 5 月23 日から)	Dieter Hengl	2011年 5 月25日	2026年AGM
監事会第一副議長	Marie Valerie Brunner	2024年 3 月20日	2027年AGM
監事会第二副議長	Ilinka Kajgana	2024年12月18日	2027年AGM
メンバー	Sabine Abfalter	2022年 5 月25日	2027年AGM
メンバー	Rainer Borns	2024年 5 月27日	2027年AGM
メンバー	Rainer Hackl	2025年 5 月23日	2026年AGM
メンバー	Christine Hartlieb-Götz	2025年 5 月23日	2029年AGM
メンバー	Robert Konrad	2025年 5 月23日	2026年AGM
メンバー	Marion Kristen	2023年 5 月24日	2028年AGM
メンバー	Herbert Pichler	2020年 5 月27日	2030年AGM
メンバー	Friedrich Spandl	2021年 5 月20日	2026年AGM
メンバー	Herta Stockbauer	2014年 5 月21日	2029年AGM
メンバー	Robert Wieselmayr	2016年 5 月19日	2026年AGM
メンバー	Janine Wukovits	2022年 5 月25日	2027年AGM
監事会議長	Robert Zadrazil	2009年 5 月19日	2025年 5 月23日

メンバー	Mary-Ann Hayes	2019年 5月29日	2025年 5月23日
メンバー	Reinhard Karl	2024年 5月27日	2025年 5月23日
メンバー	Hans Unterdorfer	2022年 9月28日	2025年 9月25日 死去

AGM = 年次株主総会

### 従業員代表

職位	氏名	任期	
		開始	満了
従業員協議会会長	Martin Krull	2002年 3月14日	2029年11月27日
副会長	Christina Schadauer	2023年 3月14日	2029年11月27日
メンバー	Elisabeth Halys	2013年 7月 1日	2029年11月27日
メンバー	Suzaana Minic	2026年 1月 1日	2029年11月27日
メンバー	Christoph Seper	2014年 3月14日	2029年11月27日
メンバー	Markus Tichy	2011年 7月 1日	2029年11月27日
メンバー	Evelyn Ulrich-Hell	2024年 6月 1日	2029年11月27日
メンバー	Sophie Clemente-Palma	2024年11月28日	2025年12月31日

### ワーキング委員会

職位	氏名
委員長(2025年 5月23日から)	Dieter Hengl
メンバー	Sabine Abfalter
メンバー	Martin Krull
委員長(2025年 5月23日まで)	Robert Zadrazil

### リスク委員会

職位	氏名
委員長	Herta Stockbauer
メンバー(2025年 5月23日から)	Dieter Hengl
メンバー	Martin Krull
メンバー(2025年 5月23日まで)	Robert Zadrazil

### 指名委員会

職位	氏名
委員長(2025年 5月23日から)	Dieter Hengl
メンバー(2025年 5月23日から)	Sabine Abfalter
メンバー	Christina Schadauer
委員長(2025年 5月23日まで)	Robert Zadrazil
メンバー(2025年 5月23日まで)	Marie Valerie Brunner

### 報酬委員会

職位	氏名
委員長	Robert Wieselmayr
メンバー	Sabine Abfalter
メンバー(2025年5月23日から)	Dieter Hengl
メンバー	Ilinka Kajgana
メンバー	Martin Krull
メンバー	Christina Schadauer
メンバー(2025年5月23日まで)	Robert Zadrazil

#### 監査委員会

職位	氏名
委員長	Sabine Abfalter
メンバー	Robert Wieselmayr
メンバー	Martin Krull

#### 政府査察官

役職	氏名	就任日
政府査察官	Harald Waiglein	2012年7月1日
政府副査察官	Johann Kinast	2006年3月1日

オーストリア銀行法第76条に基づく政府査察官はまた、輸出金融保証法第6条に基づいて指名されるオーストリア連邦大蔵大臣の代理でもある。

#### 注記44 法的リスク

2024年7月7日、連邦財政裁判所（BFG）から欧州司法裁判所（ECJ）への、銀行、保険会社及び年金基金に対する付加価値税に関連する「仲介銀行除外」（UStG § 6/1/28 - 2024年12月31日まで有効）が、TFEU（欧州連合機能条約）第107条（1）に基づく国家補助にあたるかどうかの問題に関する付託要請が公表された。仲介銀行除外は1995年1月1日から施行されていた。

BFGの見解では、仲介銀行除外の根拠はEU法にはない。なぜなら、付加価値税の共通システムに関するEU指令2006/112/ECは、納税者の不利益になるように納税者の意思に反して適用することはできず、法律の明確な文言と矛盾する国内法を指令に準拠して解釈することは許されないため、国内法をEU法に合わせることは実現不可能だからである。さらにBFGは、この除外がTFEU第107条に基づき禁止される国家補助にあたるかどうかも疑問視している。

国家補助が禁止されるのは、特定の企業及びセクターに有利になる場合、競争を歪める、又は歪める恐れがある場合、及び国境を越えた貿易に影響を及ぼす可能性がある場合である。

正式な調査手続きが開始されると（2027年に開始されると予想される）、10年の期間を考慮しなければならない。この影響を受ける期間（2017年から2024年までの8年間）において、OeKBグループは、UStG § 6/1/28に従って非課税とされた約6百万ユーロ相当のサービスを請求した。さらに、OeKBグループは、§ 6/1/28に従って非課税とされた0.5百万ユーロ（仕入税控除後）のサービスを受領した。受領したサービスに関しては、付加価値税のおよそ50%が仕入税調整額の一部として決済される。

OeKBは主に、オーストリア資本市場参加者へのサービス（ファンドデータサービス及び金融データサービス）の請求において、仲介銀行除外規定を適用している。仲介銀行除外の適用に基づく請求は、サービスの受領者が特定の法的前提条件に従って請求資格の確認を提出した時点で適用された。原則として、これらのサービスの約50%は、UStG § 6(1)8に従って非課税で請求することも可能であった。このため、法的要件が遡及的に変更された場合には、これらのサービスの請求を修正することもできると予想している。人員の委任又はサービスの提供に関する業務は、限られた範囲でのみ行われた。OeKBは、TFEU第107条に基づき禁止されている補助の受領者ではなかったとい

うのが法的見解である。BFGがECJに付託した法的問題の結果は、EU委員会がオーストリア共和国に措置を講じるよう指示しなければならないことから、現時点では極めて不透明であり、報告日付現在、資金流出の可能性が低いと考えられることを意味する。

本件を除き、OeKBグループの資産、財政状態及び利益状態に悪影響を与えるような重大な法的リスクは存在しなかった。

#### 注記45 貸借対照表日後の事象

貸借対照表日後に報告が必要な事象はなかった。

#### 注記46 公表の承認日

本財務書類は2026年3月25日付で、承認のために監事会に提出される。規則(EU)第575/2013の第8部に従った追加の開示(Disclosure Report、ドイツ語のみ)は、OeKBのウェブサイト([www.oekb.at](http://www.oekb.at))において提供される。

長期債務の明細<sup>(1)</sup>

		2025年12月31日現在の残高 (償還プレミアムを含む)	最終償還年
		(単位：1,000ユーロ)	
( ) 自己発行債券及び輸出金融関連のその他負債(利息を除く)			
自己発行債券			
2.875% - 3.25%	スイス・フラン建債券	1,385,012	2036
0.50% - 5.00%	米ドル建債券	12,408,510	2032
0.50% - 5.75%	英ポンド建債券	3,317,671	2029
0.00% - 3.125%	ユーロ建債券	9,730,000	2032
3.30% - 4.40%	豪ドル建債券	710,995	2032
1.58% - 3.95%	香港ドル建債券	661,462	2028
2.41% - 2.98%	中国人民元建債券	547,033	2027
1.337%	ノルウェー・クローネ建債券	84,438	2026
1.37% - 2.75%	スウェーデン・クローネ建債券	110,890	2031
	小計	28,956,011	
その他負債			
	国内借入	0	-
	海外借入	0	-
	自己発行債券及びその他負債小計	0	
( ) その他負債(信託代理業務を含む)			
	当銀行の長期債務合計	27,987,180	

注(1) 長期債務とは調達時からの期限が1年以上のものである。

輸出金融関連長期債務の今後5年間の支払予定額<sup>(1)</sup>

次の表は、当銀行の輸出金融関連の長期債務に対する2026年から2031年及びそれ以降の元本支払予定額を示したものである。

(単位：百万ユーロ)						
	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年及び それ以降
元本支払額	5,545	4,322	4,114	3,663	3,945	868

注(1) 共和国は、当銀行の外国通貨借入について、調達時の為替レートで換算した元本及び利息のユーロ表示額を上回る額の支払いをする必要がない旨保証する権限を有する。従って上記支払予定額は外国通貨建借入の各通貨別表示を行わない。

(6) 【その他】

債務不履行の有無

当銀行は、1946年に設立されて以来、当銀行のすべての国内及び外国債務について元本及び利息を支払期日に支払ってきた。

訴訟

当銀行にとって重要とは考えられない金額にかかわる通常の訴訟（及びその他の争訟）以外には、当銀行が当事者となっている係争中の訴訟はない。

(7) 【オーストリア共和国の概況】

概要

オーストリア共和国は、ヨーロッパ中部に位置し、西はスイス及びリヒテンシュタイン、北はドイツ連邦共和国、チェコ共和国及びスロバキア共和国、東はハンガリー、南はスロベニア及びイタリアに接している。

オーストリアの国土の面積は83,859平方キロメートルで、北海道よりやや大きい。オーストリアの西部及び南部地域はオーストリア・アルプスが連なる山岳地帯で、森林に深くおおわれている。共和国の東部及びオーストリアを350キロメートルにわたって流れるドナウ河流域には肥沃な平野部がある。オーストリアの最高峰はグロースグロックナー山で、海拔3,797メートルである。

2026年1月1日現在のオーストリアの暫定人口推計値は、オーストリア統計局によると、約921万9,113人であった。2016年から2026年にかけて、オーストリアの人口は5.5%の増加をみた。2025年の首都ウィーンの人口は約203万人であった。

オーストリアの現在の国境は、1919年のサンジェルマン条約によって決められた。第二次世界大戦後のオーストリアの占領は、1955年の独立、民主オーストリア再建のための国家条約によって終結した。この条約は核兵器を含む特定の軍用兵器の共和国による製造及び保有を制限している。その後オーストリア議会は、オーストリアの永世中立を宣言するとともにいかなる軍事同盟をも結ばず、自国領土にいかなる国の軍事基地も認めないとする連邦憲法（下記「 外交関係」の項参照）を採択した。

政治体制

1920年に制定され、1929年に改正されたオーストリア連邦憲法のもとで、オーストリアは民主的な連邦共和国であり、立法権及び行政権は、連邦政府と連邦を構成する9つの州に分与されている。

連邦政府の立法権は、下院（Nationalrat、国民議会）と上院（Bundesrat、連邦議会）からなる両院制議会に付与されている。下院議員は、比例代表制に基づく直接、秘密、普通選挙により5年の任期で選出される。かかる5年間の任期満了前においても、下院は、院自体の決議により解散し、又は連邦大統領により解散させられることがある。現在の下院議員は2024年9月29日に選出された。

上院議員は、各州の人口に比例して、州議会議員又は州議会議員の被選挙資格を有する他の市民の中から州議会により定期的に出選される。

連邦政府の行政権は、連邦大統領、首相及び内閣に付与されている。連邦大統領の任期は6年で、直接、秘密、普通選挙により選出される。アレクサンダー・ファン・デア・ベレン氏が2022年10月9日付で連邦大統領に再選された。連邦大統領の主な憲法上の権限は、首相及び閣僚の任命並びに下院の解散である。現在の内閣は、オーストリア国民党、オーストリア社会民主党と新オーストリア自由フォーラムの連立で2025年3月3日に成立し、オーストリア国民党のクリスティアン・シュトッカー氏が首相、オーストリア社会民主党のアンドレアス・バブラー氏が副首相として率いている。

次の表は、直近の選挙後の下院議員及び現在の上院議員の政党別内訳である。

	下院	下院	下院	下院	上院
	2013年選挙	2017年選挙	2019年選挙	2024年選挙	2026年3月の 構成
オーストリア自由党	40	51	30	57	16
オーストリア国民党	47	62	71	51	22
オーストリア社会民主党	52	52	40	41	18
オーストリア緑の党	24	-	26	16	3
新オーストリア自由フォーラム (NEOS)	9	10	15	18	1
ペーター・ビルツ・リスト	-	8	-	-	-
チーム・フランク・シュトロナハ	11	-	-	-	-
無所属	-	-	1	1	-
合計	183	183	183	183	60

資料出所：オーストリア議会発表のデータ

#### 司法制度

司法権は連邦裁判所に属している。普通裁判所は、民事及び刑事事件の双方を審理するが、民事事件については控訴裁判所、さらには最高裁判所に上訴することができ、また刑事事件については、減刑の申立ては控訴裁判所に、法令の適用の誤謬に対する申立ては最高裁判所に、それぞれ上訴することができる。

共和国及び州の行政行為にかかわる最終審としての裁判権は上記とは別に設けられた最高裁判所に属しており、違法な行政行為により影響を被った者による申立てにつき、同裁判所は独立の裁判官により上訴を審理する。

下院が制定した法律及び国際条約の合憲性、選挙の合憲性、連邦及び州政府の一般的に適用がある法令の適法性、並びに共和国もしくは州の行政行為による憲法上の基本的市民権の侵害の申立てを審理するために、さらに第3の最高裁判所が設けられている。この裁判所は、また、連邦憲法に定める共和国又は州の公務員に対する弾劾事件の裁判を行う。

#### 外交関係

オーストリアの外交政策の主たる目的は、自国の独立を堅持し、強化することにある。オーストリアは、ヨーロッパの緊張緩和をはかり、かつ地理的、歴史的、政治的環境を考慮した積極的外交政策こそがこれを達成する最善の方策と考えている。かかる外交政策の基盤は、1955年10月26日ウィーンの議会で可決されたオーストリアの中立に関する連邦憲法によって確立されている。

オーストリア政府は、中立政策をオーストリアの独立を維持する手段と考えており、同時に国際社会における平和維持の安定要素とも考えている。オーストリアの政策は、個人のよりよき幸福を追求するものであり、その最も重要な目的の中に人道主義が含まれている。

ウィーンは、国際会議の開催地として認められており、数多くの国連会議、SALT（戦略兵器制限交渉）会議などの開催地として利用されてきた。特に、国際原子力機関（IAEA）、国連工業開発機構（UNIDO）、石油輸出国機構（OPEC）の本部はウィーンに所在する。

オーストリアは国連加盟国であり、すべての国連関連機関に加盟している。オーストリアは、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会、アジア開発銀行、アジア開発基金、米州開発銀行、特別運営基金、経済協力開発機構（OECD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、シェンゲン協定、欧州評議会、国際エネルギー協会、国際農業開発基金、アフリカ開発基金、アフリカ開発銀行及び欧州復興開発銀行（EBRD）の加盟国である。オーストリアは、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）の締結国である。オーストリアは1993年12月に終了したウルグアイ・ラウンドにも積極的に参加した。オーストリアは世界貿易機関（WTO）の設立国の1つである。

1994年6月12日、オーストリアの有権者は3分の2以上の賛成をもって欧州連合（EU）への加盟を承認した。オーストリアは、1995年1月1日付でEUに加盟したが、引続き他のEU加盟国と同じく欧州経済地域（EEA）に加盟している。EFTAへの加盟は両立しなくなった。

#### 国際連合

平和維持活動への参加によって、オーストリアは国際平和及び安全保障を維持する国連の努力に大きく貢献している。オーストリアは1960年に初めて国連コンゴ活動（ONUC）のために医療部隊を派遣して国連主導の活動に参加した。その時以来、オーストリアは10万人を超える兵士、軍事監視要員、文民警察及び軍隊並びに民間専門家を世界各地の100以上の平和維持活動及び人道的活動に派遣した。

2025年4月には、オーストリア兵士441名が、国連安全保障理事会で認められた平和維持活動に従事していた。これには、キプロス（UNFICYP）、レバノン（UNIFIL）、コソボ（UNMIK）、西部サハラ（MINURSO）及び中東（UNTSO）における国連主導活動、コソボ（KFOR）及びイラク（NMI）におけるNATO軍主導活動、ボスニア（EUFOR-Althea）、ジョージア（EUMM）、アルメニア（EUMA）、ギリシア（EUNAVOR ASPIDES）及び地中海（EUNAVFOR Med）におけるEU主導活動が含まれる。

平和維持及び紛争予防に加えて、国連の枠内でのオーストリアの協力は第一に人権、武力紛争における市民（特に女性及び子供）の保護、法の支配並びに国際法のさらなる発展、軍備縮小、不拡散及び環境問題に焦点を合わせる。

次の表は、表示日現在のオーストリアが加盟している主要な国際金融機関の情報を示す。

機関名	加盟年月日	出資割当額	割当 比率 (%)	払込出資額	下記日付 現在の情報
国際復興開発銀行 (IBRD)	1948年8月27日	2,188,700,000米ドル	0.67	157,400,000米ドル	2025年6月30日
国際通貨基金 (IMF)	1948年8月27日	3,932,000,000SDR <sup>(1)</sup>	0.83	3,932,000,000SDR <sup>(1)</sup>	2025年7月31日
国際金融公社 (IFC)	1956年9月28日	193,216,000米ドル	0.81	193,216,000米ドル	2025年6月30日
国際開発協会 (IDA)	1961年6月28日	4,667,710米ドル	1.48	4,667,710米ドル	2025年6月30日
アジア開発銀行 (ADB)	1966年9月29日	470,300,000米ドル	0.34	24,800,000米ドル	2025年12月31日
米州開発銀行 (IADB)	1977年10月1日	284,200,000米ドル	0.16	20,800,000米ドル	2025年12月31日
米州投資公社 (IIC)	1986年5月9日	15,809,000米ドル	0.53	15,809,000米ドル	2025年12月31日
国際農業開発銀行 (IFAD)	1977年12月12日	165,466,000米ドル	1.43	165,466,000米ドル	2025年12月31日
アフリカ開発基金 (AfDF)	1981年12月30日	774,928,000SDR <sup>(1)</sup>	2.04	774,928,000SDR <sup>(1)</sup>	2025年12月31日
アフリカ開発銀行 (AFDB)	1983年3月30日	645,213,000SDR <sup>(1)</sup>	0.37	37,553,000SDR <sup>(1)</sup>	2025年12月31日
欧州復興開発銀行 (EBRD)	1991年3月28日	776,290,000ユーロ	2.51	234,700,000ユーロ	2025年12月31日
欧州投資銀行 (EIB)	1995年1月1日	6,428,994,000ユーロ	2.58	573,418,000ユーロ	2025年12月31日
多国間投資保証機構 (MIGA)	1997年12月16日	14,780,000米ドル	0.77	2,806,000米ドル	2025年6月30日
地球環境ファシリティ (GEF)	1991年8月2日	388,400,000SDR <sup>(1)</sup>	1.55	388,400,000SDR <sup>(1)</sup>	2025年6月30日
アジアインフラ投資銀行 (AIIB)	2015年12月25日	500,800,000米ドル	0.51	100,200,000米ドル	2025年12月31日

注(1) SDR計算単位。2025年12月31日現在 1 SDR = 1.16553ユーロ。2025年6月30日現在 1 SDR = 1.17236ユーロ。2025年7月31日現在 1 SDR = 1.18374ユーロ。

## 経済

## a) 概要

オーストリア経済は高度に発達し、多様化している。製造業、鉱業、建設業、エネルギー産業及び水道事業を含む工業は、2025年の粗付加価値（時価表示）の26.9%を占めていた。サービス部門が2025年の粗付加価値の71.7%を占めたが、農林業は粗付加価値の1.4%の生産であった。

## b) 経済における政府の役割

1946年に制定された第1次国有化法の下で、共和国経済における（当時の）3大商業銀行と主要企業の所有権は共和国管轄になった。石炭、鉄鉱石、鉄鋼産業のすべて、並びに非鉄金属及び原油・天然ガス産業の大部分、さらに多数の機械・運輸・電気機器・化学・化学製品製造会社が国有化された。国有産業における共和国の所有権管理は、オーストリア産業持株会社（「ÖIAG」）に帰属し、ÖIAGの株式は共和国により保有されていた。

1993年、ÖIAGはその所有する企業又は企業グループの民営化を開始した。その後ÖIAGは、証券取引所への株式上場の成功を含め、多数の民営化取引を遂行した。2015年3月、ÖIAGは、有限責任会社に転換され、オーストリア・ブンデス・ウント・インダストリベタイリグンゲン GmbH（Österreichische Bundes- und Industriebeteiligungen GmbH、「ÖBIB」）と改称された。2019年2月20日より、ÖBIBは合資会社に転換され、社名をオーストリア・ベタイリグングス AG（「ÖBAG」）に変更した。ÖBAGはオーストリア共和国により全額出資されている。

ÖBAGは上場会社3社の持分を保有する：OMV AG（31.50%）、テレコム・オーストリア AG（28.42%）及びオーストリア・ポスト AG（52.85%）。これらの保有について、

- ・OMV AGは石油及びガスの探査、開発及び精練並びに肥料産業で使用される化学製品の生産に従事する。
- ・テレコム・オーストリア AGはオーストリア最大の電気通信グループであり、固定ネットワーク、携帯通信、データ通信及びインターネット・サービスを提供する。
- ・オーストリア・ポスト AGは主要な郵便配達サービス業者である。

さらに、ÖBAGはカジノ・オーストリア AG（33.24%）、APKペンシオンカッセ AG（32.97%）及びユーロ・テレサイト AG（28.42%）の株式を所有し、ブンデスイモビリエングゼルシャフト m.b.H（BIG）、GKBベルクバウ GmbH、及び IMIBイモビリエン・ウント・インダストリベタイリグンゲン GmbH の単独所有者である。ÖBAGはまた、オーストリア最大の電力会社であり、オーストリア共和国が所有する、フェアブント AG の51.00%の株式も管理する。

1947年に制定された第2次国有化法により、電力事業が公的機関の支配下に入り、公益電力事業の調整・拡張を計画する国有のオーストリア電力統合会社（フェアブントゲゼルシャフト、「フェアブント」）が設立された。1988年には、政府はオーストリア電力統合会社の株式資本の49%を民有化した。

フェアブントはヨーロッパ有数の水力発電会社である。2025年、フェアブントの発電量の約86%が気候に優しい、再生可能な水力から得られていた。発電に関連して、水力は多くの長所を持つ：再生可能、クリーン、信頼に足り、かつ柔軟である。水力はまた再生可能エネルギーの中で最も費用効率の良い形態の発電の1つであり、フェアブントの強固な水力発電基盤は同業他社と比較して競争上絶対的な強みである。

2025年、フェアブントの水力による電力は、96の流れ込み式水力発電所及び26の揚水発電所からのものであった。フェアブントはまた、Ennskraftwerke AG が所有する14の流れ込み式水力発電所の購入権も保有していた。2025年12月31日現在、水力発電の最大発電能力（持続運転による最大能力）は9,066MWであった。エネルギー能力の中央値（これまでの水量に基づき計算された水力発電所の平均潜在発電量）は、29,605GWhであった。

さらに、フェアブントはまた、その発電ポートフォリオを多様化するために新たに風力及び太陽光発電プロジェクトを推し進めている。フェアブントの長期目標は、2030年までにその全発電量の約25%を占める予定の欧州における陸上の風力及び太陽光ポートフォリオの構築である。2025年、フェアブントの発電量の約7%が風力及び太陽光発電から得られていた。現在の陸上風力発電所及び太陽光発電所のポートフォリオは、2025年12月31日時点で1,256MWに達する。

2025年12月31日現在、フェアブントは110MW超の大規模蓄電池施設を所有し、さらにオーストリアとドイツを合わせた本国市場で、他の工場と同程度の規模の大規模蓄電池の容量を販売していた。

フェアブントは、その電力をオーストリア国内及び国外の消費者、卸売業者及びトレーダーに販売する。2025年、フェアブントが販売した電力の約50%はオーストリア市場向けであった。ドイツ市場が国際的な取引及び販売活動の中心であり、海外で販売される量全体の83%を占めた。

フェアブントは、子会社であるオーストリア電力送電網 AG（「APG」）とともに、3,318キロメートルの長さのオーストリアの高圧送電網を運営する。オーストリアの高圧送電網は欧州において重要な役割を果たす。オーストリアの高圧送電網はヨーロッパの最も重要な電力ハブの1つであり、西欧市場と東欧市場及び北欧市場と南欧

市場を接続する。APGは、EUが要求する、送電からの発電、取引及び販売の分離を完了して、2012年3月に独立送電システム運営業者としてE-コントロール・オーストリアにより認められた。フェアブントは独立系送電網運営会社であるガス・コネクト・オーストリア（Gas Connect Austria GmbH（GCA））の51%の株式も保有する。GCAは、オーストリアのガス送配パイプラインの運営会社であり、これによりオーストリアや中央ヨーロッパのエネルギー供給の中核的役割を担っている。GCAは、バウムガルテン・ハブを起点に、ドイツ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー並びに国内の貯蔵及び生産施設との接続による最新鋭で強力な高压ネットワークを運営している。約900キロメートルの長さのパイプラインに沿い、5つのコンプレッサーステーション、56の計測及び転送ステーションがある。

2025年、フェアブントの収益は80億1,360万ユーロ、営業利益は21億1,230万ユーロ、グループ純利益は14億8,940万ユーロであり、4,421人を雇用していた。

オーストリア連邦鉄道（Österreichische Bundesbahnen）は、国有企業であり、実質的にはオーストリアのすべての鉄道、並びにバス、船舶及びケーブルカーを運営している。国有のオーストリア・ラジオ放送（Österreichische Rundfunk）は、同国のラジオ及びテレビ放送網を運営しており、独立した監督機関により管理されている。

国有企業はすべて、独立した商業ベースの企業として運営されており、税の軽減による優遇は受けていない。国有企業の業績は、共和国に配当が支払われる場合に限り、共和国の歳入・歳出に反映される。

### c) 海外直接投資

海外直接対内投資額は、2024年の8.9%増の後、2025年は0.8%の減少であった。海外直接対内投資はその大部分がEU加盟国27か国（48%）からであったが、この割合は過去10年間（2010年：62.7%）で低下してきている。2025年のEU最大の投資国は、ドイツ（28.4%）及びイタリア（5.4%）であった。すべての欧州諸国を合計すると、海外直接対内投資の67.9%を占めた。EU以外の欧州諸国でオーストリアへの最も重要な投資国はロシア（7.2%）及びスイス（7.2%）であった。海外では、米国（9.0%）及びカナダ（4.2%）がオーストリアに対する最も重要な投資国であり、またアラブ首長国連邦、日本及び香港はそれぞれ7.2%、1.6%及び1.2%のシェアを占めた。

部門ごとを見ると、サービス部門への投資は、2025年の海外直接対内投資の88.6%を占め、製造業部門への海外直接対内投資よりはるかに大きかった。外国投資家は、主に専門的・科学的及び技術的サービス（55.6%）、金融仲介業（13.9%）、貿易（6.7%）並びに不動産業（5.8%）に投資を行ってきた。外国企業が大きな持分を取得した重要な製造業は、化学工業（2025年の海外直接投資総額の2.9%を占めた。）、コンピュータ、電子的及び光学製品製造（2.7%）並びに機械設備製造（2025年の海外直接投資総額の1.2%）であった。対内海外直接投資の成長は、非金属鉱物製品製造（プラス174%）、木材、紙及び印刷製造（プラス169%）並びに情報通信サービス（プラス77%）の分野で最も勢いがあった。2025年の外国直接投資に最も大きく寄与したのは、金融仲介業（プラス2.3パーセンテージポイント）、情報通信サービス（プラス1.0パーセンテージポイント）、木材、紙及び印刷製造（プラス0.6パーセンテージポイント）、コンピュータ、電子的及び光学製品製造並びに非金属鉱物製品製造（それぞれプラス0.3パーセンテージポイント）であった。寄与がマイナスであったのは、専門的・科学的及び技術的サービス（マイナス3.0パーセンテージポイント）、不動産業（マイナス0.5パーセンテージポイント）に集中し、次いで機械設備の取引及び製造（それぞれマイナス0.4パーセンテージポイント）並びに農業及び鉱業、基礎金属及び金属加工製品製造並びに化学品、石油製品及び医薬品製造（それぞれマイナス0.3パーセンテージポイント）であった。

## d) 国内総生産

次の表は、2021年から2025年までのオーストリアの主要部門別GDP(国内総生産)を示す。2025年のGDP(時価表示)は合計5,128億ユーロであり、2024年比3.8%の増加となっている。2025年の実質GDP(基準年:2015年)は合計3,825億ユーロで、2024年比0.6%の減少であった。実質経済活動の上昇は広範囲に及び、支出分野と部門の多くに関わった。

	国内総生産 <sup>(1)</sup>					2025年の粗付加価値合計に占める割合(%)
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
	(単位:10億ユーロ、時価表示)					
農林漁業	4.9	6.1	5.9	6.0	6.4	1.4
工業:						
鉱業及び採石業、製造業	70.0	76.3	77.2	75.8	79.0	17.2
電気、ガス及び水道、廃棄物処理	10.0	13.5	19.1	17.2	16.0	3.5
建設業	24.5	26.4	28.4	28.4	28.0	6.1
工業合計	104.5	116.1	124.7	121.5	123.0	26.9
サービス業:						
卸売及び小売	45.8	51.1	48.3	47.6	49.8	10.9
運輸及び倉庫	17.7	21.5	22.8	24.0	25.1	5.5
ホテル及びレストラン	8.3	15.1	17.7	19.1	20.3	4.4
情報及び通信	15.3	15.9	16.9	17.4	18.0	3.9
金融及び保険業	16.7	18.2	21.8	22.2	22.4	4.9
不動産業	35.5	36.5	40.3	43.7	44.8	9.8
その他ビジネス・サービス	36.8	40.5	42.7	44.3	45.3	9.9
行政 <sup>(2)</sup>	68.8	71.7	77.7	85.9	90.5	19.8
その他サービス業	8.2	10.0	10.9	11.9	12.3	2.7
サービス業合計	253.1	280.6	299.0	316.1	328.5	71.7
粗付加価値合計	362.5	402.8	429.6	443.5	457.9	100.0
税(製品補助金控除)	43.7	46.6	48.2	50.5	54.9	
国内総生産金額	406.2	449.4	477.8	494.1	512.8	
量 <sup>(3)</sup>	366.2	385.7	382.7	380.2	382.5	
対前年度比国内総生産変動率						
金額	+6.8%	+10.6%	+6.3%	+3.4%	+3.8%	
量 <sup>(3)</sup>	+4.9%	+5.3%	-0.8%	-0.7%	+0.6%	

注(1) 欧州国民経済計算体系(ESA)2010年基準。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 防衛、社会保障、教育、健康及び社会福祉事業を含む。

(3) 2015年を基準年とする。

これらのGDPの結果は、2014年9月に法的拘束力を持つようになった、2010年版欧州国民経済計算体系(「ESA2010」)に基づいている。ESA2010は、欧州連合の全ての加盟国(「EU加盟国」)について、データを国際水準で比較可能とするために、国民経済計算の編集にどの概念、定義及び計算規則を適用されなければならないかを定める。

国内支出

次の表は、2021年から2025年までの各年につき、国内支出向け財貨及びサービスの合計並びにそれらに対する支出合計を時価表示で示したものである。

	国内支出 <sup>(1)</sup>					2025年国内 総生産に占 める割合 (%)
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
	(単位：10億ユーロ、時価表示)					
国内総生産	406.2	449.4	477.8	494.1	512.8	100.0
加算：輸入	223.7	279.3	270.8	262.6	268.3	52.3
総需要	630.0	728.7	748.6	756.7	781.1	152.3
控除：輸出	227.3	276.0	279.5	275.1	280.5	54.7
国内需要合計	402.7	452.6	469.1	481.6	500.6	97.6
国内支出：						
消費支出：						
家計 <sup>(2)</sup>	201.7	229.0	247.0	257.6	265.9	51.8
一般政府	88.6	92.3	98.3	106.7	112.4	21.9
最終消費支出	290.3	321.2	345.3	364.3	378.2	73.8
投資：						
機械、設備 <sup>(3)</sup>	31.9	33.4	35.6	34.6	38.5	7.5
建設	50.2	54.7	54.9	53.1	52.5	10.2
その他投資 <sup>(4)</sup>	23.0	25.2	27.4	28.7	29.6	5.8
総固定資本形成	105.1	113.3	118.0	116.3	120.6	23.5
在庫変動 <sup>(5)</sup>	7.3	18.1	6.3	0.1	0.7	0.1
総資本形成	112.4	131.4	124.3	116.5	121.3	23.7
総計誤差	0.0	0.0	-0.4	0.8	1.0	0.2
国内総最終支出	402.7	452.6	469.1	481.6	500.6	97.6

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) ESA2010年基準。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

- (2) 家計に関する非営利団体を含む。
- (3) 武器を含む。
- (4) 知的財産製品及び培養生物製剤資源を含む。
- (5) 処分価値を差引いた取得分を含む。

#### e) 産業構造及び主要産業の状況

2025年に、オーストリア経済において工業部門は時価による粗付加価値の26.9%、サービス業部門は71.7%を占めた。同年、農林業部門は1.4%を占めた。

#### 農林業

オーストリアの国土の約半分は、農業と牧畜に使用されている。国内農産物は、国内で消費される全食糧のおよそ90%を賄っている。2025年、家畜生産量（例えば、牧畜及び酪農）は、農業総生産の約45.7%を占めた。

オーストリアは、ヨーロッパにおける大森林地帯の1つを有する。その国土の約48%、すなわち約15,500平方マイルが森林である。紙、板紙、パルプを含む木材及び林産物の輸出は、2025年のオーストリアの輸出額の5.6%を占めた。

2025年には、平均13万9,000人（推計）が農林業に従事していたが、これはオーストリア全労働力人口の3.4%に当たる（フルタイム換算で測定）。

## 工業

製造業は2025年の時価で粗付加価値の17.1%を占めた。これは前年の割合より0.2パーセンテージポイント上昇した。オーストリアの粗付加価値に占める製造業の割合は加盟国の平均（15.9%）より高い。EUの製造業生産高に占めるオーストリアの割合は、2012年から2021年まで3.2%から3.3%の間と安定を続けた後、2024年に2.9%に減少した。雇用者1人当たりの粗付加価値は、2023年、27か加盟国中で6番目に高かった。2025年9月からの最新の部門データによると、GDPへの貢献の面からは、製造業の中では依然として機械及び設備が最大の部門であり、金属及び金属製品がそれに続いた。オーストリアの輸出産業に貢献した主要な部門は、自動車産業、機械産業及び化学産業である。オーストリアの製造業における輸出の強さは際だっている。2025年、輸出の20.4%がヨーロッパ以外（主としてアメリカ及びアジア）の諸国向けであったが、EU27か国が依然としてオーストリアの主たる輸出先であり、67.8%を占めた。オーストリア統計局のグローバル推計によると、2024年のGDPの3.35%のオーストリアの研究開発支出も、EUの平均レベル以上であった。

2025年には、平均624,089人の現役の雇用者が製造業の一部であり、他方275,139人が建設業に従事していて、それぞれオーストリアの賃金・給与所得者の16.0%及び7.0%を占めた。建設業は、2025年の粗付加価値の6.1%を占めた。

## 観光業

オーストリアの観光は、2月、7月及び8月に小規模な観光客のピークを持つ数多くの通年の目的地から利益を享受している。多数の海外からの観光客に加えて国内観光客も多数、オーストリアの多面的な自然及び景観の美しさ並びに文化的魅力の豊かな伝統に魅了されている。さらに、オーストリアは年間を通じて観光客を惹きつける幅広いスポーツ活動を提供しており、とりわけアルプス地域における著名なウィンタースポーツの機会が特筆される。

2025年、観光需要は増加を続け、入国者数は4,820万人及び宿泊者数は1億5,730万人（それぞれ3.3%増及び2.1%増）の新たな最高値に達した。2022年以降と同様、2025年の成長は主に外国人来訪者によるものであったが（入国者数4.1%増、宿泊者数2.4%増）、国内需要の伸びはわずかのみであった（それぞれ1.0%増、0.5%増）。その結果、外国人観光客の市場シェアは、69.5%（入国者数）及び74.3%（宿泊者数）に上昇し、いずれも前年比でそれぞれ0.4パーセンテージポイント及び0.6パーセンテージポイントの増加となった。

オーストリアの外国人宿泊客のうち、上位10か国が2025年の国際宿泊需要の81.4%を占め、米国（2.2%、9位）を除くすべてがヨーロッパの国であった（ドイツ：50.1%、オランダ：9.6%、スイス（リヒテンシュタインを含む。）：3.7%、チェコ共和国：3.5%、英国：3.0%、ベルギー：2.5%、ポーランド及びイタリア：それぞれ2.4%、ハンガリー：1.9%）。全体として、これらの市場の成長率は国際需要全体よりもかなり低く（2.4%増に対し1.1%増）、特にスイス（1.3%減）、ベルギー（0.3%減）、ドイツ（0.2%増）及びオランダ（1.6%増）がそうであった。イタリア及び英国からの来訪者による宿泊者数は、全体の外国人動向（それぞれ2.1%増及び2.2%増）をわずかに下回った一方で、その他の上位4か国からの需要は相対的に高い伸びを示し、なかでも米国（7.9%増）が最も高い伸びであり、次いでポーランド（7.3%増）、チェコ（6.1%増）及びハンガリー（2.9%増）であった。

COVID-19パンデミックの結果により大幅に落ち込んだ長距離旅行者からの需要は、2025年においても回復を続けたが（前年比宿泊者数：ブラジル21.3%増、日本18.9%増、オーストラリア18.6%増、東南アジア18.1%増、サウジアラビア15.0%増、中国14.7%増、インド14.6%増、アラブ首長国連邦及びカナダそれぞれ13.9%増、ロシア12.0%増）、なお大幅な不足がみられた場合もあった（2019年比：ロシア84.6%減、中国49.2%減、日本45.2%減、韓国19.6%減）。

次の表は、オーストリアに宿泊した外国人観光客の宿泊延べ日数及びそこから得られた国際観光収益を示したものである。

	外国人宿泊延べ日数及び外貨獲得高				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
外国人宿泊延べ日数（単位：千日）	49,964	98,031	111,261	114,058	116,820
国際観光収益 <sup>(1)</sup> （単位：百万ユーロ）	10,167	21,019	25,330	27,033	28,549

資料出所：オーストリア統計局、OeNB、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond  
 注(1) 国際輸送を含む。

## 銀行、保険、不動産及びビジネス・サービス

欧州連合の単一市場制度はオーストリア国内の金融業の競争を助長し、一連の吸収合併をもたらした。金融市場危機、自動化及びインターネット・バンキング・サービスの幅広い利用は、調整のペースを加速した。さらに、COVID-19による危機及び新たな支払テクノロジーはオーストリアにキャッシュレスによる支払いを発展させた。その結果、銀行の数は、2000年の923行から2025年末には445行となり、同期間に支店数は1,499店舗減少した。2025年第3四半期末に、オーストリアの銀行の中央、東部及び南東部ヨーロッパ(「CESEE」)に対するエクスポージャー(与信)総額は、国際決済銀行によれば、3,810億ユーロへと増加し、オーストリアのGDPの68%へと小幅に上昇した。オーストリアの銀行は、年間総利益が2025年第3四半期末時点で82億ユーロに減少した。総営業利益は、その他営業利益が損失へと転じたこと並びに一般管理費及びその他費用の急増により、当年度を通じて大幅に減少した(12%減)。2025年度第3四半期、資産収益率の面でオーストリアの銀行(連結ベース)の収益性(0.7%)は欧州連合の平均(0.5%)を上回った。オーストリアの銀行の統合Tier 1レシオ(T1)は、2024年度第3四半期と比較して、2025年度第3四半期は19.5%へと1パーセンテージポイント上昇した。

金融市場庁(FMA)が発表した速報値によると、保険業界による保険料獲得額は2025年に4.8%の成長を遂げると予測されている。FMAの報告書によると、2025年の保険料は損害保険(4.9%増)及び医療保険(8.4%増)の双方で堅調な伸びを示している。生命保険は回復を継続し、2025年の保険料獲得額は0.6%の小幅な増加を示したが、これは専ら変動性の高い単一の保険料契約によるものであった。投資収益は業界全体で増加し(18.9%増)、保険金支払は2024年の洪水関連のピーク後に正常化したことから、経常活動からの利益は25億ユーロ(50.5%増)へと大幅に回復した。ソルベンシー・レシオはソルベンシーの制限値(280%)を十分に上回った。

統計局の速報値によると、金融・保険業の2025年の生産高は実質ベースで概して安定的に推移したが(0.1%増)、名目ベースで0.8%増加した。オーストリアの粗付加価値合計に占める金融サービスの割合は、2025年には4.9%のままであった。

## f) エネルギー

次の表は、2021年から2024年までの各年度のオーストリアの主要エネルギーの国内生産及び消費並びに国内生産の消費に対する割合を示すものである。

## 主要エネルギーの国内生産及び消費

	2021年	2022年	2023年	2024年
	(単位：テラジュール)			
国内第一次生産：				
電力	0	0	0	0
石油及び石油製品	23,879	21,921	19,805	19,658
天然ガス	23,731	22,362	19,864	19,304
石炭、コークス及び亜炭	0	0	0	0
再生可能エネルギー <sup>(1)</sup>	478,201	474,630	516,599	545,509
合計 <sup>(2)</sup>	525,811	518,913	556,269	584,470
国内総消費 <sup>(3)</sup> ：				
電力（水力、風力、太陽光発電）	200,942	195,708	199,894	202,781
石油及び石油製品	492,075	474,999	474,908	464,037
天然ガス	323,793	288,537	246,792	244,402
石炭、コークス及び亜炭	108,583	105,413	101,965	99,485
再生可能エネルギー <sup>(1)</sup> 及び廃物	303,656	303,631	315,435	318,843
合計 <sup>(2)</sup>	1,429,049	1,368,288	1,338,994	1,329,547
国内消費総量に対する本来の第一次生産の比率（％）	36.8%	37.9%	41.5%	44.0%

資料出所：WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 薪、バイオ燃料、周囲熱、廃棄物。

(2) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

(3) 生産業者、仲介業者、輸入業者の在庫品の変動及び諸外国との輸出入が反映されている。ただし最終消費者の在庫品の変動は除外してある。

石油、石油製品及び水力発電への依存度（国内総消費に占める割合）は比較的安定的に推移し、バイオマスを含む再生可能エネルギーはわずかに増加した一方で、天然ガスの使用はさらに減少した。予見可能な将来において、オーストリアは需要を満たすために、電力及び非再生可能エネルギー製品を相当量引き続き輸入する必要がある。

オーストリアの国内石油・ガス生産量は、近年着実に減少している。2025年には、天然ガスの生産量が前年より8.6%減少した。2025年の原油生産（液化天然ガスを含む。）のデータはまだ得られていない。2024年には若干減少し、47万8,000トンとなり、これは実際の製油所摂取量の5.9%に対応する。2025年の天然ガスの国内産出量は、天然ガス国内総消費量の6.6%であった。地質学調査によると、2024年末現在のオーストリアの天然ガス（不活性ガスを除く。）の（利用可能性のある）埋蔵量は61億立方メートルであり、原油の埋蔵量は403万トンであった。

2025年は、オーストリアの観測史上で最も高温かつ乾燥した年の上位10年の1つに位置付けられる。オーストリア全土の平均では、2025年の降水量は直近の平均年（1991年～2020年の気候平均）と比較して13%少なかった。このため、2025年は降水量の観測が開始された1858年以降で最も乾燥した20年の1つとなった（出所：GeoSphere Austria）。この干ばつ及びそれに伴う河川、特にドナウ川の水位低下、並びに一部タービンの停止により、2025年の水力発電量は24.7%減少した。風力発電による発電量も7.6%減少した。その他の発電源では、生活及び経済のあらゆる分野における電化の進展に伴う需要増を賄うことができなかった（国内発電量の合計は2024年比10.6%減少）。この理由で、2025年には、相当量の電力を輸入する必要がある。2023年及び2024年以外、オーストリアは電力の純輸入国である。国民投票により1978年以来、オーストリアの法律は原子力をエネルギー源として使用することを禁じている。

2025年における輸入エネルギーに対する支出は、オーストリアのGDPの2.4%を占めた。2024年、カザフスタン、リビア、サウジアラビア王国、ガイアナ、イラク及びアゼルバイジャンが、オーストリアに対する主な原油

の供給国であった。全天然ガス輸入の81.8%はドイツから、8.4%はイタリアからであり、その他の輸入は、オランダ(2.9%)、デンマーク(2.4%)、スロベニア及びベルギー(残り)からであった。2025年にはロシアからのガス輸入はなかった総ガス輸入量は2025年に37.9%減少した。石炭及びコークスは、主にポーランドから輸入されていた。

過去数十年間、オーストリアは地理的に近く、オーストリアが海港にアクセスできないこともあり、ロシアからのパイプラインガスに大きく依存していた。オーストリアの天然ガス供給の5分の4以上のロシアへの依存は、オーストリアを特に供給の途絶やガス価格の上昇のリスクにさらしていた。2022年2月24日のロシアのウクライナ侵攻以来、オーストリアはこの依存の悪影響を経験している。ロシアはヨーロッパとオーストリアに供給するガスの量を大幅に減らしてきており、その結果、エネルギー及び商品価格の高騰が消費者物価のインフレを押し上げてきた。オーストリア政府は、ロシアからのガス輸入へのオーストリアの依存度を下げる目標を宣言した。この関連で、以下のステップと取組が実行されている。

- ・EUエネルギー・プラットフォームとの緊密な協力。 同プラットフォームの目的は、EU諸国が互いに競り負けるのを防ぐ一方で、EUの政治的・市場的重要性を活用して、供給を効果的に多様化し、世界最大の供給者間の直接競争を導入し、EUの全消費者にとってより良い条件を実現するために、世界市場におけるEUの行動を調整することである。これは、EUの安定供給と安価なエネルギーへのアクセスを支援するための、天然ガス及びLNG(将来的には水素)に関するさまざまな行動を対象としている。EUは、2027年までにロシア産天然ガスの輸入を完全に停止するという目標を掲げている。
- ・高いガス貯蔵レベルの達成及び維持並びに戦略的ガス埋蔵量(連邦政府が保有する国営ガス備蓄)の設定は合計20TWhである。既存の埋蔵量に関するデータの質並びに法的・技術的なアクセス可能性は向上した。2026年3月20日時点で、冬季のガス貯蔵レベルは35.4%であった。
- ・ガス供給源の多様化への取り組み。 ドイツ及び他の欧州諸国からオーストリアへのガス輸送能力を強化するため、国境を越えたガス・パイプライン・ネットワークへの追加投資が行われた。これらの輸入には、より高いランクのライン、貯蔵施設及び中継地点などの対応インフラが必要であり、そのためオーストリアは、国境を越えたインフラ構想(例：欧州水素バックボーン)に参加することが非常に重要となっている。また、代替供給源からガスを購入し、ロシアの天然ガスへの依存を減らすすべての企業を対象とした支援など、多様化を促進するための具体的な法律も制定された。このように、オーストリア政府はオーストリア企業による新しい供給関係の確立も具体的に支援する。

オーストリアの一部国営石油会社OMVとの法的紛争のため、ロシアの天然ガス供給会社ガスピロム・エクスポートは、既存の長期供給契約にもかかわらず、2024年11月16日にオーストリアへの天然ガス供給を停止した。その結果、OMVは2024年12月11日にこの契約の即時解除を発表した。イタリア及びドイツ経由の代替ガス輸入が限定的であり、冬季のガス消費量が多い場合でも、ガス不足は起こっていない。

エネルギーコストの高騰を伴うエネルギー供給の混乱は、経済成長に重大なリスクをもたらす。ロシア産ガスへの依存を減らし、供給を多様化するための上記の取り組みは、これらのリスクに対抗するためのものであり、経済全体に悪影響を及ぼすことは予想されていない。

g) 生産性、賃金、卸売物価、生活コスト

以下の表は、2021年から2025年までのオーストリアの労働者・従業員一人当たりの生産性及び賃金・給与総額、卸売物価及び消費者物価(HICP-indexに基づく)の指数、並びにそれぞれの対前年比増加率を示している。

生産性・賃金・物価指数

	生産性		従業員一人当たり		卸売物価 <sup>(1)</sup>		消費者物価 <sup>(1)</sup>	
	非雇用者一人当たり		賃金・給与					
	実質GDP		指数	対前年比増加率	指数	対前年比増加率	指数	対前年比増加率
	指数	対前年比増加率	(2015年 = 100)	(%)	(2015年 = 100)	(%)	(2015年 = 100)	(%)
2021年	100.1	+2.4	115.1	+2.7	112.6	+10.4	111.5	+2.8
2022年	102.4	+2.4	120.7	+4.9	136.2	+21.0	121.1	+8.6
2023年	100.8	-1.6	129.3	+7.1	133.9	-1.7	130.4	+7.7
2024年	99.5	-1.3	137.7	+6.5	132.6	-1.0	134.2	+2.9

2025年 99.9 0.4 142.7 +3.6 132.8 0.2 139.0 +3.6

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、マクロバンド

注(1) 表示期間の平均月次データに基づく指数。

#### h) 労働情勢

2025年初頭、オーストリアには約600万人の生産年齢（15歳から64歳）の人々が住んでおり、約480万人（78.7%）が生産年齢の労働力（従業員、自営業及び失業者）であった。

現役の雇用者数は3,904,719人であった。外国人労働者は100万人を超え（1,032,605人）、労働力の26.4%を占めている。そのうちの約60%がEU市民である。

2025年の雇用は2025年において概ね横ばいで推移した（0.2%増）。2025年の失業率（欧州労働力調査による）は5.7%となり、2024年より0.5パーセンテージポイント増加した。

以下の表は、2021年から2025年までの各年の失業率と賃金の増加に関する情報を示したものである。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
失業率（労働力調査による）	6.2%	4.8%	5.1%	5.2%	5.7%
協定賃金の上昇率	+1.7%	+3.0%	+7.6%	+8.5%	+3.9%

資料出所：ユーロスタット、オーストリア統計局。

製造業（2.0%減）、小売及び卸売業（1.7%減）並びに派遣労働部門（5.6%減）における現役の従属的雇用は2025年も減少した一方で、公的行政においては増加し、とりわけ医療サービス業の人員は前年と比べて大幅に増加した（4.4%増）。また、その他の一部サービス部門においても、前年と比較して雇用が増加した（例：宿泊・飲食サービス業（0.8%増）、運輸業（1.5%増）、専門的、科学的及び技術的サービスの提供（2.1%増））。<sup>1</sup>

2025年、被雇用者人口総数の大半（75.1%）が、第三次産業の職に就いている。その他の21.3%が第二次産業で、3.6%が第一次産業に従事していた。

1 2025年以前の期間の数値は、NACE 2008に基づいていたが、NACE 2025に再分類されている。

以下の表は、2021年から2025年までの年齢及び性別による就業率（%）を示す。

性別	年齢	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
合計	15歳から24歳	50.2	51.9	53.1	51.3	50.8
合計	15歳から64歳	72.4	74.0	74.1	74.1	74.3
合計	25歳から54歳	83.8	85.7	85.4	85.4	85.3
合計	55歳から64歳	55.4	56.4	57.3	58.8	60.9
男性	15歳から24歳	54.6	55.6	56.3	54.3	53.0
男性	15歳から64歳	76.7	78.0	77.9	77.5	77.7
男性	25歳から54歳	86.9	88.5	87.8	87.4	87.9
男性	55歳から64歳	62.7	63.9	65.4	66.2	66.6
女性	15歳から24歳	45.7	48.2	49.8	48.3	48.6
女性	15歳から64歳	68.1	70.0	70.3	70.7	71.0
女性	25歳から54歳	80.7	83.0	83.0	83.4	82.6
女性	55歳から64歳	48.3	49.0	49.4	51.6	55.3

資料出所：ユーロスタット、WIFO（オーストリア経済調査研究所） - 労働力調査（総人口に占める割合（人ベース））に基づくデータ、2021年は調査の切り替えにより時系列が分断されているが、経時的な比較可能性が確保されているため、表のデータに影響はない。

#### i) 社会保障制度

オーストリアの社会保障制度は、保健、出産、身体障害及び老齢手当、労働災害補償、家族手当、補足退職・福利厚生制度、失業手当、その他多くの社会サービス及び給付からなっている。2024年、オーストリア人口の約99.9%は社会保障制度の主要部分である医療保険（社会保障機構連合会、2025年）に加入していた。社会保障給付は被雇用者及び雇用者からの現行の拠出金、並びに連邦政府予算からの現在の割当から支払われている。

ESSPROS（欧州統合社会的保護統計体系）によると、2024年のGDPに占める社会保障支出総額の比率は32.7%であった。前年と比較して、これは2.1パーセンテージポイントの増加に相当する。社会支出は10.5%増と、名目GDPの3.4%増よりも伸びが急速であった。2024年の社会保障支出は、以下の構成要素に分けられる：老齢年金46.0%、医療及び疾病27.6%、家族手当9.0%、障害者年金5.3%、遺族年金4.9%、失業対策4.6%、住宅及び社会包摂2.5%に使用された。

オーストリアにおける雇用者、自営業者及び有給農業従事者向け法定年金制度は、老齢年金、遺族年金及び障害者年金から成る。第1の柱は収入に関連する賦課方式の制度である。職業及び民間の第2及び第3の柱は全体的な給付の中では限定的な役割をもつ。2024年において高齢者収入の約91.8%が第1の柱からであり、3.3%が第2の柱、4.9%が第3の柱からもたらされた。現在の法定の退職年齢は男性については65歳である。女性については2023年までは60歳であり、2024年から2033年の間に65歳になるまで0.5歳ずつ毎年徐々に引き上げられる。長期被保険者（40年間の有給雇用）の早期退職は62歳であり、大幅な減額が伴う。女性については、この種類の年金は2028年から適用される。

この10年間で、保険計算を強化し、特定の種類の早期退職制度の廃止を通じて早期退職を削減し、早期退職の毎年の控除を増加させるという目的で、大規模な年金制度改革がオーストリア議会において採択された。早期退職の控除の範囲は、重労働者については1年につき1.8%から長期保険加入者については5.1%までに渡る。有給雇用の各年が年金給付に対する1.78%と計算され、つまり45年間の保険期間の後、グロスの交換率は、平均生涯賃金総額の80.1%であることを意味する。過去の改革の結果、80.1%の交換率は、40年ではなく、現在45年の保険期間が必要とされる。年金は全て、所得税及び健康保険拠出の対象である。

障害者年金制度にも改革が行われた。2014年1月1日から、1964年以後に出生した者は、一時的障害者年金の利用ができない。この改革は、リハビリテーション・プログラム、スキルの向上など、この種類の労働者を労働力に再統合するための数々の方策を伴っている。

全体として、この年金改革はプラスの効果があった。2025年の平均退職年齢は、女性は61.8歳及び男性は63.5歳（老齢年金）、並びに障害者年金を開始する平均年齢は女性53.9歳及び男性は56.3歳（社会保障機構連合会、2026年）であった。その一方で、障害年金の利用は過去10年間で半減している。オーストリアの年金委員会による、最新の2025年から2030年の年金予測（2025年11月）によれば、年金支出は2025年のGDPの13.05%から2030年にはGDPの13.72%への増加が予想される。2025年、GDPに対する年金支出（年金受給者への貧困抑制給付を含む。）の割合の3.79%が連邦予算により賄われたが、2030年にこれはGDPの4.23%まで上昇する。最近の年金改革は、年金支出の増加を低下させた。しかし、毎年の年金調整の基礎として使用される物価上昇率が高いため、将来の支出の動きを以前の予測で計算されたよりもはるかに増加させる。

#### j) 最近の進展

##### オーストリアの経済と予算状況

2年間の景気後退から脱した後も、主要なEU市場における経済の弱さ及び米国の関税措置の抑制的影響により対外需要が低迷を続けていることから、オーストリアの産業部門は持続的な回復をいまだ示していない。もっとも、WIFOの2025年12月予測によれば、2025年におけるGDP成長率の0.6%の緩やかな伸びの後、オーストリア経済は2026年に1.2%、2027年に1.4%拡大する見通しであった。同時に、インフレ率は2025年半ばの約4%から2026年1月には約2%へと大幅に低下し、労働市場指標は安定化の兆しを示した。これらを総合すると、これらの動向は2026年及びそれ以降の期間については慎重ながらも前向きな見通しを支持していた。

しかしながら、これらの予測は、中東における継続中の紛争を踏まえると見直しを要する可能性があり、その正確な経済的影響は現時点ではなお不確実である。

2026年初頭時点において、オーストリアの財政状況は引き続き高水準の財政赤字及び緩やかに増加する債務によって特徴付けられており、現行政策の下では限定的な財政健全化の進展しか見込まれていない。オーストリア財政諮問委員会によれば、財政赤字はEUのGDP比3%の基準を大きく上回る水準で推移する見込みであり、債務

比率は2029年にかけてGDP比でおおよそ87.7%へと上昇すると予測されている。これにより、オーストリアに対して継続するEUの過剰財政赤字是正手続の延長が見込まれるとともに、政府のあらゆるレベルにおいて実質的な財政健全化の必要性が強調されている。OeNBの予測では、2026年の一般政府赤字はGDP比で約4.2%とされ、債務比率はGDP比で約84.9%へとわずかに上昇すると見込まれており、景気回復が緩やかな環境下における支出圧力の継続及び歳入の伸びが穏やかなものでしかないことが反映されている。

米国/イスラエルとイランとの紛争を含む地政学的緊張はエネルギー価格の不確実性を高めているものの、利用可能な評価においては、既にベースライン予測に織り込まれている一般的な商品価格の変動を超えて、オーストリアの財政に重大な波及影響を及ぼすことは示されていない。総じて、2026年初頭の財政見通しは、継続的な構造的不均衡、加齢関連支出の増加圧力、並びにEU財政ルールの遵守の確保及びオーストリアの債務動向の安定化のための信頼性ある財政健全化措置の必要性によって特徴付けられている。

2026年3月時点においても、オーストリア経済は2025年半ばに米国が発表した関税の影響を引き続き反映しており、WIFOの試算によれば、当初提案されたEUからの輸入に対する50%の米国関税が全面的に実施されていた場合、輸出業績の減速を通じてオーストリアのGDPは約0.68%押し下げられていた可能性がある。しかし、2025年第3四半期にEUと米国の間で締結された合意により、大半の米国関税に対して15%の上限が設定され、主要なEU輸出品の継続的な市場アクセスが確保されたことから、大西洋間の貿易状況は安定化し、最悪の結果を回避するのに役立った。その結果、オーストリアの2026年における対外需要の下押し圧力はより緩やかなものとどまり、当年度の見通しは、関税不確実性の正常化及び貿易予見可能性の緩やかな改善を前提として形成されている。

#### ロシアによるウクライナ侵攻

2022年2月23日以降、EUは、ロシアによるウクライナ侵攻に対処するための一連の制限措置に合意した。これらの措置には、ロシア下院議員に対する制裁、並びにその他の個人及び事業体に対する制裁と資産凍結、ドネツク州及びビルハンスク州の非政府支配地域との経済関係の制限、ロシア国家及び政府がEUの資本市場と金融市場及びサービスにアクセスする能力に対する制限、ロシアの銀行7行に対するSWIFTの禁止、ロシアの軍事侵襲への関与に対するベラルーシに対する制裁、特定の国有企業との全ての取引の禁止、広範囲にわたる貿易制限並びに輸出入の禁止（鉄鋼、原油及び石油精製品並びに高級品など）などが含まれる。

EUは、臨時保護指令に基づき、2022年2月24日以降に戦争から逃げるため国を離れたウクライナの元居住者に対して、どのEU加盟国においても一時的な保護を付与することを決定した。一時的な保護は少なくとも1年間は続くが、ウクライナの状況によっては延長される可能性がある。一時保護指令に基づく権利には、居住許可、労働市場と住宅へのアクセス、医療援助、子供のための教育へのアクセスが含まれる。2026年1月1日現在、オーストリアでは、約94,000人のウクライナからの避難者が登録されている。

#### 中東紛争へのオーストリアの対応

中東における継続中の紛争は、世界の石油供給網に重大な混乱をもたらし、国際的なエネルギー価格の急激な上昇の一因となっている。ホルムズ海峡を通過する船舶交通の減少を含む輸送上の制約及び地域のエネルギーインフラの損傷は、世界の石油市場の変動性を高め、オーストリアを含む欧州全体における家計及び産業のエネルギーコストに持続的な圧力をもたらしている。

これらの動向に対応するため、オーストリア政府は、石油価格上昇の国内への影響を緩和するための的を絞った措置を実施している。これらには、燃料税の1リットル当たり5ユーロセントの一時的な引下げ及び燃料販売業者の利幅に対する上限の導入が含まれ、これにより消費者を過度な価格上昇から保護するとともに、生活上昇の再燃を防ぐことを目的としている。さらに、国際エネルギー機関による加盟国への要請に従い、緊急備蓄の協調的な放出を通じて世界市場の安定化を図るため、オーストリアは国家石油備蓄の一部を放出することを確認している。

#### 貿易及び国際収支

##### a) 貿易の概要

1995年1月1日付でオーストリアはEUに加盟し、それ以来、EU統合深化の全ての段階に参加した。30年後、外国貿易はオーストリア経済の中で急速に重要性を増してきた。2025年、時価による財貨輸出（1,901億ユーロ）はGDPの37.1%に相当したが、これに対して1995年は24.0%であった。不利な国際状況のため、オーストリアの財貨輸出は、2025年に0.5%低下した。オーストリアにおける輸出の伸びは、ユーロ圏を下回り、市場シェアの減少につながった。オーストリアの価格競争力は引き続き弱い状態にあった。ユーロ圏とのインフレ率格差は2024年に大幅に縮小したものの、2025年には平均で約1.5パーセンテージポイントへと再び拡大した。製品構成の不利な影響も業績の重しとなった。これは、EUの主要貿易相手国による投資の継続的な低迷が、オーストリア

の輸出にとって重要な機械及び自動車に対する需要を弱めたことによるものである。また、米国の関税政策の転換は、近年におけるオーストリア輸出の主要な成長の柱の1つを損ない、加えて医薬品出荷の落ち込みがさらなる下押し圧力となった。成長の鈍い欧州市場へのオーストリアの高い依存度と相まって、これらの動向は大幅にマイナスの国別構成効果を生み出した。財貨輸入は2025年において2024年比で4.1%増加し、時価で1,967億ユーロに達した。国内の工業生産及び輸出が低迷する一方で、設備投資及び耐久消費財へのオーストリアの投資は回復し、とりわけ自動車輸入の堅調さ及びドイツからの鉄道車両の納入が2025年の輸入の増加を支えた。これらの要因に加えて、年度を通じて高水準で推移した金の輸入需要の強さによる「一時的要因」も寄与した。GDPに占める輸入の割合は1995年の27.6%から2025年の38.4%に上昇した。財貨収支は、輸入需要の強さにより、2025年には2024年と比較して88億ユーロ大幅に悪化し、2024年の黒字から66億ユーロ（GDP比1.3%）の赤字へと転じた。

次の表は、2021年から2025年までの各年のオーストリアの財貨の輸出入の要約である。価格指数は下記の表に示されている。

年	外国貿易(財貨)			
	輸出 (F.O.B.)	輸入 (C.I.F.)	貿易収支	輸入に対する 輸出の割合
(単位：百万ユーロ)				
	(%)			
2021	165,586	178,446	-12,860	92.8
2022	194,679	215,273	-20,593	90.4
2023	200,755	202,777	-2,022	99.0
2024	191,184	188,990	+2,194	101.2
2025	190,136	196,719	-6,583	96.7

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

2025年、オーストリアの外国貿易の67.8%がEU加盟国との間で行われていた。オーストリアのEU26か国への輸出は、2024年（6.7%減）の急激な減少の後、2025年は0.6%微増した。輸出の29.5%及び輸入の32.2%を占めるドイツが、オーストリアの最重要貿易相手国である。ドイツ経済の継続的な低迷により、自動車及びその他の財貨、特に金の輸出が増加したにもかかわらず、オーストリアのドイツへの輸出は抑制された。ドイツへの輸出は2025年に1.2%減少したが、ドイツからの輸入は2024年と比較して4.1%増加した。一般的に、オーストリアの国際貿易関係は依然として、EU単一市場に著しく集中している。EU13か国（2004年以降の新加盟国）とのオーストリアの貿易関係は、輸出合計の19.8%及び輸入合計の15.4%を占めた。EU13か国への輸出は3.0%増加した。オーストリアの2番目に重要な貿易相手国（輸出総額の6.8%）である米国への輸出の大幅な減少（20.4%減）により、EU（欧州連合）以外の諸国への輸出も、2025年に2.9%減少した。対米輸出がこのように減少傾向にあるのは、米国防権の保護主義的な貿易政策及び関連する不確実性を反映している。

製品グループでは、機械及び輸送機器の輸出がオーストリアの輸出の中で群を抜いて最も重要な製品グループであるが、2025年には0.2%縮小した。財貨輸出全体に対する最も大きなマイナスの影響は医薬品によるものであり、2024年と比較して13.5%減少した。医薬品を含む化学品も9.0%減少した。欧州産業の低迷の中で、機械及び車両の輸出は2025年の大半において低調に推移したが、当年度の第4四半期には回復した。

以下の表は、輸出入の量、輸出入価格並びにオーストリアの交易条件（すなわち輸出財貨の価格の輸入財貨の価格に対する関係）を示すものである。

年	貿易指数(財貨)				交易条件 <sup>(1)</sup>
	輸出(F.O.B.)		輸入(C.I.F.)		
	価格指数	量指数	価格指数	量指数	
2021	106.5	118.3	108.5	123.1	98.1
2022	119.2	124.1	130.5	123.5	91.3
2023	119.6	127.6	131.1	115.8	91.2
2024	118.7	122.5	128.7	110.0	92.2
2025	119.4	121.1	127.8	115.3	93.4

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 輸出価格指数を輸入価格指数で除し、パーセントで示す。

次の表は、2021年から2025年までの各年におけるオーストリアの輸出入の品目別構成を要約したものである。

	品目別輸出入 <sup>(1)</sup>					2025年割合 (%)
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
	(単位：百万ユーロ)					
輸出 (F.O.B.)						
食品・家畜	9,565	11,119	11,997	12,719	13,269	7.0
飲料・タバコ製品	3,119	3,595	3,343	3,047	2,957	1.6
原材料 (食品・燃料を除く)	5,850	6,537	5,485	5,791	6,135	3.2
鉱物燃料・潤滑油及び 関連材料	4,154	7,599	7,486	5,674	4,937	2.6
動植物油脂	353	390	332	272	317	0.2
化学及び関連製品	25,288	29,080	34,610	33,241	30,241	15.9
製造品 <sup>(2)</sup>	35,343	42,774	39,262	37,910	37,826	19.9
機械・輸送機器	61,308	69,497	75,306	70,930	70,789	37.2
その他の加工品	20,607	24,089	22,934	21,600	23,665	12.4
輸出合計 <sup>(3)</sup>	165,586	194,679	200,755	191,184	190,136	100.0
輸入 (C.I.F.)						
食品・家畜	10,716	12,626	13,821	15,240	16,206	8.2
飲料・タバコ製品	1,182	1,268	1,418	1,543	1,652	0.8
原材料 (食品・燃料を除く)	8,235	9,029	7,480	7,171	6,990	3.6
鉱物燃料・潤滑油及び 関連材料	13,912	27,119	18,186	14,073	12,563	6.4
動植物油脂	683	872	733	674	773	0.4
化学及び関連製品	26,235	29,674	28,967	26,725	28,910	14.7
製造品 <sup>(2)</sup>	29,114	34,924	29,977	27,919	28,437	14.5
機械・輸送機器	59,089	65,852	69,963	65,659	67,892	34.5
その他の加工品	29,280	33,910	32,233	29,987	33,296	16.9
輸入合計 <sup>(3)</sup>	178,446	215,273	202,777	188,990	196,719	100.0

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO (オーストリア経済調査研究所) データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づくものである。

(2) 中間製品、最終品。

(3) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

次の表は、2021年から2025年までの各年のオーストリアの輸出入の地域別構成を示したものである。

	地域別輸出入 <sup>(1)</sup>					2025年割合 (%)
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
(単位：百万ユーロ)						
輸出 (F.O.B.)						
EU諸国 <sup>(2)</sup>						
ドイツ	49,925	58,012	58,444	56,743	56,084	29.5
イタリア	11,211	13,244	12,309	11,745	12,601	6.6
チェコ共和国	6,030	7,083	7,236	6,763	7,195	3.8
ハンガリー	6,134	7,734	7,258	6,843	7,004	3.7
その他のEU諸国	39,466	47,604	52,124	46,079	46,069	24.2
EU27か国合計	112,766	137,678	137,370	128,172	128,951	67.8
その他諸国						
英国	4,440	5,106	5,453	4,933	5,275	2.8
スイス	8,172	9,991	9,957	9,473	9,908	5.2
ロシア連邦	1,998	1,838	1,297	992	912	0.5
その他東ヨーロッパ						
諸国 <sup>(3)</sup>	2,479	2,671	2,918	3,068	3,251	1.7
アメリカ合衆国	11,100	12,913	14,739	16,228	12,923	6.8
日本	1,704	1,787	1,783	1,582	2,000	1.1
中国	4,821	5,262	5,073	5,310	5,075	2.7
その他のすべての国	18,106	21,435	22,166	21,425	21,843	11.5
輸出合計 <sup>(4)</sup>	165,586	194,679	200,755	191,184	190,136	100.0
輸入 (C.I.F.)						
EU諸国 <sup>(2)</sup>						
ドイツ	59,150	69,022	64,705	60,835	63,342	32.2
イタリア	11,571	13,437	13,010	12,335	12,434	6.3
チェコ共和国	7,762	9,819	8,404	8,124	8,133	4.1
ハンガリー	4,684	5,348	5,037	4,782	4,803	2.4
その他のEU諸国	35,770	42,614	40,197	39,414	40,020	20.3
EU27か国合計	118,937	140,240	131,353	125,489	128,732	65.4
その他諸国						
英国	2,779	3,495	3,070	2,330	2,339	1.2
スイス	9,726	10,026	10,259	7,120	11,046	5.6
ロシア連邦	4,670	8,250	4,092	2,428	65	0.0
その他東ヨーロッパ						
諸国 <sup>(3)</sup>	2,745	3,290	2,992	2,830	2,743	1.4
アメリカ合衆国	5,700	7,257	7,931	7,722	7,733	3.9
日本	2,243	2,521	2,813	2,508	2,389	1.2
中国	13,106	17,453	15,116	15,473	17,613	9.0
その他のすべての国	18,541	22,742	25,152	23,091	24,059	12.2
輸入合計 <sup>(4)</sup>	178,446	215,273	202,777	188,990	196,719	100.0

資料出所：オーストリア統計局、WDS-WIFO（オーストリア経済調査研究所）データシステム、Macrobond

注(1) 財貨の移動に基づく。

- (2) EU諸国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン及びスウェーデンから構成されている。
- (3) アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、セルビア及びウクライナ。
- (4) 四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

## b) 国際収支

以下の表は、2021年から2025年のオーストリアの諸外国との国際収支及びオーストリア共和国の中央銀行であるオーストリア国立銀行（OeNB）の公的外貨準備高を示す。

国際収支<sup>(1)</sup>

(単位：百万ユーロ)

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
経常収支	7,048	-5,816	7,673	7,545	9,549
貿易収支	49	9,686	2,612	6,002	5,062
輸出	167,841	197,629	196,354	186,086	189,354
輸入	167,792	207,314	193,742	180,084	184,292
サービス収支	3,155	5,505	5,279	5,640	6,689
輸出	60,166	78,527	83,328	89,288	93,443
輸入	57,010	73,021	78,049	83,649	86,755
第一次所得収支	6,700	1,138	3,259	-954	1,559
第二次所得収支	-2,857	-2,775	-3,477	-3,143	-3,758
資本収支	162	-25	2,238	-1,073	1,404
金融収支	4,600	-8,719	9,472	5,319	16,050
直接投資	8,574	-847	8,509	111	4,951
証券投資	12,293	1,869	-14,144	-24,757	2,366
その他投資 <sup>(2)</sup>	-20,990	-11,178	17,889	31,239	7,780
金融派生商品	569	864	1,211	-940	-572
外貨準備	4,152	572	-3,993	-332	1,522
誤差・脱漏	-2,612	-2,880	-436	-1,153	5,095

資料出所：オーストリア国立銀行

注(1) 新表示制度BPM6（国際収支マニュアル第6版）。四捨五入のため、合計は計数の和と必ずしも一致しない。

(2) 通貨及び預金、融資、貿易借款、SDR割当てなど。

経常収支は、2025年に95億ユーロ（GDPの1.9%）の大きな黒字を記録し、2023年に開始した回復を継続した。経常収支の大きな黒字は、それぞれ51億ユーロ及び67億ユーロの黒字となった物品並びにサービスの貿易に起因する。国内の需要減により、物品の輸入コストは、2024年に7%減少を記録した後、2.3%増加した。旅行の純収益は上昇し、純額で98億ユーロの寄与となった。特に、オーストリアの外国人観光客からの収入は259億ユーロに達し、2024年より約6.6%増加した。誤差脱漏が大きかったことから、2025年の金融収支は経常収支を十分には反映していなかった。オーストリアからの純資金流出は、引き続き「その他投資」に計上される海外の現金及び預金への投資によって主導された。2025年における外国株式に対する需要の回復により、ポートフォリオ投資のフローは反転し、2年間の流入の後、純流出となった。直接投資は金融収支に50億ユーロのプラスの寄与となった。オーストリアの投資家は、外国株式及び投資信託持分（150億ユーロ）並びに長期有価証券（163億ユーロ）を購入した一方、外国投資家はオーストリア株式及び投資信託持分（24億ユーロ）よりもオーストリアの長期有価証券（276億ユーロ）の購入に重点を置いた。その他投資流出は、2025年には78億ユーロに達したが、これは再び海外に保有される現金及び預金の大幅な積み増し（225億ユーロ増）により押し上げられた。

c) 外国為替レート

1999年1月1日、オーストリアを含む欧州連合の参加加盟国の法定通貨としてユーロが発足した。以下の表は、表示期間のユーロと米ドルの為替レートの平均を示す。

ユーロの為替レート	
年平均値	
2021年	1.1827
2022年	1.0530
2023年	1.0813
2024年	1.0824
2020年	1.1300
月平均値	
2026年1月	1.1738
2026年2月	1.1824
2026年3月	1.1558
2026年4月	1.1706
2026年5月	1.1673

資料出所：ブルームバーグ

ユーロの為替レートは、1ユーロ = 1.0321米ドルで2025年が始まり、1ユーロ = 1.1750米ドルで2025年を終了した。2025年中、ユーロは2025年1月13日に1ユーロ = 1.0198米ドルの最安値を、2025年9月17日に1ユーロ = 1.1837米ドルの最高値をつけた。

通貨・金融制度

a) オーストリア国立銀行（オーストリア中央銀行）

以下の記述は、欧州連合設立条約（マーストリヒト条約）により修正された欧州共同体を設立する条約（以後、「EC条約」という。）及び欧州中央銀行制度法、欧州中央銀行法により定義された欧州中央銀行制度の一部としてのオーストリアの銀行制度の概要である。この制度の中でのオーストリアの中央銀行の役割は、オーストリア国立銀行法においても定められている。

オーストリア国立銀行は、1922年連邦法により設立されたオーストリアの中央銀行である。同行は株式会社であり、法により、オーストリア国立銀行の株式の100%がオーストリア共和国により所有されている。

オーストリア国立銀行は、14名のメンバーで構成される理事会により監督される。オーストリア国立銀行の理事長、副理事長、連邦政府が任命する6名及び株主総会で選任される6名のメンバーである。国立銀行法に従い、理事会のメンバーは銀行、工業、商業、中小企業及び農業並びに給与雇用者及び賃金労働者の代表を含む。オーストリア国立銀行の日々の業務は総裁、副総裁及びその他2名のメンバーで構成される運営委員会により運営される。

オーストリア共和国が資本の少なくとも50%の持分を保有する他の会社と同様、オーストリア国立銀行は会計検査院の監督を受ける。

欧州中央銀行制度：1999年1月1日にオーストリアが欧州通貨連合の最終段階に参加したことで、オーストリア国立銀行は欧州中央銀行制度（ESCB）の統合された一部になった。ESCBは、欧州中央銀行（ECB）と通貨統合に参加しているEU加盟国の各国中央銀行（NCBs）から構成され、単一の欧州金融政策を実施するために設立された。ESCBの第一の目標は価格安定の維持である。これに加えて、この目標をそこうことなく、ESCBは参加各国の経済政策全般を支援する。基本的機能は、ユーロ圏内の金融政策の明確化及び実施、外国為替オペレーション実施、参加各国の公的外貨準備の維持及び管理、並びに決済制度の円滑な運用の促進である。ESCB内の意思決定プロセスは、ECBの意思決定機関、とりわけECBの政策委員会と理事会を通して集中化されている。

ECBの株主は加盟国のNCBsのみで構成される。各NCBsの資本株式はEUに対するそれぞれの加盟国の人口及びGDPの割合を基準とする。2026年1月1日現在、オーストリア国立銀行は、ECBの払込済資本金の2.4175%の割当てを負担する。

ECBを設立することにより、参加各国は金融政策に対する主権の一部を放棄した。しかし、NCBsはECBに移転されなかった機能を全て留保している。

ECBは、OeKBを含む参加している加盟国に設立された金融機関に、自国の中央銀行（すなわち、OeKBの場合はオーストリア国立銀行）の口座に最低責任準備金を維持するよう求めている。OeKBは当該ECB規則に従い、最低支払準備率を計算する。ECBは準備率を随時変更できる。ECBの最低準備制度に従ったその他機関への負債並びにECB及び中央銀行への負債は、準備率の基準に含まれていない。

単一監督メカニズム（SSM）：ECBは新たな銀行監督任務を単一監督メカニズムの一部として引き受けた。SSMは、ECB及び参加するEU諸国の各国の所轄官庁から成る新金融監督制度を創設した。これらのEU諸国の中には、ユーロを通貨とする国及び通貨がユーロではないがSSMと密接な協力関係にある国を含む。金融機関の健全性監督に関連する特定任務は、欧州連合の機能に関する条約の第127(6)条に基づきECBに与えられた。SSMの主たる目的はヨーロッパの銀行制度の安全性及び健全性を確保し、ヨーロッパ内の金融統合及び安定性を強化することである。ECBは単一監督メカニズムの効果的及び持続的な機能に責任があり、参加するEU諸国の各国の所轄官庁と協力する。ECBは2014年11月（監督者創設の規則発効から12か月後）にその新銀行監督責任を継承した。

## b) 銀行制度

2025年12月31日現在、オーストリアには445の独立銀行（いわゆる金融機関）があり、これらの銀行は法的な位置付けにより、以下の7部門に分類できる。

- ・ 株式会社組織の銀行及びプライベートバンク34行、
- ・ 貯蓄銀行48行、
- ・ 地域抵当銀行6行、
- ・ 地方信用組合276行、
- ・ 商業協同組合銀行9行、
- ・ 住宅建築融資組合4行、
- ・ 特殊銀行50行、
- ・ 外国銀行の18支店。

2025年中、オーストリアの金融機関の数は458行から445行へと13行減少した。この動きは、長期化する景気低迷、信用リスクの上昇（特に商業用不動産におけるもの）及び規制要件の厳格化に対応するための銀行の統合によってもたらされた。これらの圧力により、多くの小規模金融機関及び地域金融機関が独立して事業を継続することは持続可能性を欠くものとなり、合併及び市場からの退出が加速した。

別途記載しない限り、本項のデータは、外国資本下にあるものを含めて、オーストリアを本拠地とする全ての金融機関について言及する。

**営業活動及び収益状況**：オーストリアを本拠地とする金融機関のレバレッジ比率は2025年に9.8%から10.4%の水準へと増加した。オーストリアの銀行による非銀行部門への全体的な貸付けは、国内非金融会社への貸付け及び家計への貸付けがそれぞれ1.2%増加したことにより、同期間中に5.3%増加した。一般政府貸付けも2024年と比較して2025年はわずかに1.2%増加した。

2025年、オーストリアを本拠地とする全金融機関の営業利益総額は、2024年と比較して7.0%減少した。金融取引収支は増加し（56.5%増）、利息収入はわずかに減少（0.8%減）したが、他方手数料収入は5.8%増加した。さらに2025年には証券及び出資持分（6.9%増）の増加があり、営業収益はわずかに0.6%減少した。一方、営業費用は7.8%増加した。この結果、費用/収入比率は49.8%へと増加した。オーストリアの6つの銀行（アディコ・バンク、エアステ・グループ、BAWAG P.S.K.、フォルクスバンク・ウィーンAG、ライフアイゼン・バンク・インターナショナル並びにライフアイゼン・ランデスバンク1行）は単一監督メカニズム（SSM）のもとで監督されている。

## 欧州周辺諸国並びに東欧地域・諸国に対する融資残高

2024年12月31日現在、オーストリアが過半数を所有する銀行の中欧、東欧及び南東ヨーロッパ（CESEE）地域に対するエクスポージャーは大きく、総資産は2023年12月31日現在の2,880億ユーロから上昇して3,150億ユーロとなった。最も重要な子会社はチェコ、スロバキア、ルーマニア及びハンガリーに所在し、これらを合わせると、CESEE地域におけるオーストリアの銀行のEU総資産の約86%を占めている。CESEE地域の子会社は、2024年に54億ユーロの純利益を計上し、2023年の55億ユーロからわずかに減少したものの、オーストリアの銀行部門全体の利益のほぼ50%を占めた。

## c) 金融政策

価格安定の維持という使命を達成するために、EC条約はユーロ制度（ECB及びユーロを採用した加盟国のNCBsを指す。）に機関の独立性をかなりの程度認めており、透明性及び責任に関する広範な義務により補足されている。

1998年10月に発表され、ユーロが導入されてから4年半の2003年5月に徹底的に評価が行われたユーロ制度の安定志向の通貨政策は、3つの主要な要素により成り立つ。すなわち、価格安定の量的定義、価格の動きの見通しの幅広い評価、及び価格安定リスク評価における貨幣の顕著な役割である。後の2つの要素はまた、通貨政策の決定が基準とすべき包括的な分析を構成する「2つの柱」と呼ばれる。経済分析は価格安定に対する中短期リスクを特定するが、貨幣分析はインフレにおける中長期傾向を評価するのに役立つはずである。

ユーロ制度は流動性を管理するため自由に使える多様な金融政策手段を持つ。ユーロ制度の不可分の一部としてオーストリア国立銀行の主要任務の1つはオーストリア国内で金融政策を遂行することである。

ユーロマネー市場は、TARGET（Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer）システム決済制度が重要な役割を果たしているが、ますます効率的な営業を継続して行っている。境界を越える取引数がユーロ圏発足前よりかなり増加しており、入札オペの最低貸付レートと少なくとも同程度の条件で無担保セグメントにおいて流動性を確保するために努力を要する銀行もあった。

直近の2025年のメンテナンス期間（2025年11月5日から2025年12月22日まで）時点で、ユーロ圏の支払準備全体に占めるオーストリアの割合は、およそ2.8%であった。銀行の負債ベースに適用される最低準備率は、2025年に変わらずに1%であった。2025年中、支払準備は2025年の直近のメンテナンス期間に約48億ユーロから47億ユーロへとわずかに減少した。2022年12月20日まで、最低準備高はユーロ制度が主要リファイナンス・オペレーションに課する限界率を基準に利息が発生した。2022年12月21日から2023年9月19日まで、最低準備金はユーロシステムの預金ファシリティの金利で支払われる。2023年9月20日以降、最低準備金の報酬は0%に設定されている。

ECBはユーロ圏内の銀行券発行に関する独占的権限を有する。オーストリアが欧州経済通貨同盟に加盟して以来、0eNBIは、ECBが決定ECB/2010/29に従って算出した銀行券流通数のデータを公表している。この計算によると、2025年12月31日現在、オーストリアで流通している銀行券は440億5,100万ユーロである。

## 財政

### a) 連邦予算

2009年以来、連邦レベルでの年間予算編成プロセスは2つの部分に分かれる。春の中期歳出枠組み（「MTEF」）の作成及びMTEFに基づく秋の予算である。

MTEFは連邦政府のみに関するものであり、予算戦略報告書の提示を伴うが、予算の安定性を向上させるために2009年1月に導入された。新規則のもとで、議会は、5つの主要予算項目について名目価値での拘束力ある歳出上限を定める4か年計画を採用する義務がある。毎年春に、議会は4年計画を1年間進める。歳出の上限は固定されるか、弾力的である。弾力的な歳出上限は景気循環の変動にさらされる分野、例えば社会保障関係費に利用される。上限はまた、項目の副レベル、すなわち「チャプター」でも定められるが、これらは翌年度のみを拘束し、その後の3年については指標に過ぎない。MTEFは政府が定める優先事項及び予算目標の立案、実施及び管理の基礎となることを目的とする。年間予算については、チャプターごとの幅広い歳出分類が各歳出予算勘定に細分化されなければならない。固定された歳出項目はMTEFに一致することが求められ、変動する歳出項目の予算額は現在の経済予測に基づき決定される。上限からの逸脱は、既存の準備金及び追加歳入の金額の限度においてのみ許される。各省庁にとり、年度末の未使用の歳出予算は準備金として積み立てられ、これにより資源のより効率的な利用が促される。MTEF及び年次予算の双方が議会の承認を受けなければならない。予算の予想資金又はMTEFの固定の歳出上限が十分でない場合、それぞれ予算法又はMTEFの改正が議会で承認される必要がある。予算赤字は国内又は海外からの政府借入でまかなわれる。

連邦憲法に従い、会計検査院（Rechnungshof、オーストリア監査院）は連邦政府及び諸州の財政管理及び年次財務書類の監査を委任されている。会計検査院は行政機構からは独立しており、下院の直接の監督下にある。会計検査院は、毎年下院に提出される予算結果報告の編集、借入れ債務の契約締結補助（連邦の債務書類は会計検査院長官により副署されなければならない。）、歳出管理の統制及び特定の政令の公布補助につき責任がある。

連邦予算の数字は現金ベースで提示され、オーストリアの政府部門の一部のみを対象とする。オーストリアの財政状態の国際比較及び評価のために、「一般政府部門」の予算の数字は国民所得計算の発生主義に従って、作成されなければならない。連邦予算に加えて、マーストリヒト条約及び2010年版欧州国民経済計算体系（ESA2010）において定義される「一般政府部門」は、州政府（Länder）、地方当局（Gemeinden）及び社会保障部門も含む。

## EU安定・成長協定に基づく赤字制限及び過剰赤字手続き

欧州連合の予算規律を継続的に確保するために、加盟国は、1992年にマーストリヒト条約（「本条約」）並びに1997年に「安定・成長協定（「本協定」）」の主要項目につき合意した。

本条約に基づき、加盟国のGDPに対する政府債務総額の比率は前会計年度末現在で60%を超えてはならない。債務比率がGDPの60%を超えるが、債務比率と60%の基準価値の差が平均で毎年20分の1ずつ削減される場合、財政上の要件は満たされていると考える。20分の1の債務削減規則は、金融危機による債務の影響又は他の加盟国への危機支援により発生した債務などの偶発的な措置が、20分の1の削減の評価が適用される前に差し引かれるように設計されている。

本協定は2013年に最終の改正がなされたが、これに基づき、加盟国は国家財政の長期的安定を確保し、欧州連合の機能に関する条約（「TFEU」）に基づくGDP比3%の参考価値を超える政府赤字のリスクを最小化するために、中期予算目標に向かい、着実に実行しなければならない。TEFU及び本協定に基づき、一般政府赤字が参考価値であるGDP比3%を超える加盟国、又は一般政府赤字がGDPの60%を超えていて、かつ満足できる速度で十分に削減しGDPの60%に近づいていない場合、債務要件を遵守していない加盟国は、過剰赤字手続き（「EDP」）に従わなければならない。EDPにもとづき、経済相・大蔵相理事会（「Ecofin理事会」）が過剰赤字が存在するかにつき決定する。Ecofin理事会は加盟国の経済及び財務担当大臣で構成される。過剰赤字が存在すると決定された場合、Ecofin理事会は、欧州委員会の勧告に基づき、過剰赤字の是正を目的とした是正策を勧告し、加盟国が行う是正措置を検討する。通貨がユーロである加盟国においては、本協定は一連の財政制裁措置を考慮する。過剰赤字が存在すると決定された際に、これらの加盟国は前年度の国のGDPの0.2%以下の無利息預金の提供を求められる可能性がある。Ecofin理事会が、加盟国の是正措置を検討した後で、過剰赤字の是正のために有効な措置が取られていないと決定する場合、預金を前年度の国のGDPの0.2%以下の過料に充当することができる。Ecofin理事会はこれらの決定を反対の特定多数決ルールを用いて決定する。すなわち、Ecofin理事会が特定多数決をもって委員会の勧告を拒否する決定をしない限り、経済制裁に関する委員会の勧告が採択される。「その他の関連要因」もまた、過剰赤字（赤字及び/又は債務基準の違反）の存否の決定につながる手順において考慮される。例えば、激しい経済の低迷又は加盟国の制御できない異常な外部事象の結果の逸脱である場合、逸脱が中期的な財政状態の持続性を危険に晒さない限り、EDPの発動が回避される可能性がある。EDPの対象ではないこれらの加盟国は、本協定のいわゆる予防手段を着実に実行する必要がある。本協定の予防手段は、通常の経済状態の期間における加盟国の財政計画及び方針（中期予算目標及び歳出ベンチマーク）にパラメーターを設定することにより中期的に健全な予算方針を確保することを目指す。これには、景気循環の上昇及び下降を考慮する。

### 欧州ソブリン債務危機への対応

ユーロ圏のソブリン債市場の安定を守るため、ユーロ圏加盟国は2010年に暫定的な欧州金融安定ファシリティー（EFSF）を設立し、その後2012年には恒久的な欧州安定メカニズム（ESM）を設立した。2025年12月31日現在、ギリシャの他のユーロ圏加盟国に対する二国間ローン残高は約316億ユーロ、欧州金融安定ファシリティー（EFSF）に対するローン残高は1,262億ユーロ、欧州安定メカニズム（ESM）に対するローン残高は594億ユーロであった。アイルランドのEFSFに対するローン残高は177億ユーロであった。ポルトガルのEFSFに対するローン残高は253億3,000万ユーロ、キプロスのESMに対するローン残高は63億ユーロであった。スペインのESMに対する融資残高は119億ユーロであった。

2020年11月30日、包括的な構成によるユーログループ（すなわち、全EU加盟国の経済・財務相）は、経済通貨同盟及び欧州銀行同盟の強化を目的としたESM改革に合意した。この改革の目的は、ESMツールキットをさらに発展させ、財政支援プログラムの設計、交渉、モニタリングにおけるESMの役割を強化することである。また、単一破綻処理基金（SRF）に対して、ESMからのクレジットラインの形で共通の緊急対策を構築し、銀行同盟における銀行整理のための金融セーフティ・ネットを提供することで、金融安定の保護に役立てる。共通の緊急対策は、直接増資手段に代わるものとなる。直接増資手段は、現在、最後の手段として、ESMが特定の状況下で、システミックで実行可能なユーロ圏の金融機関に資本注入することを可能にするものである。これらの変更は、ユーロ圏の強靱性及び危機解決能力を強化することを目的とする。2025年度末現在、ESM条約の改正協定はまだ発効していない。

クロアチアは2023年1月1日付でユーロを採択し、その後ESMの加盟国となった。ブルガリアは2026年1月1日付で通貨としてユーロを採択し、2026年下半年にはESMの加盟国となる見込みである。

### 連邦会計及び予算

下記の連邦会計は、2021年度から2024年度については会計検査院の監査及び下院の承認を受けている。2025年度及び2026年度の会計は連邦予算案である。

2021年から2026年度の予算に関する詳細は、下記「c）歳入及び歳出」を参照のこと。

要約歳入及び歳出表

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 <sup>(1)</sup>	2026年 <sup>(1)</sup>
	(単位：百万ユーロ)					
・ 一般会計						
連邦政府歳入：						
公租公課合計（総額）	95,684	105,167	109,100	112,886	119,737	122,144
控除：州、地方公共団体及び 基金に対する移転	(33,269)	(39,533)	(39,581)	(39,932)	(42,821)	(43,821)
EU予算への移転	(3,561)	(3,406)	(3,600)	(2,937)	(3,151)	(4,000)
公租公課合計 （純額）	58,854	62,228	65,920	70,017	73,765	74,323
その他の源泉	30,336	28,399	32,169	31,551	33,335	33,247
歳入総計	89,190	90,627	98,088	101,568	107,100	107,570
歳出総計	107,139	111,389	115,198	120,687	121,469	125,852
（予算赤字）/予算黒字 - 公債 償還額控除後	(17,949)	(20,762)	(17,110)	(19,119)	(14,369)	(18,282)
（予算赤字）/予算黒字 - 純 額、GDP比率	(4.4%)	(4.1%)	(2.9%)	(3.2%)	(2.6%)	(2.4%)
国民所得概要説明による一般政 府(赤字)/黒字（「マーストリ ヒト」(赤字)/黒字） （GDP比率）	(5.8%)	(3.5%)	(2.9%)	(4.7%)	(4.2%)	(4.2%)
国民所得概要説明による中央政 府(赤字)黒字/（「マーストリ ヒト」(赤字)/黒字） （GDP比率）	(5.2%)	(3.8%)	(2.5%)	(3.5%)	(3.0%)	(3.0%)
・ 財務会計						
歳出	128,194	120,354	150,283	191,452	205,820	260,388
歳入	146,143	141,116	167,393	210,572	220,188	278,670
（赤字）/黒字	17,949	20,762	17,110	19,119	14,369	18,282

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算案。

2013年1月1日に、2013年連邦予算改革が施行された。この改革の主要な要素は以下のとおりである：業績重視（投入重視に代わり）の予算編成、省庁及び予算管理主体の説明責任の向上、グローバル予算及び詳細予算の実施による構造の改善、並びに以前の政府会計制度に代わる資本財政会計、損益計算書及び資本会計を含む新会計制度。

## b) 税制

共和国が課税する主な税としては、個人所得税（給与賃金税を含む。）、法人税及び付加価値税がある。

個人所得税は累進税であり、1,000,000ユーロを超える課税所得に対する最高限界税率は55%である。被雇用者については、この最高限界税率は年収の6分の1の法定所得控除により軽減される。法人税については一律25%の税率が適用される。付加価値税は、一般付加価値税率は20%であり、主に食品、家賃、旅客輸送、書籍、新聞及び一定のサービスに適用される軽減付加価値税率は13%及び10%である。

オーストリア法によれば、連邦政府によって徴収された税金の一定部分は、歳入分配計画に従って、州やその他の地方公共団体に配分されることになっている。配分額、対象となる税目並びに各州及び他の地方公共団体間における配分基準については、連邦政府その他の行政機関の間で定期的に交渉がもたれている。直近の2023年の合意は2024年から2028年までを対象とする。

オーストリアは米国を含む、世界中の多数の国と租税条約を締結している。

## c) 歳入及び歳出

以下の表は、表示された各年度の歳入及び歳出を示したものである。

	歳入					
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 <sup>(1)</sup>	2026年 <sup>(1)</sup>
	(単位：百万ユーロ)					
公租公課合計（総額）	95,684	105,167	109,100	112,886	119,737	122,144
個人所得税	4,473	5,867	3,500	5,006	5,095	4,600
賃金税	30,096	31,421	33,500	36,214	37,833	38,900
利子源泉税	4,217	4,336	5,050	5,635	6,706	5,700
法人所得税	9,821	13,625	13,500	12,658	11,860	12,500
取引高税	30,648	35,397	37,000	38,628	40,177	41,800
原油税	3,968	4,133	4,000	3,804	3,687	3,700
その他の税金	12,461	10,388	11,550	10,941	14,379	14,944
控除：州、地方公共団体及び基金 に対する移転	(33,269)	(39,533)	(39,581)	(39,932)	(42,821)	(43,821)
EUへの移転	(3,561)	(3,406)	(3,600)	(2,937)	(3,151)	(4,000)
公租公課合計（純額）	58,854	62,228	65,920	70,017	73,765	74,323
その他源泉	30,336	28,399	32,169	31,551	33,335	33,247
連邦歳入総計	89,190	90,627	98,088	101,568	107,100	107,570

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算案。

. 一般会計	歳出					
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 <sup>(1)</sup>	2026年 <sup>(1)</sup>
	(単位：百万ユーロ)					
連邦政府：						
大統領府	10	10	12	12	13	12
連邦立法府	320	325	321	313	260	282
憲法裁判所	18	17	19	20	20	21
行政裁判所	22	22	24	26	26	27
検察庁	13	14	15	16	16	16
会計監査院	37	37	42	46	47	50
首相府	481	535	555	961	643	549
内務	3,182	3,295	3,650	4,010	4,108	4,140
外交	541	626	636	643	631	620
法務	1,775	1,852	2,087	2,321	2,385	2,414
軍務及び運動競技	3,420	3,029	3,632	4,326	5,024	5,479
財政	1,097	1,374	1,723	1,554	1,499	1,455
保護施設/移民	358	582	1,055	629	674	621
年金	12,185	12,664	13,950	12,658	13,309	13,882
州・地方公共団体に 対する交付金	1,803	2,753	2,003	3,406	3,744	3,826
連邦財産	11,686	6,915	5,485	2,398	1,214	1,326
金融市場安定化	27	1,026	146	135	0	0
財務	69	61	0	0	0	0
公債元利金支払 (スワップを含む)	3,221	6,021	8,680	7,365	6,824	8,912
雇用	13,762	9,719	9,271	10,181	10,782	10,344
社会問題・ 消費者保護	3,986	4,065	5,038	5,790	5,623	5,944
社会保障	10,346	10,733	11,533	17,357	19,447	20,294
保健	5,045	5,655	2,856	2,951	2,793	3,217
青少年・家族	7,654	8,123	8,123	8,747	9,044	9,254
商業(調査研究)	93	119	282	222	235	216
経済	2,179	1,358	3,521	2,002	1,330	989
教育、芸術・文化	10,313	10,564	11,857	12,247	12,749	13,178
科学	5,044	5,370	5,939	6,557	7,221	7,320
運輸、革新、技術 (調査研究)	441	561	624	540	631	625
運輸、革新、技術	4,343	4,708	5,494	5,357	5,668	6,592
農林及び水資源	3,214	3,052	2,945	3,012	3,017	2,877
環境	454	8,527	3,663	4,884	2,492	1,370
連邦歳出総計	107,139	111,389	115,198	120,687	121,469	125,852
(純赤字)/純黒字	(17,949)	(20,762)	(17,110)	(19,119)	(14,369)	(18,282)
. 財務会計						
歳出	128,194	120,354	150,283	191,452	205,820	260,388
歳入	146,143	141,116	167,393	210,572	220,188	278,670
(赤字)/黒字	17,949	20,762	17,110	19,119	14,369	18,282

資料出所：連邦大蔵省

四捨五入のため合計は計数の和と必ずしも一致しない。

注(1) 連邦予算案。

歳出額と歳入額の差異(赤字)は、それぞれの会計年度の連邦予算法に承認された権限に基づく借入金及び前会計年度末の利用可能資金の残高の利用により賄われる。

公債

a) 国内債務及び外国債務の概要

直接債務

次の表は、2025年12月31日における共和国の直接国内債務及び外国債務（債券及び借款）の債務残高並びに2025年に共和国が支払った利息を示すものである。

（単位：百万ユーロ）

	2025年12月31日現在の 債務残高	2025年に支払った利息
国内：		
債券	320,284	5,786
その他の債務	8,927	161
合計	329,211	5,947
自己債券保有	(16,182)	
合計	313,029	
外国：	0	0
合計	0	0
自己債券保有	0	
合計	0	
直接債務合計	329,211	5,947
自己債券保有	(16,182)	
総計	313,029	

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

次の表は表示した各年度の12月31日現在における共和国の直接債務の債務残高合計を示したものである。

（単位：百万ユーロ）

	12月31日					
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 (スワップ 後)	2025年 (スワップ 前)
国内債務	266,292	283,129	294,813	312,227	329,211	322,402
外国債務 <sup>(1)</sup>	0	0	0	0	0	6,993
合計	266,292	283,129	294,813	312,227	329,211	329,395
自己債券保有	(12,726)	(12,239)	(11,560)	(12,975)	(16,182)	(16,182)
総計	253,566	270,890	283,252	299,252	313,029	313,213

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

注(1)表示した各年度の12月31日現在の為替レートをもってユーロに換算されている。

## 保証債務

共和国は公的機関、共和国が持分を有する企業の債務並びに輸出保証法及び輸出金融保証法に基づく他の債務に対して、その元利金の支払保証を行っている。次の表は表示した各年度の12月31日現在の共和国の保証債務の元本残高を示したものである。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在				
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
国内債務	73,361	71,248	68,619	65,432	62,156
外国債務 <sup>(1)</sup>	26,663	24,548	24,026	27,140	24,643
保証債務合計 <sup>(2)</sup>	100,024	95,796	92,645	92,572	86,799

資料出所：連邦大蔵省

注(1) 表示した各年度の12月31日現在の為替レートをもってユーロに換算されている。

(2) さらに、法律により、共和国はオーストリア郵便貯金銀行が2000年12月31日までに引受けたすべての債務につき責任を有しており、かかる債務は2025年12月31日現在、3億9,000万ユーロであった。

## 2025年12月31日現在における国内保証債務

(単位：百万ユーロ)

借り手	金額
輸出保証 <sup>(1)</sup>	
輸出保証法 <sup>(2)</sup>	27,073.13
輸出金融保証法	1,730.00
輸送及びインフラストラクチャー	
ASFINAG	7,600.00
オーストリア鉄道(OBB)	5,624.60
鉄道インフラストラクチャー・サービス会社(SCHIG)	0.75
オーストリア金融市場	
ケルンテン保証法	1,108.32
国際収支安定化法(ZaBiStaG)	
欧州金融安定ファシリティ(EFSF)	8,845.09
マクロ財政援助(ウクライナ)	101.89
1988年貨幣鑄造法	5,751.46
経済開発促進	
オーストリア経済サービスGesmbH(AWS)	1,603.74
オーストリア旅行開発銀行(ÖHT)	202.23
オーストリア調査促進公団(FFG)	73.20
COVID-19他負債	
オーストリア経済サービスGesmbH(AWS)	360.47
オーストリア旅行開発銀行(ÖHT)	268.17
失業リスク軽減(SURE)	717.22
汎欧州保証基金	618.21
オーストリア輸出銀行(OeKB)	124.49
その他負債	
連邦美術館への貸付	155.58
1999年原子力賠償責任法	121.80
欧州投資銀行(EIB)	75.56
計 <sup>(3)</sup>	62,155.91

注(1) 輸出保証法及び輸出金融保証法に基づきオーストリア共和国が発行する保証は、オーストリア輸出銀行(オーストリアの輸出信用の代理人)の貸借対照表の資産サイド及び負債サイドを対象とする。貸借対照表の両サイドを参照

する保証の支払の可能性は非常に低い。したがって、経済的アプローチに従い、貸借対照表の両サイドに基づき利用される金額は一度だけ数に入れる。この経済的アプローチに従い、輸出保証の保証債務は2025年12月31日現在、65億4,988万ユーロ（外国保証債務）及び270億7,313万ユーロ（国内保証債務）であった。

- (2) 輸出保証に基づき、確認済であるが未払いの共和国に対する支払い請求分を含む。
- (3) さらに、法律により、共和国はオーストリア郵便貯金銀行が2000年12月31日までに引受けたすべての債務につき責任を有しており、かかる債務は2025年12月31日現在、3億9,000万ユーロであった。

2025年12月31日現在における外国保証債務

(単位：百万ユーロ)

借り手	金額
輸出保証 <sup>(1)</sup>	
輸出保証法 <sup>(2)</sup>	2,925.92
輸出金融保証法	21,254.56
輸送及びインフラストラクチャー	
オーストリア鉄道 (ÖBB)	100.49
その他負債	
連邦美術館への貸付	362.13
計	24,643.10

注(1) 輸出保証法及び輸出金融保証法に基づきオーストリア共和国が発行する保証は、オーストリア輸出銀行（オーストリアの輸出信用の代理人）の貸借対照表の資産サイド及び負債サイドを対象とする。貸借対照表の両サイドを参照する保証の支払の可能性は非常に低い。したがって、経済的アプローチに従い、貸借対照表の両サイドに基づき利用される金額は一度だけ数に入れる。この経済的アプローチに従い、輸出保証の保証債務は2025年12月31日現在、65億4,988万ユーロ（外国保証債務）及び270億7,313万ユーロ（国内保証債務）であった。

- (2) 輸出保証に基づき、確認済であるが未払いの共和国に対する支払い請求分を含む。

b) 今後5年間の外国債務の元利金支払予定額

以下は、2025年12月31日現在のオーストリアの国内長期債務に関して、表示の期間に必要な元利金支払額を示す。

国内債務の元利金支払い

(単位：十億ユーロ)

	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
利息	5.9	5.2	4.5	4.4	4.0
元金	48.6	23.0	21.9	26.2	20.3
合計	54.5	28.2	26.4	30.7	24.3

資料出所：オーストリア・トレジャリー（オーストリア債務管理機関）

2025年12月31日現在、通貨スワップの影響を考慮した後、未償還の外国長期債務はなかった。

c) 債務不履行の有無

共和国は常に、1945年以降に発行したすべての債務については、その元利金のすべてを、債権国の法定通貨をもって遅滞なく支払ってきた。また共和国はその戦前の外国債務の弁済については、戦後に締結した契約に基づき支払われるべきすべての金員の支払いを履行してきた。1945年以降、共和国が1964年オーストリア輸出振興法又はそれ以前の法令に基づき発行した輸出信用保証が付されている、オーストリアの輸出業者に対する外国業者の債務に関する支払いを除いては、共和国が保証したいかなる債務に関する支払いの履行も求められたことはない。